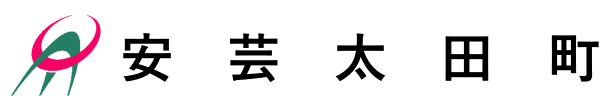


# 安芸太田町国土強靱化地域計画

令和3年4月





## 目次

第1 はじめに.....	3
1 計画作成の趣旨.....	3
2 計画の位置付け.....	3
3 計画期間の設定.....	3
第2 安芸太田町の概要と想定するリスク.....	4
1 地域特性.....	4
2 想定する災害リスク.....	7
第3 基本的な考え方.....	10
1 強靱化により目指すべき将来像.....	10
2 地域を強靱化する上での目標.....	11
第4 リスクシナリオと強靱化施策分野.....	12
1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）.....	12
2 強靱化施策分野.....	14
第5 脆弱性の評価.....	16
第6 強靱化のための推進施策.....	17
1 大規模自然災害時の人命保護.....	18
2 迅速な救助・救急、医療活動等.....	30
3 行政機能等の確保.....	48
4 情報通信機能の確保.....	54
5 経済活動の維持.....	59
6 ライフラインの確保.....	67
7 二次災害の防止.....	75
8 迅速な復旧・復興.....	82
第7 施策の重点化.....	88
1 施策の重点化の考え方.....	88
2 対応方策の重点化、優先順位付け.....	89
第8 計画の推進に向けて.....	93
参考資料1 リスクシナリオごとの脆弱性評価.....	95

※ 各分野における担当課は、令和3年度の新組織体制（課室名）を反映

# 第1 はじめに

## 1 計画作成の趣旨

我が国は、地理的及び自然的な特性から多くの大規模自然災害等による被害を受けており、平成25年（2013年）12月には、東日本大震災の教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が閣議決定され、平成28年（2016年）3月には「広島県国土強靱化地域計画」が策定された。

本町においても、過去に尊い生命が失われる災害が発生しており、今後も大規模自然災害等が発生するおそれがある。このため、大規模自然災害等から町民の生命、身体及び財産の保護並びに町民生活及び町民経済に及ぼす影響の最小化に必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国及び広島県の施策との連携を図るとともに、町民、事業者等との連携により、強靱な地域づくりを推進するための指針として、安芸太田町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

## 2 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第13条に規定される本町の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画で、第二次安芸太田町長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）との整合・調和を図りつつ、国土強靱化に関する本町の計画等の指針として定める。

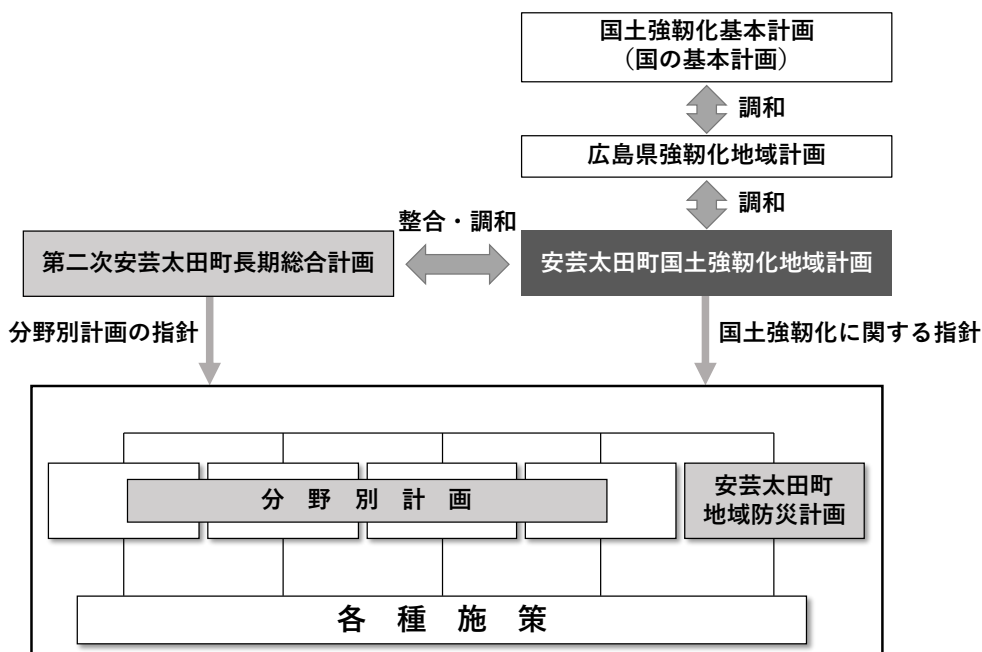


図 安芸太田町国土強靱化計画の位置づけ

## 3 計画期間の設定

本計画の期間は、長期総合計画（計画期間：平成27～令和6年度）との整合に配慮し、令和3～6年度とする。

## 第2 安芸太田町の概要と想定するリスク

### 1 地域特性

#### (1) 地域の概況

本町は町域の8割以上を山林が占める中山間地域であり、都市的機能は町本庁舎及び各行政支所周辺、戸河内インターチェンジ周辺などに集中している。

また、県都・広島市と山陰地域を結ぶ交通の結節点であり、広島市内へは、中国自動車道利用により約1時間でアクセスできる好立地にある。

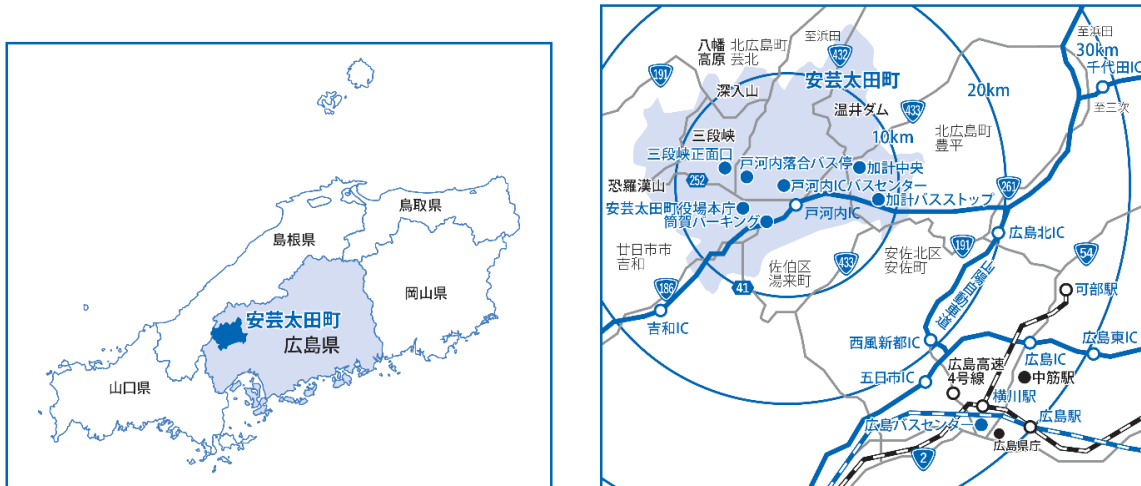
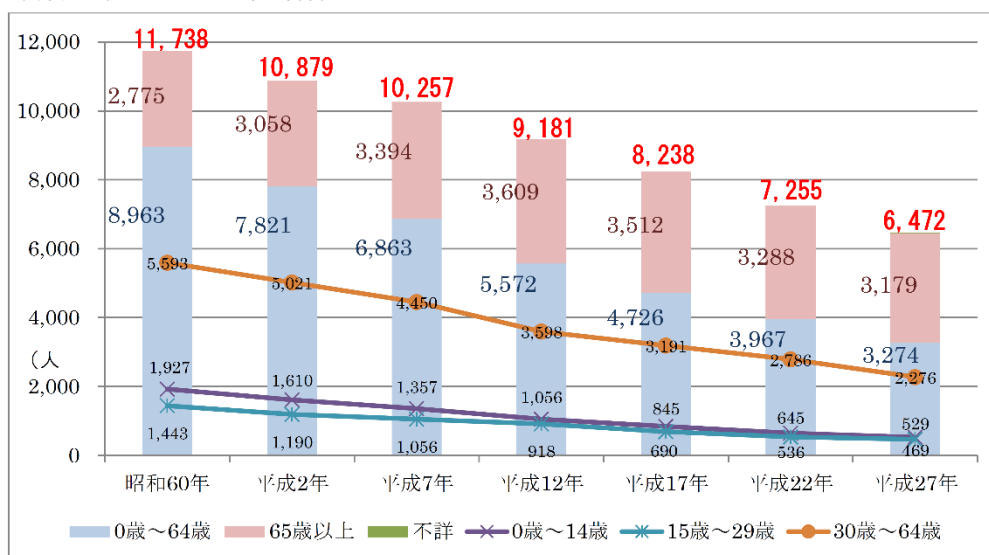


図 安芸太田町の位置

#### (2) 人口

平成27(2015)年の国勢調査における本町人口は、6,472人で平成22(2010)年の7,255人から11.0%の大幅な減少とっており、高齢化率は49.3%(令和元年10月1日時点では50.2%)と広島県内で最も高い数値となっている。人口構成をみると、特に15歳～29歳の減少率は15%を超えており、若年者層の流出が顕著に表れている。さらに、同年の0歳～14歳の占める割合では8.2%と県内で2番目に低い割合となっており、県内で最も少子高齢化が顕著に現れている自治体といえる。



資料：総務省統計局「国勢調査報告」

図 人口の推移(近年)

### (3) 地勢

本町の西部は西中国山地国定公園が縦断しており、県内最高峰の恐羅漢山（1,346m）をはじめ、深入山（1,153m）、砥石郷山（1,177m）、市間山（1,108m）、内黒山（1,051m）など1,000mを超える高峰が群起している。これら背梁山地に水源を発する太田川水系の太田川、柴木川などの諸河川が深い渓谷を刻んでおり、中でも三段峡の渓谷は国の特別名勝の指定を受けている。

こうした地勢から、集落の散在する耕地の標高は130mから800mと差の激しい山村地域となっており、河川はその源を中国山地に発し、町域の北西から南東方向に緩傾斜した吉備高原面を流下する太田川、柴木川、筒賀川及び滝山川、広島県に特徴的な北東から南西に走る幾条もの構造谷線に沿って流れる丁川及び西宗川等がある。これらの河川の他にいくつもの中小の支川が太田川に流れ込み、高原面を深く下刻分断し、極めて複雑で急峻な地形を呈している。この急峻さを傾斜度別の面積でみると20°以上の傾斜地が全面積の73%、30°以上が25%に上り本町の地形の険しさを端的に示している。

こうした複雑で急峻な地形上、台風や梅雨前線が通過する際、多量の雨が降りやすく、中国地方でも多雨地帯に属し、しかも各支流の出水が一時に太田川本流に集まるため、洪水の発生及び急峻山地の崩壊流出等のおそれを多分に有している。

### (4) 地質

北東一南西方面に細長い恐羅漢山地塊を中心に、その南方に十方山、市間山、深入山の各並走塊地群からなり、これらは階段状に北西に急に、南東に漸次低下し、全体としては曲隆、開裂地塊山地の様相を示している。

これらの地塊群の占める地域は、標高1,000m～1,300m前後の平頂山峯が連互する壮重な山容の高原状山地である。

三段峡より上流は、石英斑岩、花崗斑岩の酸性半深成岩で占められ、深入山、恐羅漢山、その他の標高1,000m以上の平坦山頂部は、噴出岩様組織の著しい流紋岩類で覆われている。

南東部はいわゆる広島方花崗岩類が広分布し、深入山東麓ではその小岩体が流紋又は斑岩類を貫き、柴木付近では三段峡の石英斑岩と断層で接している。

南西部市間及び十方山塊付近では、粘板岩、砂岩、チャートから成る古成層が花崗岩体のルーフとして、また一部石英斑岩、流紋岩類の貫入溢流を受けて小露出を示し、勢変成によりホルンフェルス化している。断層としては、筒賀断層、押ヶ峠断層帯、餅の木断層、深入山断層、横川断層、立岩断層、板ヶ谷断層等がある。

地質は、災害発生の態様を既定する大きな要因のひとつであるが、本町における地質は大半が花崗岩によって形成されている。この花崗岩質は風化しやすく、また老年期地形の特徴として河川による浸食を受けやすいため急峻な地形を形成する要因となっている。

## (5) 気候

本町は県全般からみれば高冷地帯に属しており、年平均気温は概ね 12.5℃、県南部の沿岸部の 15℃前後に比べ、約 2～3℃低いが、沿岸部との気温差は季節によって異なる。

また、年平均最高気温 18℃、年平均最低気温 8℃となっており、年平均気温の差は約 10℃である。

年間平均総降水量は、約 1,900 mm～2,000mm 程度で、中国山地と瀬戸内沿岸のほぼ中間的な値を示している。

冬期には背梁山地の気温が南斜面に延びているため、天候も概して山陰側に類似することが多く、平年では 11 月後半になると雪が降り始め、積雪期間は 50～60 日間（降雪日数約 35 日）と多く、最深 30～50 cm までの積雪の出現回数が多い。

また、本町は急峻で複雑な地形の影響により、局地的に大きな差異を生じていることも見逃せない特徴があり、防災上特別な配慮が必要である。

## 2 想定する災害リスク

### (1) 対象とする自然災害

対象とする自然災害は、本町の地域特性を踏まえ、次の通りとする。

#### ■対象とする自然災害

- 台風や豪雨等による風水害
  - ・ 洪水による浸水
  - ・ 大雨による土石流・がけ崩れ等
- 大規模地震による災害

### (2) 想定する災害リスク

#### ア 風水害による災害の想定

本計画における風水害による災害の想定は、本町地域防災計画（基本編）と整合を図り、土砂災害については過去最も被害の大きかった昭和 63 年 7 月の豪雨災害、洪水災害については既往最大出水量を記録した昭和 47 年 7 月災害及び平成 17 年 9 月の台風 14 号災害を想定して、併せてこれ以上の災害に対処できるような計画とする。

#### イ 大規模地震による被害の想定

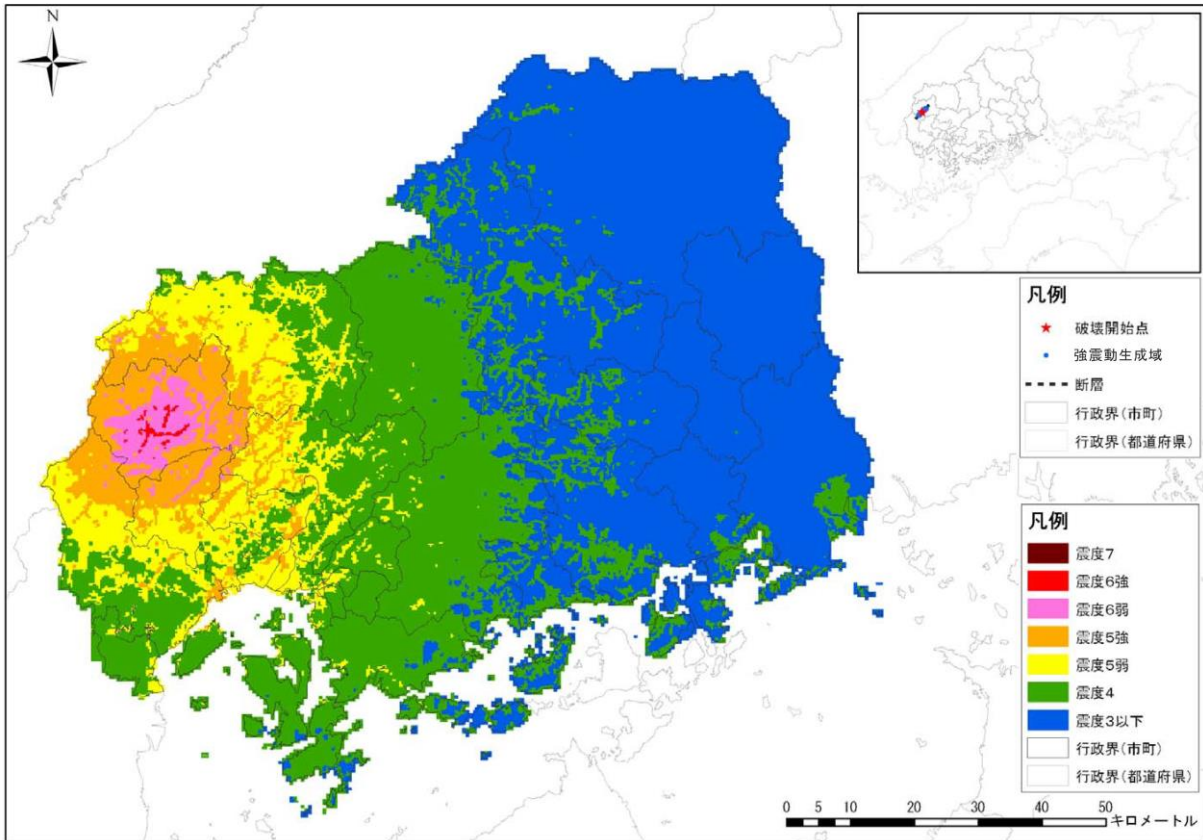
本計画における大規模地震による被害の想定は、本町地域防災計画（震災対策編）と整合を図り、県被害想定調査に基づき本町における最大の被害が想定される、どこでも起こりうる直下の地震（安芸太田町直下地震）とする。被害想定結果を次頁に示す。



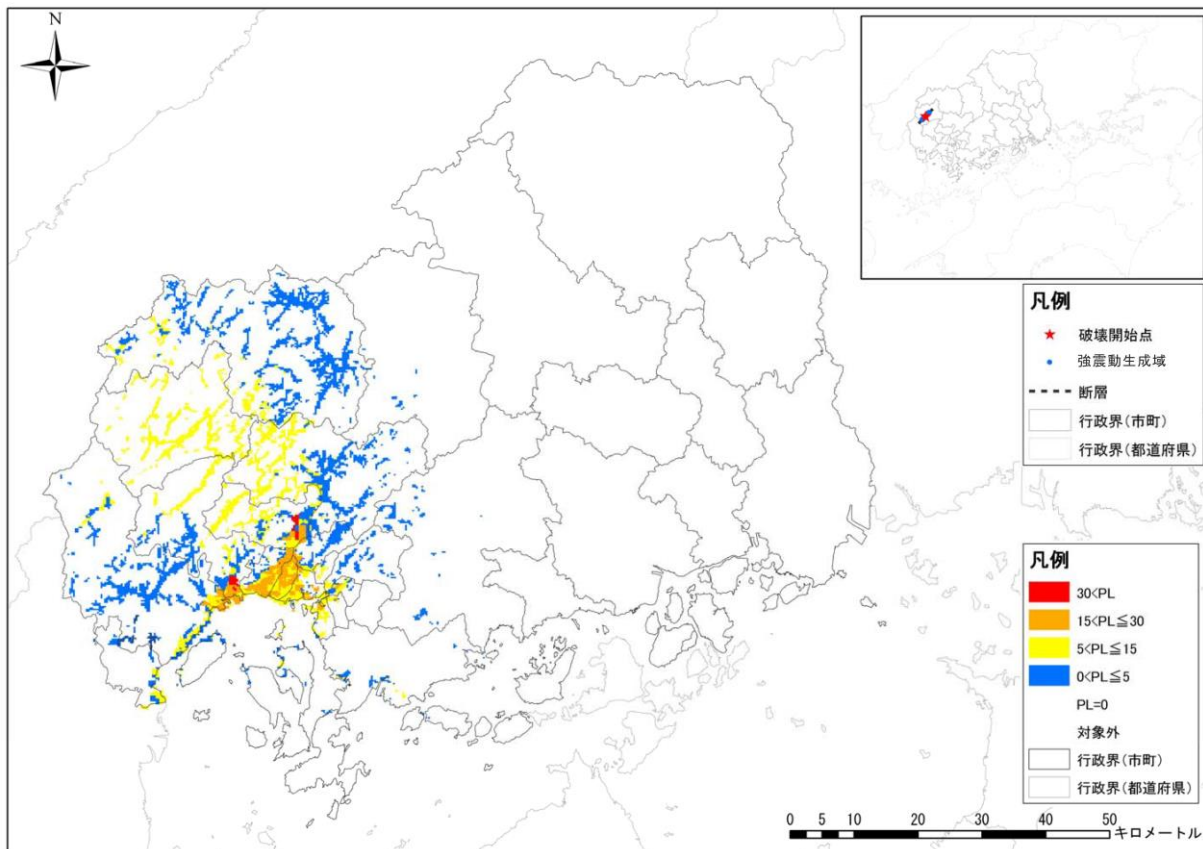
被害想定結果一覧表（安芸太田町直下地震）

想定項目		想定地震	安芸太田町直下地震	
		マグニチュード	M6.9	
		地震タイプ	地殻内	
地震動 ・ 液状化	震度 6 弱以上のエリア		安芸太田町、広島市、廿日市市他	
	面積率	【県内分】	1.8%	【町内分】 43.0%
		液状化危険度面積率（PL>15 の面積率）	0.6%	0.0%
	土砂 災害	①急傾斜地 ②地すべり ③山腹崩壊	危険度ランクが高い箇所（A）	91 箇所
		1 箇所		1 箇所
		88 箇所		84 箇所
建物 崩壊	全壊の主な原因		液状化	揺れ
	全壊棟数		2,781 棟	568 棟
	半壊棟数		6,410 棟	1,877 棟
	焼失棟数		18 棟	0 棟
人的 被害	死傷者数が最大の季節・時間		冬・深夜	冬・深夜
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊
	死者数		37 人	36 人
	負傷者数		567 人	464 人
	重傷者数（負傷者の内数）		60 人	59 人
ライフ ライン 施設 被害	上水道（1 日後の断水人口）		4,130 人	4,130 人
	下水道（1 日後の機能支障人口）		171,647 人	1,821 人
	電力（直後の停電軒数）		3,011 軒	2,301 棟
	通信（直後の固定電話不通回線数）		3,354 回線	2,932 回線
交通道 路被害	道路		214 箇所	52 箇所
生活 支障	避難所避難者数		4,532 人	310 人
	帰宅困難者数		134,767 人	695 人
	食料の不足量（1 日後）		308,938 食	1,117 食（需要量）
	仮設トイレの不足量（1 日後）		-1,162 基	21 基（需要量）
	医療機能支障（需要過不足数）		31,508 人	—
災害 廃棄物	災害廃棄物発生量（可燃物）		4.48 万 t	1 万 t
	災害廃棄物発生量（不燃物）		18.39 万 t	3 万 t
経済 被害	直接被害		6,340 億円	150 億円
	間接被害		3,533 億円	—
	合計		9,873 億円	—

<安芸太田町直下の地震>



震度分布図



液状化危険度分布図 (PL 値)

### 第3 基本的な考え方

#### 1 強靱化により目指すべき将来像

本町は、第2次長期総合計画において、将来像として『豊かさあふれ つながりひろがる 安芸太田～ほどほど便利 とびきり幸せ 笑顔かがやく里山のまち～』を、まちづくりの視点として『安芸太田町の「わ」づくり』を掲げ、安芸太田の資源である「豊かな自然」と「人情」を強みに、町内外に人と人とのつながりが広がるまちを実現するため、5つの街づくりの基本方針を示している。

#### ■まちの将来像とまちづくりの方針

【将来像】 『豊かさあふれ つながり広がる 安芸太田  
～ほどほど便利 とびきり幸せ 笑顔かがやく里山のまち～』

#### 【まちづくりの総合指針】

『安芸太田町の「わ」づくり』

#### 【まちづくりの基本方針】

- ① ほどよい調「和」がとれたまち
- ② 循「環」を生み出すまち
- ③ つながりの「輪」が力になるまち
- ④ コミュニケーションが広がるまち
- ⑤ 私たち一人一人の力を必要とするまち

今後、大規模自然災害が発生した場合にも、町民の生命、身体及び財産を保護し、町民生活および町民経済を守るため、町土の強靱化を図ることは、まちづくりを進めていく上で基礎的かつ不可欠な取組であり、次のような強靱化により目指すべき将来像を掲げ、道路網・防災拠点の安全対策と地域防災力の充実により町土の強靱化に向けた不断の取組を進める。

#### ■強靱化により目指すべき将来像

【将来像】 「強靱なつながりにより支えあう安全な街」  
～道路網・防災拠点の安全対策と地域防災力の充実による災害に強いまちづくり～

## 2 地域を強靱化する上での目標

### (1) 基本目標

本町の強靱化を推進する上での基本方針として、国の基本計画、県強靱化計画を受けて、次の4項目を定める。(注-1)

#### ■地域を強靱化する上での基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④ 迅速な復旧復興に資すること

### (2) 事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標として、国の基本計画を受け、次の8項目を定める。(注-2, 3)

#### ■事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ十全より強靱な姿で復興できる条件を整備する

注-1：基本目標については、国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第6版）（令和元年6月 内閣官房国土強靱化推進室）（以下「国の指針」という。）において、「市町村において地域計画を策定する場合は、県の地域計画を参考にし調和を図ることが効果的・合理的である。」（国の指針）とされていることから、国の基本計画、県強靱化計画を受けて設定する。

-2：事前に備えるべき目標については、国の指針において、「国及び県の定めた目標を参考に、自団体の地域特性を踏まえて設定」（国の指針）とされていること、安芸太田町地域防災計画の被害想定において、「本町の地理的条件及び過去広島県内において発生した災害の態様を考慮し、発生が予測される災害を次（風水害、大規模地震）のように想定」とされていることから、想定するリスクを「大規模自然災害」とし、国の基本計画に則して目標を設定する。

-3：国の基本計画は平成30年12月に改定されたが、県強靱化計画は当初計画（平成28年3月策定）が改定されておらず（令和3年3月2日時点）、目標の記述が整合していないため、本計画では、国の基本計画の記述を受けることとした。

## 第4 リスクシナリオと強靱化施策分野

### 1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）は、国の基本計画（45のリスクシナリオを設定）、県強靱化計画（37のリスクシナリオを設定）を参考にするとともに、本町の実情を踏まえて、36の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定した。

#### 参考：国の基本計画、県強靱化計画におけるリスクシナリオ

##### <国の基本計画>

大規模自然災害により引き起こされることが想定され、「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に起きれば国家として致命的な影響が生じると考えられる45の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」が設定されている。

##### <県強靱化計画>

8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、国の基本計画で設定された45の事態を参考に、広島県の実情も踏まえ、37の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」が設定されている。

表 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3	町職員・施設等の被災及び各種情報の減失等による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による機能の大幅な低下
	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-4	食料等の安定供給の停滞
	5-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 社会・経済が迅速かつ十全より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-5	風評被害や信用不安、観光客の大幅な減少、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

## 2 強靱化施策分野

脆弱性の評価を行う施策分野は、国の基本計画、県強靱化計画を参考にするとともに、本町の実情を考慮しながら、次の10個の個別施策分野と3つの横断的分野を設定した。

【個別施策分野】	【横断的分野】
① 行政機能／警察・消防 ② 住宅・地域 ③ 保健医療・福祉 ④ 情報通信 ⑤ 産業構造 ⑥ 交通・物流 ⑦ 農林水産 ⑧ 町土保全 ⑨ 環境 ⑩ 土地利用（国土利用）	① リスクコミュニケーション ② 老朽化対策：公共施設の老朽化対策等 ③ 地域との協働：地域との連携

表 施策分野の設定

施策分野	検討の視点	担当課	
個別 施策 分野	① 行政機能／ 警察・消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務継続計画（BCP）の実効性の向上</li> <li>防災拠点等の確保、情報収集・提供の高度化</li> <li>人材育成、地方公共団体間および関係機関等との相互補完・連携体制の構築</li> <li>消防の活動拠点施設・経路等の対災害性の強化</li> <li>装備資機材や通信手段の整備・高度化</li> <li>消防団の充実強化 等</li> </ul>	総務課 危機管理室 企画課 建設課 税務課 住民課
	② 住宅・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模火災対策、耐震化、避難地・避難路の整備</li> <li>ライフラインの管路や施設の耐震化等</li> <li>避難施設、救助機関の活動拠点、仮設住宅の用地確保</li> <li>一時滞在施設や避難所の防災機能の強化</li> <li>交通施設等の対災害性の向上 等</li> </ul>	企画課 建設課 住民課
	③ 保健医療・ 福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時を見据えた平時の適切な医療機能の提供のあり方</li> <li>医療・福祉・介護施設の防災・減災機能の強化</li> <li>医療施設等における自家発電設備の導入等の促進</li> <li>医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築</li> <li>搬送ルートの対災害性の向上などの為の医療機関と交通・物流関係者の連携強化</li> <li>災害弱者に対する支援のための広域的な福祉支援ネットワークの構築 等</li> </ul>	健康福祉課 教育課
	④ 情報通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>地理空間情報やICTを活用した官・民からの災害関連情報の多様な収集手段の確保</li> <li>公共情報コモンズや公衆無線LAN等の多様な情報提供手段の確保</li> <li>非常時の情報伝達手段の確保に係る官・民が保有する情報通信インフラの相互連携等の検討 等</li> </ul>	危機管理室 住民課 税務課
	⑤ 産業構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業設備の対災害性の向上のための取組の促進</li> <li>企業における非常用電源設備の確保の促進</li> <li>各企業の個別BCP/BCMの構築、グループ・業界のBCP/BCMの構築 等</li> </ul>	総務課 住民課 産業観光課
	⑥ 交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通・物流施設の対災害性の向上</li> <li>代替輸送ルートの確保</li> <li>交通事業者間の連携強化</li> </ul>	総務課 企画課 建設課
	⑦ 農林水産	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産業に係る生産基盤などのハード対策や流通</li> <li>加工段階のBCP/BCM構築などのソフト対策の実施</li> <li>都市と農村の交流等による地域コミュニティ維持・活性化 等</li> </ul>	住民課 産業観光課
	⑧ 町土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理、砂防、治山施設等のハード対策と情報伝達等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策の実施</li> <li>町土保全を担う人材の確保・育成等の体制設備の推進</li> </ul>	企画課 住民課 産業観光課 建設課
	⑨ 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策の推進</li> <li>災害廃棄物の迅速・適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築</li> <li>汚水の適正処理を実施する体制の構築</li> <li>国土保全施設の整備等における環境との調和 等</li> </ul>	住民課 健康福祉課 衛生対策室
	⑩ 土地利用 (国土利用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性を考慮した施設の被害防止、土地利用規制・誘導による安全な地域づくり 等</li> </ul>	企画課 危機管理室
横断的 分野	① リスクコミュ ニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政、住民、研究者等の間でのリスクコミュニケーション</li> <li>すべての関係者による自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進</li> <li>災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成を支援 等</li> </ul>	—
	② 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を確実に実施</li> <li>メンテナンスサイクルの構築 等</li> </ul>	—
	③ 地域との協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ確保・育成等の体制設備の推進</li> <li>自主防災組織の活動等を通じた地域における災害対応体制の強化</li> <li>高齢者がコミュニティ活動に参加する環境の設備によるコミュニティの災害対応力の強化 等</li> </ul>	—



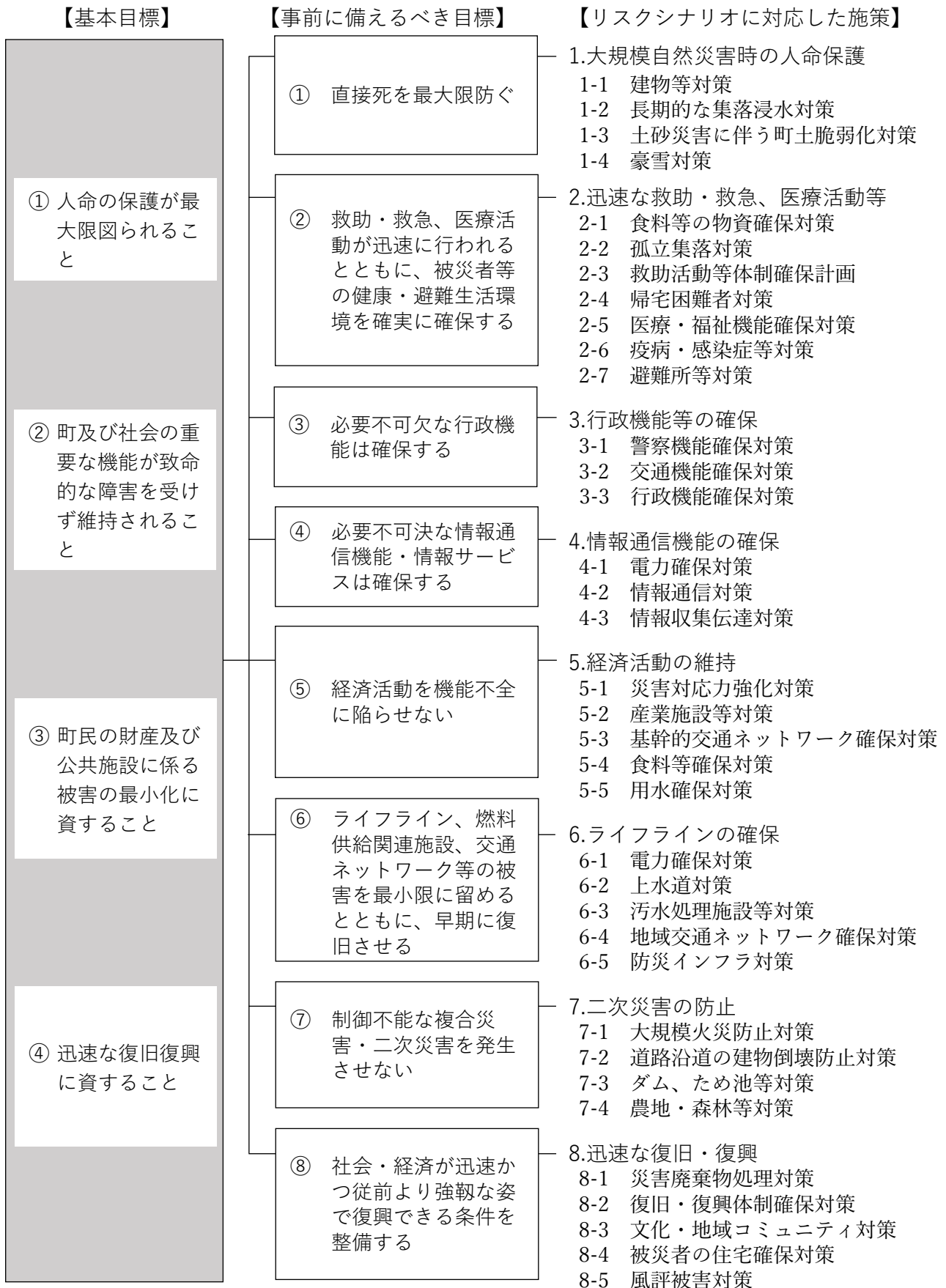
## 第5 脆弱性の評価

第4-1で設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に対する脆弱性について、参考資料1「リスクシナリオごとの脆弱性評価」のとおり評価した。

## 第6 強靱化のための推進施策

ここでは、リスクシナリオに対応した具体的な施策を整理した。

### ■ 町土強靱化のための施策体系



# 1 大規模自然災害時の人命保護

## 【目標1】 直接死を最大限防ぐ

### 1-1 建物等対策

#### 【リスクシナリオ1】

住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生

#### (1) 住宅・建築物等の耐震化

##### ■ 施策の方針

##### 1) 住宅の耐震化 (1-1-1-1)

- ・ 木造住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性の啓発に取り組むとともに耐震診断支援補助制度の周知を図る必要がある。
- ・ 地震等に対する安全性の向上を図るため、耐震診断と耐震改修の必要性の啓発に取り組む必要がある。
- ・ 耐用年数を経過した住宅が4割程度あり、効率的な修繕や改築を実施していくため修繕周期を元に定期的な点検を実施しストックの長寿命化を図る必要がある。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○木造施設の耐震診断支援 ○住宅改修に対する支援 ○町営住宅の適正な維持管理	住宅・地域	建設課

##### 2) 公共施設の耐震化 (1-1-1-2)

- ・ 本庁、各支所は現行の耐震基準を満たしていない建物が存在するため、適切な優先順位で耐震化を推進する必要がある。
- ・ 基準による耐震化は満たしているが、今後、大規模な地震に対応するため、新たな基準が創設した場合、非構造部材や医療設備の耐震化を推進する。
- ・ 全10棟中2棟は耐震性がない棟（令和2年8月時点）が存在するため、耐震改修等の実施が必要である。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○庁舎、支所の耐震化 ○町立病院の耐震化 ○学校施設の耐震化	行政機能、 保健・医療・福祉	総務課 町立病院 教育課

### 3) 社会福祉施設の耐震化 (1-1-1-3)

- ・ 現行の耐震基準を満たしていない建物が存在しており、耐震改修等の推進が必要である。
- ・ 現行の耐震基準を満たした建物が多いが、経年劣化がみられる建物内外の修繕等改修の推進を計画的に進める必要がある。(特養2か所・老健・認知症GH・高齢者生活福祉センター・デイサービスセンター・地域支援センター・ユニバーサルホーム・ユニバーサルリビング)

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○保育施設の耐震化 ○社会福祉施設の耐震化	保険・医療・福祉	教育課 健康福祉課 事業者

#### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 住宅の耐震化	住宅の耐震化率	町営住宅耐震化率 100% (R2)	町営住宅耐震化率 100% (R6)
2) 公共施設の耐震化	本庁、各支所の耐震化	33% (R2)	100% (R6)
	学校施設の耐震化	80% (R2)	100% (R6)
3) 社会福祉施設の耐震化	保育施設の耐震化	75% (R2)	100% (R6)
	福祉施設の耐震化	9施設 (100%) (R2)	9施設 (100%) (R6)

### (2) 建物等の老朽化対策

#### ■ 施策の方針

##### 1) 公共施設等の総合管理 (1-1-2-1)

- ・ 老朽化に伴う維持管理費の増大に備え、不要な公共施設の廃止、計画的な更新・改修等により、計画的な維持管理を行う必要がある。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○公共施設等の総合管理	行政機能、 老朽化対策	施設担当課

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 公共施設等の 総合管理	建物資産の総延床面積	約 121,672 m <sup>2</sup> (H27)	約 85,170 m <sup>2</sup> (R6)

(3) 大規模火災の防止

1) 木造住宅の防火対策 (1-1-3-1)

- ・ 建築基準法等に基づく耐火建築物となっているが、通電火災の防止のための感電ブレーカーの設置等の推進が必要である。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○防災拠点の防火対策	住宅・地域	建設課

2) 空き家対策 (1-1-3-2)

- ・ 空き家と思われる家屋数は増加しているが、空き家バンクへの登録物件は伸びていない現状となっている。
- ・ 空き家バンクに対する相談件数は多く、成約に至っていない現状を踏まえ、ニーズに沿った空き家の確保等に向け、空き家バンクの登録促進の強化を図る必要がある。
- ・ 管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、所有者に対して解体事業の周知等による老朽化空き家の解体撤去を推進する必要がある。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○空き家の利活用の促進（空き家バンクの充実等） ○空き家解体撤去	住宅・地域、 町土保全・ 土地利用	住民課 建設課

3) 消防機能の充実・強化 (1-1-3-3)

- ・ 広島市消防や広島県と連携による消防機能の整備を行っているが、大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、危機管理体制の維持・強化を図る必要がある。
- ・ 過疎高齢化が進む中で不可欠である、地域の防災力を維持するため、消防団員の待遇向上等により、消防団員数を維持する必要がある。
- ・ 消防団の活動を円滑に遂行するため、消防施設、設備、備品などを適切な水準で維持管理や、消防団拠点施設の整備を推進する必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○広島市消防との連携と体制の強化 ○消防団員の確保 ○消防団の装備充実及び拠点施設の整備	行政機能	総務課 危機管理室

■ **目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
2) 空き家対策	移住者訪問件数	25 件 (R1)	40 件 (R6)
3) 消防機能の充実・強化	町人口に対する 消防団員数比較率	6.8 人 (R1)	6.5 人 (R6)
	備蓄倉庫消防駐屯機能 強化整備数	0 箇所 (R1)	3 箇所 (R6)
	防火水槽整備数	0 箇所 (R1)	1 箇所 (R6)

**(4) 災害に強い道路ネットワークの構築**

■ **施策の方針**

1) **道路の整備 (1-1-4-1)**

- ・ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。
- ・ 大規模自然災害等への対応が可能な町道の整備を計画的に実施する必要がある。
- ・ 道路防災事業の実施により、災害に強い町道整備の推進が必要である。
- ・ 地震に伴う道路・橋脚等の寸断により、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障が生じる懸念がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○緊急輸送道路の整備促進 ○町道の整備推進 ○道路、橋梁等の老朽化対策（長寿命化計画）	交通・物流、 老朽化対策	広島県 建設課

2) **交通拠点の整備 (1-1-4-2)**

- ・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○道の駅 来夢とごうちの更新	行政機能、 交通・物流	企画課 危機管理室

■ **目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 道路の整備	緊急輸送道路の 橋梁耐震化率	— (H27)	— (R2)
	町道整備事業	2件 (R1)	4件 (R6)
	道路防災事業 実施件数	2件 (R1)	2件 (R6)
	橋梁補修	4件 (R1)	7件 (R6)

(5) **既存建物等の総合的な安全対策**

■ **施策の方針**

1) **ブロック塀の対策 (1-1-5-1)**

- ・ ブロック塀の倒壊等による死傷者の発生を防止するため、要対処箇所の抽出、安全対策を継続的に実施する必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○通学路のブロック塀安全対策	住宅・地域	教育課

**1-2 長期的な集落浸水対策**

**【リスクシナリオ 2】**

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(1) **河川対策、浸水対策**

■ **施策の方針**

1) **河川対策 (1-2-1-1)**

- ・ 近年、集中豪雨等により想定を超えた自然災害も発生しているため、河川管理者と連携した河川整備を推進し、河川点検等による河川機能を維持する必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○河川整備の推進	町土保全・土地利用	太田川河川事務所 広島県 建設課

## 2) 浸水対策 (1-2-1-2)

- 土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための河川管理者等との連絡体制の確立に努める必要がある。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○浸水対策	町土保全・土地利用	太田川河川事務所 広島県 建設課 危機管理室

## ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 河川対策	河川維持件数	3件 (R1)	4件 (R6)

## (2) 洪水ソフト対策

### ■ 施策の方針

#### 1) 洪水リスク情報の提供 (1-2-2-1)

- 浸水想定区域図の指定、公表に伴い、警戒避難体制の整備、住民等への周知に取り組む必要がある。
- 最新の浸水想定区域図、土砂災害警戒区域に基づいた防災マップに更新し、住民へ周知する必要がある。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○浸水想定区域図の作成 ○防災マップの更新	行政機能、 リスクコミュニケーション、 地域との協働	太田川河川事務所 危機管理室

#### 2) 防災情報の提供 (1-2-2-2)

- 情報共有、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、重要な情報が着実に伝わるようにするため、住民への周知が必要である。
- 洪水時の避難等の目安となるリアルタイム情報の入手手段のひとつとして、洪水ポータル広島について周知する必要がある。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○安芸太田町行政情報メール配信サービスの登録促進 ○洪水ポータル広島の普及	行政機能、 リスクコミュニケーション	危機管理室 総務課



### 3) 防災意識の醸成 (1-2-2-3)

- ・ 自然災害時において命を守る知識が習得できるよう、地域の災害特性や、災害時の情報収集方法、適切な避難行動等の防災教育を推進する必要がある。
- ・ 各学校では、学校安全計画により年2回程度、自然災害に対する防災訓練及び防災教育を実施している。地域の実情を踏まえ、防災意識の醸成と学校安全の取組を継続的に推進する必要がある。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○学校での防災教育実施 ○防災訓練の実施	行政機能、 地域との協働	危機管理室 教育課

### 4) 要配慮者の避難支援 (1-2-2-4)

- ・ 大規模自然災害発生時における避難行動要支援者に対する避難支援体制並びに関係機関（自主防災組織、警察署、消防署、自衛隊等）への情報提供体制整備のため、避難行動要支援者名簿の更新（システム化）を行う必要がある。
- ・ 異常気象等を想定した社会福祉施設の防災体制の整備等のため、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の施設において、避難確保計画の策定を推進する必要がある。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○避難行動要支援者名簿の地域配布・更新 ○社会福祉施設等への助言、避難支援	保険・医療・福祉	総務課 健康福祉課 危機管理室

### 5) 自主防災組織の充実・強化 (1-2-2-5)

- ・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の組織率の向上に取り組む必要がある。
- ・ 自治会等の各地域において、毎年1回程度、大規模災害に対する防災訓練等を実施している。防災意識の醸成のため継続的に防災訓練等を実施する必要がある。
- ・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化等の防災リーダー等の育成に取り組む必要がある。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○自主防災組織の組織率の向上 ○地域における防災訓練の支援 ○防災リーダーの育成	行政機能、 リスクコミュニケーション、 地域との協働	危機管理室 住民課

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 洪水リスク情報の提供	防災マップの更新・配布	更新・配布済 (R2)	更新・配布済 (R6)
2) 防災情報の提供	防災情報メールを登録している人の割合	17% (R2)	30% (R6)
3) 防災意識の醸成	学校における防災訓練の実施	2回 (R2)	2回 (R6)
4) 要配慮者の避難支援	避難確保計画の策定率	12施設 (63%) (R2)	19施設 (100%) (R6)
5) 自主防災組織の充実・強化	自主防災組織の組織率	41.3% (R1)	60% (R6)
	地域における防災訓練等の実施	1回 (R2)	1回 (R6)
	講習会等の開催	未実施 (R2)	1回 (R6)

1-3 土砂災害に伴う町土脆弱化対策

【リスクシナリオ3】  
大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(1) 土砂災害や山地災害の対策施設の整備

■ 施策の方針

1) 土砂災害対策 (1-3-1-1)

- ・ 土砂災害の防止、被害軽減のため、防災拠点や大規模避難所等の拠点機能を含む土砂災害警戒区域の砂防事業について優先的に推進するよう、広島県等に働きかける必要がある。
- ・ 小規模崩落地の再崩落の防止のため、災害発生の防止のため、県と連携しながら整備を進めていく必要がある。
- ・ 県と連携した急傾斜地崩壊対策工事の推進や、急傾斜地崩壊による被害軽減のために整備している急傾斜施設の維持管理を進めていく必要がある。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○土砂災害防止施設の整備 ○小規模崩落地復旧事業の促進 ○急傾斜地崩壊対策事業	町土保全・土地利用	広島県 建設課

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 土砂災害対策	急傾斜施設維持工事	3件 (R1)	3件 (R6)

## (2) 土砂災害ソフト対策

### ■ 施策の方針

#### 1) 土砂災害リスク情報の提供 (1-3-2-1) 【1-2-2-1 再掲】

- ・ 土砂災害警戒区域等の指定に伴い、警戒避難体制の整備、住民等への警戒区域の周知などに取り組む必要がある。
- ・ 最新の浸水想定区域図、土砂災害警戒区域に基づいた防災マップに更新し、住民へ周知する必要がある。(再掲)

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○土砂災害警戒区域等の指定	町土保全・土地利用	広島県
○防災マップの更新(再掲)	行政機能、 リスクコミュニケーション、 地域との協働	危機管理室

#### 2) 防災情報の提供 (1-3-2-2) 【1-2-2-2 再掲】

- ・ 情報共有、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、重要な情報が着実に伝わるようにするため、住民への周知が必要である。(再掲)
- ・ 土砂災害警戒区域等や避難所情報の入手手段のひとつとして、土砂災害ポータル広島について周知する必要がある。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○安芸太田町行政情報メール配信サービスの登録促進(再掲)	行政機能、 リスクコミュニケーション	危機管理室 総務課
○土砂災害ポータルひろしまの普及	行政機能	危機管理室 総務課

#### 3) 防災意識の醸成 (1-3-2-3) 【1-2-2-3 再掲】

- ・ 自然災害時において命を守る知識が習得できるよう、地域の災害特性や、災害時の情報収集方法、適切な避難行動等の防災教育を推進する必要がある。(再掲)
- ・ 各学校では、学校安全計画により年2回程度、自然災害に対する防災訓練及び防災教育を実施している。地域の実情を踏まえ、防災意識の醸成と学校安全の取組を継続的に推進する必要がある。(再掲)

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○学校での防災教育実施(再掲)	行政機能、	危機管理室
○防災訓練の実施(再掲)	地域との協働	教育課

**4) 要配慮者の避難支援（1-3-2-4）【1-2-2-4 再掲】**

- ・ 大規模自然災害発生時における避難行動要支援者に対する避難支援体制並びに関係機関（自主防災組織、警察署、消防署、自衛隊等）への情報提供体制整備のため、避難行動要支援者名簿の更新（システム化）を行う必要がある。（再掲）
- ・ 異常気象等を想定した社会福祉施設の防災体制の整備等のため、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の施設において、避難確保計画の策定を推進する必要がある。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○避難行動要支援者名簿の地域配布・更新（再掲） ○社会福祉施設等への助言、避難支援（再掲）	保険・医療・福祉	総務課 健康福祉課 危機管理室

**5) 自主防災組織の充実・強化（1-3-2-5）【1-2-2-5 再掲】**

- ・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の組織率の向上に取り組む必要がある。（再掲）
- ・ 自治会等の各地域において、毎年1回程度、大規模災害に対する防災訓練等を実施している。防災意識の醸成のため継続的に防災訓練等を実施する必要がある。（再掲）
- ・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化等の防災リーダー等の育成に取り組む必要がある。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○自主防災組織の組織率の向上（再掲） ○地域における防災訓練の支援（再掲） ○防災リーダーの育成（再掲）	行政機能、 リスクコミュニケーション、 地域との協働	危機管理室 住民課

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 土砂災害リスク情報の提供	防災マップの更新・配布 (再掲)	更新・配布済 (R2)	更新・配布済 (R6)
2) 防災情報の提供	防災情報メールを登録している人の割合 (再掲)	17% (R2)	30% (R6)
3) 防災意識の醸成	学校における 防災訓練の実施 (再掲)	2回 (R2)	2回 (R6)
4) 要配慮者の避難支援	避難確保計画の策定率 (再掲)	12施設 (63%) (R2)	19施設 (100%) (R6)
5) 自主防災組織の 充実・強化	自主防災組織の組織率 (再掲)	41.3% (R1)	60% (R6)
	地域における防災訓練等 の実施 (再掲)	1回 (R2)	1回 (R6)
	講習会等の開催 (再掲)	未実施 (R2)	1回 (R6)

(3) 土砂災害に強い町土形成

■ 施策の方針

1) 盛土造成地の保全 (1-3-3-1)

- ・ 地震時等に危険な大規模盛土醸成地の被害を軽減するため、耐震化を推進する必要がある。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○大規模盛土造成地の耐震化	住宅・地域	広島県

1-4 豪雪対策

<p>【リスクシナリオ 4】 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生</p>
--

(1) 孤立化対策

■ 施策の方針

1) 道路交通対策 (1-4-1-1)

- ・ 雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手の確保により、除雪体制の充実を図る必要がある。
- ・ 老朽除雪車両の更新や町保有除雪機新規購入を行い、冬機関の除雪を円滑に行う必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○冬季間の除雪体制の充実 ○除雪車両の整備	交通・物流	広島県 建設課

**2) 非常用物資の備蓄推進 (1-4-1-2)**

- ・ 防災マップの更新に合わせて、情報面における非常持ち出し品や備蓄品の記載を行い、町民へ周知を図る。
- ・ 大規模災害等による孤立を想定した非常用物資や燃料の必要数を把握し、防災拠点への備蓄を推進する必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○各家庭での非常用物資・燃料の備蓄の推進 ○防災拠点への非常用物資・燃料の確保	行政機能、 地域との協働	危機管理室

**■ 目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 道路交通対策	除雪車両の整備	1 機 (R2)	6 機 (R6)
2) 非常用物資の 備蓄推進	防災マップの更新・配布 (再掲)	更新配布済 (R2)	更新配布済 (R6)
	非常用物資・燃料の備蓄量	2,800 食分 (R2)	2,800 食分 (R6)

**(2) 豪雪被害予防対策**

**■ 施策の方針**

**1) 豪雪等に係る情報提供強化 (1-4-2-1) 【1-2-2-2 再掲】**

- ・ 情報共有、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、重要な情報が着実に伝わるようにするため、住民への周知が必要である。(再掲)

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○安芸太田町行政情報メール配信サービスの登録促進 (再掲)	行政機能、 リスクコミュニケーション	危機管理室 総務課

**2) 排雪支援 (1-4-2-2)**

- ・ 豪雪等に伴う地域での孤立化を防ぐため、雪かき無償ボランティアの仕組み (一般募集等) により、除雪支援体制が図られている。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○高齢者世帯等除・排雪支援	保険・医療・福祉 交通・物流	健康福祉課 危機管理室 社会福祉協議会

### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 豪雪等に係る情報提供強化	防災情報メールを登録している人の割合（再掲）	17% (R2)	30% (R6)

## 2 迅速な救助・救急、医療活動等

【目標2】救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 食料等の物資確保対策

#### 【リスクシナリオ1】

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止

#### (1) 物資調達・供給体制の整備

### ■ 施策の方針

#### 1) 物資調達・供給体制の整備（2-1-1-1）

- ・ 市内連携の情報収集体制の強化を行っているが、大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、情報集約方法のルール化や情報収集手段の多様化を図る必要がある。
- ・ 生産者、事業者等との協定や市内体制の強化により、物資の調達・受入・供給体制の強化を図っているが、大規模災害等を想定した受援計画の策定等により具体的な検討を進める必要がある。
- ・ 平成28年度に市内水道の事業単位を一本化させ、新たな給水計画を策定し水道施設を健全に保つために施設更新事業の推進を行っているが、大規模災害時における供給体制の強化のため、危機管理対策（耐震化、浸水防止対策、土砂流入対策等）を推進する必要がある。
- ・ 相互応援協定により行政機関との連携体制の構築を行っているが、大規模災害時に迅速かつ的確な連携が実施できるよう、協定の平素からの点検や連携訓練等による連携体制の強化を図る必要がある。
- ・ 災害発生時において、迅速かつ的確な応急措置等の支援を実施するため、事業者等との「災害時における物資供給に関する協定」の締結に取り組む必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集体制の強化</li> <li>○物資の調達・受入・供給体制の強化</li> <li>○町営水道、簡易水道の供給体制の強化</li> <li>○相互応援協定等による行政機関との連携体制の構築</li> <li>○事業者等との連携体制の構築</li> </ul>	行政機能	危機管理室 総務課 建設課

**2) 物資調達・供給拠点の整備 (2-1-1-2)**

- ・ 水道水の安定供給のため、適切で確実な施設維持管理を行っているが、水道事業更新計画に基づく施設の更新と監視体制の整備を推進する必要がある。
- ・ 救援物資集積拠点として、戸河内ふれあいセンター及び加計体育館を指定しているが、受援計画の策定等により大量の救援物資の受入れ及び搬送が可能か検証し、必要な整備や拠点の追加等を行う必要がある。
- ・ 見入ヶ崎町民スポーツ広場等のオープンスペースを臨時ヘリポートとして利用することを想定しているが、受援計画の策定等により陸上輸送が機能しない場合の活動拠点として適切か検証し、必要な整備を行う必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○老朽化した水道施設の改修</li> <li>○救援物資集積拠点の機能確保</li> <li>○輸送活動拠点となる臨時ヘリポート場所の機能確保</li> </ul>	行政機能、 交通・物流、 老朽化対策	建設課 危機管理室

■ **目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 物資調達・供給体制の整備	受援計画の策定	策定作業中 (R2)	策定済 (R6)
	危機管理マニュアル策定	未策定 (R1)	策定済 (R6)
	物資供給に関する協定数	1件 (R2)	3件 (R6)
2) 物資調達・供給拠点の整備	簡易水道施設点検回数	50回 (R1)	50回 (R6)
	配水管更新整備延長	300m (R1)	300m (R6)



## (2) 非常用物資の備蓄推進

### ■ 施策の方針

#### 1) 非常用物資の備蓄推進 (2-1-2-1) 【1-4-1-2 再掲】

- ・ 防災マップの更新に合わせて、情報面における非常持ち出し品や備蓄品の記載を行い、町民へ周知を図る。(再掲)
- ・ 大規模災害等による孤立を想定した非常用物資や燃料の必要数を把握し、防災拠点への備蓄を推進する必要がある。(再掲)

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○各家庭での非常用物資・燃料の備蓄の推進(再掲) ○防災拠点への非常用物資・燃料の確保(再掲)	行政機能、 地域との協働	危機管理室

### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 非常用物資の備蓄 推進	防災マップの更新・配布 (再掲)	更新配布済 (R2)	更新配布済 (R6)
	非常用物資・燃料の 備蓄量(再掲)	2,800食分 (R2)	2,800食分 (R6)

## (3) 緊急輸送体制の整備

### ■ 施策の方針

#### 1) 緊急輸送網の確保 (2-1-3-1) 【1-1-4-1、1-1-4-2 再掲】

- ・ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。(再掲)
- ・ 大規模自然災害等への対応が可能な町道の整備を計画的に実施する必要がある。(再掲)
- ・ 道路防災事業の実施により、災害に強い町道整備の推進が必要である。(再掲)
- ・ 地震に伴う道路・橋脚等の寸断により、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障が生じる懸念がある。(再掲)
- ・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。(再掲)

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○緊急輸送道路の整備促進(再掲) ○町道の整備推進(再掲) ○道路、橋梁等の老朽化対策(長寿命化計画) (再掲) ○道の駅 来夢とごうちの更新(再掲)	行政機能、 交通・物流、 地域との協働	広島県 建設課 企画課 危機管理室

## 2) 緊急輸送体制の整備 (2-1-3-2)

- ・ 大規模災害時において人員の緊急輸送が必要な場合に、迅速に緊急輸送が行えるよう、バス事業者等と協定を結ぶ等、連携体制の強化を推進する必要がある。
- ・ 大規模災害時において非常用物資等の緊急輸送が必要な場合に、迅速に緊急輸送が行えるよう、トラック事業者等と協定を結ぶ等、連携体制の強化を推進する必要がある。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○バス事業者等との連携体制確保 ○トラック事業者等との連携体制確保	交通・物流	企画課 広島県 危機管理室

## ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 緊急輸送網の確保	緊急輸送道路の 橋梁耐震化率 (再掲)	— (H27)	— (R2)
	町道整備事業 (再掲)	2件 (R1)	4件 (R6)
	道路防災事業実施件数 (再掲)	2件 (R1)	2件 (R6)
	橋梁補修 (再掲)	4件 (R1)	7件 (R6)
2) 緊急輸送体制の整備	バス事業者等の協定締結数	0件 (R2)	1件 (R6)
	トラック事業者等の 協定締結数	0件 (R2)	1件 (R6)

## 2-2 孤立集落対策

### 【リスクシナリオ 2】

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

### (1) 孤立防止のためのインフラ整備

#### ■ 施策の方針

##### 1) 道路の整備 (2-2-1-1) 【1-1-4-1 再掲】

- ・ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。(再掲)
- ・ 大規模自然災害等への対応が可能な町道の整備を計画的に実施する必要がある。
- ・ 道路防災事業の実施により、災害に強い町道整備の推進が必要である。(再掲)
- ・ 地震に伴う道路・橋脚等の寸断により、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障が生じる懸念がある。(再掲)

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○緊急輸送道路の整備促進（再掲） ○町道の整備推進（再掲） ○道路、橋梁等の老朽化対策（長寿命化計画）（再掲）	交通・物流、 老朽化対策	広島県 建設課

**2) 交通拠点の整備（2-2-1-2）【1-1-4-2 再掲】**

- 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○道の駅 来夢とごうちの更新（再掲）	行政機能、 交通・物流	企画課 危機管理室

**3) 救援・救助拠点の整備（2-2-1-3）【2-1-1-2 再掲】**

- 救援物資集積拠点として、戸河内ふれあいセンター及び加計体育館を指定しているが、受援計画の策定等により大量の救援物資の受入れ及び搬送が可能か検証し、必要な整備や拠点の追加等を行う必要がある。（再掲）
- 見入ヶ崎町民スポーツ広場等のオープンスペースを臨時ヘリポートとして利用することを想定しているが、受援計画の策定等により陸上輸送が機能しない場合の活動拠点として適切か検証し、必要な整備を行う必要がある。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○救援物資集積拠点の機能確保（再掲） ○輸送活動拠点となる臨時ヘリポート場所の機能確保（再掲）	行政機能、 交通・物流	建設課 危機管理室

**■ 目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 道路の整備	緊急輸送道路の 橋梁耐震化率（再掲）	— (H27)	— (R2)
	町道整備事業（再掲）	2件 (R1)	4件 (R6)
	道路防災事業 実施件数（再掲）	2件 (R1)	2件 (R6)
	橋梁補修（再掲）	4件 (R1)	7件 (R6)
3) 救援・救助拠点の 整備	受援計画の策定（再掲）	策定作業中 (R2)	策定済 (R6)

## (2) 非常用物資の備蓄推進

### ■ 施策の方針

#### 1) 非常用物資の備蓄推進(2-2-2-1) 【1-4-1-2 再掲】

- ・ 防災マップの更新に合わせて、情報面における非常持ち出し品や備蓄品の記載を行い、町民へ周知を図る。(再掲)
- ・ 大規模災害等による孤立を想定した非常用物資や燃料の必要数を把握し、防災拠点への備蓄を推進する必要がある。(再掲)

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○各家庭での非常用物資・燃料の備蓄の推進(再掲) ○防災拠点への非常用物資・燃料の確保(再掲)	行政機能、 地域との協働	危機管理室

### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 非常用物資の備蓄 推進	防災マップの更新・配布 (再掲)	更新配布済 (R2)	更新配布済 (R6)
	非常用物資・燃料の 備蓄量 (再掲)	2,800 食分 (R2)	2,800 食分 (R6)

## (3) 災害対処能力の向上

### ■ 施策の方針

#### 1) 孤立集落への応急対応力の整備 (2-2-3-1) 【2-1-1-1 再掲】

- ・ 市内連携の情報収集体制の強化を行っているが、大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、情報集約方法のルール化や情報収集手段の多様化を図る必要がある。(再掲)
- ・ 大規模災害時において、救助に関するあらゆる関係機関が連携し、迅速な救助活動が行えるよう、平素から各種訓練を実施する等、救助体制の強化を推進する必要がある。
- ・ 大規模災害時において、迅速に救助活動や緊急輸送が行えるよう、道路管理者と連携した道路啓開の訓練を実施する等、道路啓開体制の強化を推進する必要がある。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○情報収集体制の強化 (再掲)	行政機能	危機管理室
○県・消防・警察・自衛隊との連携した 救助体制の強化 ○道路管理者との連携強化 (道路啓開)	保険・医療・福祉	総務課 西日本高速道路 広島県 建設課

## 2) 自主防災組織の充実・強化（2-2-3-2）【1-2-2-5 再掲】

- ・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の組織率の向上に取り組む必要がある。（再掲）
- ・ 自治会等の各地域において、毎年1回程度、大規模災害に対する防災訓練等を実施している。防災意識の醸成のため継続的に防災訓練等を実施する必要がある。（再掲）
- ・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化等の防災リーダー等の育成に取り組む必要がある。（再掲）

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○自主防災組織の組織率の向上（再掲） ○地域における防災訓練の支援（再掲） ○防災リーダーの育成（再掲）	行政機能、 リスクコミュニケーション、 地域との協働	危機管理室 住民課

### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
2) 自主防災組織の充実・強化	自主防災組織の組織率（再掲）	41.3% (R1)	60% (R6)
	地域における防災訓練等の実施（再掲）	1回 (R2)	1回 (R6)
	講習会等の開催（再掲）	未実施 (R2)	1回 (R6)

## 2-3 救助活動等体制確保計画

### 【リスクシナリオ3】

自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### (1) 行政の災害対処能力の向上

#### ■ 施策の方針

#### 1) 行政の災害時の対処能力の向上（2-3-1-1）【2-1-1-1 再掲】

- ・ 庁内連携の情報収集体制の強化を行っているが、大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、情報集約方法のルール化や情報収集手段の多様化を図る必要がある。（再掲）
- ・ 毎年1回程度、大規模災害への災害対応訓練を実施している。災害対応力向上のため、継続的に災害対応訓練を実施する必要がある。
- ・ 大規模災害に対処するため、県内広域消防応援協定、消防援助受援計画に基づく訓練を実施する等、広域応援体制の強化を推進する必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○情報収集体制の強化（再掲）	行政機能	危機管理室
○職員の災害対応訓練の実施		危機管理室
○消防機関の広域連携体制の強化		広島県

■ **目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 行政の災害時の対処能力の向上	災害対応訓練の実施回数	1回 (R1)	1回 (R6)

(2) **消防団・自主防災組織の充実・強化**

■ **施策の方針**

1) **自主防災組織の充実・強化（2-3-2-1）【1-2-2-5 再掲】**

- ・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の組織率の向上に取り組む必要がある。（再掲）
- ・ 自治会等の各地域において、毎年1回程度、大規模災害に対する防災訓練等を実施している。防災意識の醸成のため継続的に防災訓練等を実施する必要がある。（再掲）
- ・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化等の防災リーダー等の育成に取り組む必要がある。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○自主防災組織の組織率の向上（再掲） ○地域における防災訓練の支援（再掲） ○防災リーダーの育成（再掲）	行政機能、 リスクコミュニケーション、 地域との協働	危機管理室 住民課

2) **消防団の充実・強化（2-3-2-2）【1-1-3-3 再掲】**

- ・ 広島市消防や広島県と連携による消防機能の整備を行っているが、大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、危機管理体制の維持・強化を図る必要がある。（再掲）
- ・ 過疎高齢化が進む中で不可欠である、地域の防災力を維持するため、消防団員の待遇向上等により、消防団員数を維持する必要がある。（再掲）
- ・ 消防団の活動を円滑に遂行するため、消防施設、設備、備品などを適切な水準で維持管理や、消防団拠点施設の整備を推進する必要がある。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○広島市消防との連携と体制の強化（再掲） ○消防団員の確保（再掲） ○消防団の装備充実及び拠点施設の整備（再掲）	行政機能	総務課 危機管理室

■ **目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 自主防災組織の 充実・強化	自主防災組織の組織率 （再掲）	41.3% （R1）	60% （R6）
	地域における防災訓練等 の実施（再掲）	1回 （R2）	1回 （R6）
	講習会等の開催（再掲）	未実施 （R2）	1回 （R6）
2) 消防団の充実・強化	町人口に対する消防 団員数比較率（再掲）	6.8人 （R1）	6.5人 （R6）
	備蓄倉庫消防駐屯機能 強化整備数（再掲）	0箇所 （R1）	3箇所 （R6）
	防火水槽整備数（再掲）	0箇所 （R1）	1箇所 （R6）

**2-4 帰宅困難者対策**

**【リスクシナリオ 4】**

想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(1) **帰宅困難者対策**

■ **施策の方針**

1) **帰宅困難者への対応力（2-4-1-1）**

- ・ 南海トラフ巨大地震発生時の本町における帰宅困難者は166人と想定されており、帰宅困難者に対する交通情報の伝達体制の強化に努めているが、大規模災害時に、帰宅困難者の安全が確保できる一時滞在施設の指定を推進する必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○帰宅困難者の避難誘導體制の強化	行政機能	住民課 危機管理室

2) **事業者との連携（2-4-1-2）**

- ・ 帰宅困難者（観光客）の発生軽減のため、異常気象が想定される際は、むやみに移動しないよう注意喚起等を行っているが、平素より観光事業者等と連携して帰宅困難者発生軽減に向けた対応について協議する必要がある。また、中国自動車道の閉鎖や通行止めに伴う帰宅困難者への対応は、道の駅を活用する等の対策を講じる必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○帰宅困難者発生軽減のための事業所等との連携	行政機能	産業観光課 危機管理室

**3) 道の駅の活用促進（2-4-1-3）【1-1-4-2 再掲】**

- ・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。（再掲）
- ・ 大規模自然災害等により、他地域へのアクセスルートが寸断された場合には立ち往生する車両が多く発生すると想定される。一時滞在施設や避難場所として「道の駅」と協定締結を行う等、大規模災害時における道の駅の利用促進を図る必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○道の駅 来夢とごうちの更新（再掲）	行政機能、 交通・物流	企画課 危機管理室
○一時滞在施設としての協定締結	行政機能	危機管理室

■ **目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 帰宅困難者への対応力	一時滞在施設の指定	未指定 (R1)	指定済 (R6)

**2-5 医療・福祉機能確保対策**

**【リスクシナリオ 5】**

医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

**(1) 医療施設の防災機能の強化**

■ **施策の方針**

**1) 医療施設の耐震化（2-5-1-1）【1-1-1-2 再掲】**

- ・ 基準による耐震化は満たしているが、今後、大規模な地震に対応するため、新たな基準が創設した場合、非構造部材や医療設備の耐震化を推進する。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○町立病院の耐震化（再掲）	住宅・地域 保険・医療・福祉	町立病院



## 2) 災害拠点病院の防災機能強化 (2-5-1-2)

- ・ 安芸太田病院では非常用発電機が2基あり、1基は令和2年度に改修する。戸河内診療所の非常用発電は老朽化しているが、確保する必要性について協議し、必要であれば改修する。
- ・ 大規模自然災害時に迅速な対応を可能とする体制を整備するため、医療機器の定期的な整備・点検を行う必要がある。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○医療施設の非常用電源確保 ○医療機器の整備	保険・医療・福祉	町立病院

## (2) 医療体制の強化

### ■ 施策の方針

#### 1) 医療救護体制の強化 (2-5-2-1)

- ・ 大規模自然災害時に、町内の医療施設及び関係者が不足した場合においても、DMAT（災害派遣医療チーム）を迅速に受け入れられるよう受援体制を整備する必要がある。
- ・ 大規模自然災害時において、町内の医療施設及び関係者が不足した場合に必要な支援が受けられるよう、平素より広島市内の高度急性期医療機関等との連携体制を整備する必要がある。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広域連携による医療体制の強化 ○二次医療圏域機関の連携強化 (救命、高度医療等)	保険・医療・福祉 行政機能	町立病院 健康福祉課

#### 2) 医療・介護人材の育成 (2-5-2-2)

- ・ 大規模自然災害時における医療・介護人材の確保のため、平素から地域医療セミナーの開催等による医療、福祉人材の確保・育成を推進する必要がある。
- ・ 平常時から医師、看護師、介護従業者が不足しているため、安芸太田町医療技術者等育成奨学金事業等により、医療・介護従事者等の確保を図る必要がある。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○医療・福祉研修の企画、実施 ○医療・介護従事者の人材確保・養成 (医療・福祉奨学金事業)	保険・医療・福祉	健康福祉課 総務課

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
2) 医療・介護人材の育成	地域医療セミナー等 関連研修開催	3回 (R1)	5回 (R6)
	病院の常勤医師数	8人 (R2)	8人 (R6)

(3) 緊急輸送網の確保

■ 施策の方針

1) 緊急輸送網の整備 (2-5-3-1) 【1-1-4-1、1-1-4-2 再掲】

- ・ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。(再掲)
- ・ 大規模自然災害等への対応が可能な町道の整備を計画的に実施する必要がある。(再掲)
- ・ 道路防災事業の実施により、災害に強い町道整備の推進が必要である。(再掲)
- ・ 地震に伴う道路・橋脚等の寸断により、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障が生じる懸念がある。(再掲)
- ・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。(再掲)

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○緊急輸送道路の整備促進(再掲) ○町道の整備推進(再掲) ○道路、橋梁等の老朽化対策(長寿命化計画) (再掲) ○道の駅 来夢とごうちの更新(再掲)	行政機能、 交通・物流、 地域との協働	広島県 建設課 企画課 危機管理室

2) 緊急輸送体制の整備 (2-5-3-2) 【2-1-3-2 再掲】

- ・ 大規模災害時において人員の緊急輸送が必要な場合に、迅速に緊急輸送が行えるよう、バス事業者等と協定を結ぶ等、連携体制の強化を推進する必要がある。(再掲)
- ・ 大規模災害時において非常用物資等の緊急輸送が必要な場合に、迅速に緊急輸送が行えるよう、トラック事業者等と協定を結ぶ等、連携体制の強化を推進する必要がある。(再掲)

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○バス事業者等との連携体制確保(再掲) ○トラック事業者等との連携体制確保(再掲)	交通・物流	企画課 広島県 危機管理室

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 緊急輸送網の整備	緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (再掲)	— (H27)	— (R2)
	町道整備事業 (再掲)	2 件 (R1)	4 件 (R6)
	道路防災事業実施件数 (再掲)	2 件 (R1)	2 件 (R6)
	橋梁補修 (再掲)	4 件 (R1)	7 件 (R6)
2) 緊急輸送体制の整備	バス事業者等の 協定締結数 (再掲)	0 件 (R2)	1 件 (R6)
	トラック事業者等の 協定締結数 (再掲)	0 件 (R2)	1 件 (R6)

2-6 疫病・感染症等対策

<p>【リスクシナリオ 6】 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p>
---

(1) 疫病・感染症対策

■ 施策の方針

1) 感染症予防対策 (2-6-1-1)

- ・ 大規模自然災害時における避難所への避難者の軽減や感染症対策のため、引き続き縁故避難・分散避難の必要性について町民に周知を図る。
- ・ 宿泊施設の避難所利用に関する協定は締結していないが、公共施設を中心とした避難所の収容可能人数を検討の上で、不足する場合は宿泊施設との協定締結を推進する。
- ・ 各防災活動拠点、避難施設へのマスク・消毒液、非接触型体温計などの備蓄品について、定期的に点検の上で必要数の確保を推進する。
- ・ 「広島県新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアル」に基づいた避難所における感染症対策の強化を図る。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○縁故避難・分散避難の促進</li> <li>○宿泊施設との協定締結</li> <li>○防災活動拠点、避難施設へのマスク・消毒液・体温計等の備蓄、避難所運営等の実施</li> </ul>	保険・医療・福祉	危機管理室 健康福祉課

2) 予防接種の促進 (2-6-1-2)

- ・ 災害時の感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期的な予防接種を促進する必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○定期予防接種の広報	保険・医療・福祉	健康福祉課 町立病院

■ **目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 感染症予防対策	宿泊施設との協定締結	未締結 (R1)	締結済 (R6)
	感染症対策の備蓄	未作成 (R1)	作成済 (R6)
2) 予防接種の促進	接種率向上のための啓発	2回 (R1)	3回 (R6)

(2) **汚水対策**

■ **施策の方針**

1) **農業集落排水処理施設対策 (2-6-2-1)**

- ・ 大規模災害時においても、既存施設が有効に活用できるよう、長寿命化のための計画的な改修・更新が必要である。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○農業集落排水処理施設の適切な維持管理	環境	建設課

2) **浄化槽対策 (2-6-2-2)**

- ・ 浄化槽は、適切な維持管理により災害時に強い施設である。合併浄化槽の設置補助及び設置後の維持管理費用の負担軽減により、浄化槽の普及・促進が必要である。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○浄化槽の設置促進	環境	建設課

3) **下水道施設の防災・減災対策 (2-6-2-3)**

- ・ 既存施設の有効活用や長寿命化のための計画的な改修・更新が必要である。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○下水道施設の適正な維持管理	環境	建設課

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 農業集落排水処理施設対策	水洗化率（集合処理区）	84% (R1)	88% (R6)
2) 浄化槽対策	合併浄化槽設置数	7件 (R1)	5件 (R6)
	合併浄化槽法定検査補助件数	593件 (R1)	680件 (R6)

2-7 避難所等対策

【リスクシナリオ 7】

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

(1) 避難所等の防災機能強化

■ 施策の方針

1) 避難所等の施設・設備の充実（2-7-1-1）【2-6-1-1 再掲】

- ・ 大規模自然災害時において、避難所生活が長期化することを想定して、間仕切り用のパーティションや段ボールベッドの備蓄や仮設トイレの整備等の推進が必要である。
- ・ 宿泊施設の避難所利用に関する協定は締結していないが、公共施設を中心とした避難所の収容可能人数を検討の上で、不足する場合は宿泊施設との協定締結を推進する。（再掲）

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○安全な避難場所の確保・防災拠点施設（備蓄品含む）の整備	行政機能、 住宅・地域	危機管理室
○宿泊施設との協定締結（再掲）	保険・医療・福祉	危機管理室

2) 道の駅の活用促進（2-7-1-2）【2-4-1-3 再掲】

- ・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。（再掲）
- ・ 大規模自然災害等により、他地域へのアクセスルートが寸断された場合には立ち往生する車両が多く発生すると想定される。一時滞在施設や避難場所として「道の駅」と協定締結を行う等、大規模災害時における道の駅の利用促進を図る必要がある。（再掲）

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○道の駅 来夢とごうちの更新（再掲）	行政機能、	企画課
○一時滞在施設等としての協定締結（再掲）	交通・物流	危機管理室

### 3) 避難所運営体制の強化 (2-7-1-3)

- ・ 災害時に避難所等が有効に利用できるよう、施設管理者等と連携した避難所開設、避難所運営に関する訓練の実施等による避難所の開設・運用体制の強化を図る必要がある。
- ・ 高齢者や障がい者等の避難生活に配慮した福祉避難所が災害時に不足することが無い、福祉避難所の確保・維持を図る必要がある。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○避難所の円滑な運用体制の構築 ○福祉避難所の指定	行政機能	危機管理室 住民課 健康福祉課

#### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 避難所等の施設・設備の充実	備蓄品等の整備箇所	9箇所 (R1)	11箇所 (R6)
	宿泊施設との協定締結 (再掲)	未締結 (R1)	締結済 (R6)
3) 避難所運営体制の強化	感染症対策物資の備蓄	整備済 (R1)	整備済 (R6)
	福祉避難所指定施設数	3施設 (R1)	3施設 (R6)

### (2) 非常用物資の備蓄推進

#### ■ 施策の方針

##### 1) 非常用物資の備蓄推進 (2-7-2-1) 【1-4-1-2 再掲】

- ・ 防災マップの更新に合わせて、情報面における非常持ち出し品や備蓄品の記載を行い、町民へ周知を図る。(再掲)
- ・ 大規模災害等による孤立を想定した非常用物資や燃料の必要数を把握し、防災拠点への備蓄を推進する必要がある。(再掲)

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○各家庭での非常用物資・燃料の備蓄の推進(再掲) ○防災拠点への非常用物資・燃料の確保(再掲)	行政機能、 地域との協働	危機管理室

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 非常用物資の備蓄 推進	防災マップの更新・配布 (再掲)	更新配布済 (R2)	更新配布済 (R6)
	非常用物資・燃料の 備蓄量 (再掲)	2,800 食分 (R2)	2,800 食分 (R6)

(3) 被災者支援体制の強化

■ 施策の方針

1) 心のケアなどの支援体制の整備・強化 (2-7-3-1)

- ・ 大規模自然災害時において迅速かつ適切な公衆衛生支援ができるよう、公衆衛生チームとの連携に必要な体制を整備する必要がある。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県公衆衛生チームとの連携	保険・医療・福祉	健康福祉課 広島県

2) 要配慮者に対する支援 (2-7-3-2)

- ・ 災害時における要配慮者の支援体制の強化を見据え、平素からの地域福祉活動を通じた関係者の連携体制の強化を推進する必要がある。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○平時からの連携体制構築	保険・医療・福祉、 地域との協働	健康福祉課 住民課 教育課 社会福祉協議会

3) ボランティア体制等の構築 (2-7-3-3)

- ・ 被災者支援を円滑に行うため、多数のボランティアの受付、調整等その受入体制の構築が必要である。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○ボランティアの受入体制の構築	保険・医療・福祉、 地域との協働	社会福祉協議会

(4) 遺体・被災動物への対応

■ 施策の方針

1) 遺体への適切な対応 (2-7-4-1)

- ・ 大規模自然災害により多数の死者が生じた場合、遺体の取り扱いを遅滞なく進める必要がある。
- ・ 災害発生時における広域火葬を円滑に実施するため、広域火葬体制を整備する必要がある。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○遺体の検視場所等の確保 ○広域火葬体制の整備	環境	住民課 警察

2) 特定動物や被災動物への対応 (2-7-4-2)

- ・ 災害発生時には多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してくることが予想されることから、これらの動物のスペースの確保に努める必要がある。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○避難所における動物のためのスペース確保	行政機能	危機管理室

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
2) 特定動物や被災動物への対応	避難所におけるペット受入体制	未整備 (R1)	整備 (R6)

(5) 汚水対策

■ 施策の方針

1) 農業集落排水処理施設対策 (2-7-5-1) 【2-6-2-1 再掲】

- ・ 大規模災害時においても、既存施設が有効に活用できるよう、長寿命化のための計画的な改修・更新が必要である。(再掲)

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○農業集落排水処理施設の適切な維持管理 (再掲)	環境	建設課

2) 浄化槽対策 (2-7-5-2) 【2-6-2-2 再掲】

- ・ 浄化槽は、適切な維持管理により災害時に強い施設である。合併浄化槽の設置補助及び設置後の維持管理費用の負担軽減により、浄化槽の普及・促進が必要である。(再掲)



**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○浄化槽の設置促進（再掲）	環境	建設課

**3) 下水道施設の防災・減災対策（2-7-5-3）【2-6-2-3 再掲】**

- ・ 既存施設の有効活用や長寿命化のための計画的な改修・更新が必要である。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○下水道施設の適正な維持管理（再掲）	環境	建設課

**■ 目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 農業集落排水 処理施設対策	水洗化率（集合処理区） （再掲）	84% (R1)	88% (R6)
2) 浄化槽対策	合併浄化槽設置数（再掲）	7件 (R1)	5件 (R6)
	合併浄化槽法定検査補助件数 （再掲）	593件 (R1)	680件 (R6)

**3 行政機能等の確保**

**【目標3】 必要不可欠な行政機能は確保する**

**3-1 警察機能確保対策**

**【リスクシナリオ1】**

被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

**(1) 地域における防犯連携体制の構築**

**■ 施策の方針**

**1) 犯罪防止のための情報発信（3-1-1-1）**

- ・ 大規模災害時には、警察機能の低下が予想されるため、自主防災組織をはじめとする地域団体、NPO法人、事業所などが連携し、地域ぐるみで犯罪の未然防止に取り組む必要がある。
- ・ 大規模災害時には、警察機能の低下が予想されるため、大規模災害時でも住民に確実に情報が伝わるよう、多様な手段で犯罪発生情報の周知を行う必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○犯罪被害の予防のための意識啓発 ○犯罪発生情報の発信・広報	行政機能、 地域との協働	総務課

## 2) 犯罪の未然防止活動の実施 (3-1-1-2)

- ・ 大規模災害時には、警察機能の低下が予想されるため、関係機関、自主防災組織等との連携を強化する必要がある。
- ・ 大規模災害時には、警察機能の低下が予想されるため、自主防災組織と連携した地域の見回り活動等を強化する必要がある。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○県と連携した警備活動の実施 ○自主防災組織等と連携した見回り活動等の実施	行政機能、 地域との協働	危機管理室

## ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 犯罪防止のための 情報発信	防災無線での啓発活動	1回 (R1)	1回 (R6)
	防災情報メールを登録して いる人の割合 (再掲)	17% (R2)	30% (R6)

## 3-2 交通機能確保対策

### 【リスクシナリオ2】

信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

### (1) 交通安全施設等の整備

#### ■ 施策の方針

#### 1) 信号機の電源付加装置の整備 (3-2-1-1)

- ・ 大規模災害発生時には、停電等による道路交通の混乱により重大な事故が多発する恐れがあるため、本町においても、予備電源の整備が必要である。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○信号機の電源付加装置の整備	交通・物流	警察

#### 2) 監視システム、交通規制機器の整備 (3-2-1-2)

- ・ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、本町においても、道路災害の監視システムや交通規制資器材を整備する必要がある。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○監視システム、交通規制機器の整備	交通・物流	県 警察

### 3-3 行政機能確保対策

#### 【リスクシナリオ 3】

町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

#### (1) 行政施設の耐震化

##### ■ 施策の方針

##### 1) 公共施設の耐震化 (3-3-1-1) 【1-1-1-2、1-1-1-3 再掲】

- ・ 各支所は現行の耐震基準を満たしていない建物が存在するため、適切な優先順位で耐震化を推進する必要がある。(再掲)
- ・ 基準による耐震化は満たしているが、今後、大規模な地震に対応するため、新たな基準が創設した場合、非構造部材や医療設備の耐震化を推進する。(再掲)
- ・ 全10棟中2棟は耐震性がない棟(令和2年8月時点)が存在するため、耐震改修等の実施が必要である。(再掲)
- ・ 現行の耐震基準を満たしていない建物が存在しており、耐震改修等の推進が必要である(再掲)

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○庁舎、支所の耐震化(再掲) ○町立病院の耐震化(再掲) ○学校施設の耐震化(再掲) ○保育施設の耐震化(再掲)	行政機能、 保健・医療・福祉	総務課 町立病院 教育課

##### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 公共施設の耐震化	本庁、各支所の耐震化(再掲)	33% (R2)	100% (R6)
	学校施設の耐震化(再掲)	80% (R2)	100% (R6)
	保育施設の耐震化(再掲)	75% (R2)	100% (R6)

#### (2) 建物等の老朽化対策

##### ■ 施策の方針

##### 1) 公共施設等の総合管理 (3-3-2-1) 【1-1-2-1 再掲】

- ・ 老朽化に伴う維持管理費の増大に備え、不要な公共施設の廃止、計画的な更新・改修等により、計画的な維持管理を行う必要がある。(再掲)

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○公共施設等の総合管理（再掲）	行政機能、 老朽化対策	施設担当課

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 公共施設等の総合管理	建物資産の総延床 面積（再掲）	約 121,672 m <sup>2</sup> (H27)	約 85,170 m <sup>2</sup> (R6)

(3) 非常用物資の備蓄推進

■ 施策の方針

1) 非常用物資の備蓄推進（3-3-3-1）【1-4-1-2 再掲】

- ・ 大規模災害等による孤立を想定した非常用物資や燃料の必要数を把握し、防災拠点への備蓄を推進する必要がある。（再掲）

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○防災拠点への非常用物資・燃料の確保（再掲）	行政機能、 地域との協働	危機管理室

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 非常用物資の備蓄 推進	非常用物資・燃料の 備蓄量（再掲）	2,800 食分 (R2)	2,800 食分 (R6)

(4) 各種情報の滅失対策

■ 施策の方針

1) 庁舎等の停電対策（3-3-4-1）

- ・ 庁舎等への非常用発電機の整備は実施済みであるが、大規模災害時に対応するため、平素からの維持管理を行う必要がある。
- ・ 安芸太田病院、消防団第 11 分団第 25 部においては、太陽光発電を導入している。
- ・ 他防災拠点においても必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○庁舎等への非常用電源の確保 ○再生可能エネルギー等の導入推進	行政機能	総務課 住民課 町立病院

**2) ネットワーク対策 (3-3-4-2)**

- 各庁舎のネットワーク機器等の浸水や回線・機器等が損傷した場合には、情報システムの使用に支障が生じることが想定されるため、ICT-BCPの策定等によりネットワーク機器等の損傷を防ぐ取り組みを行う必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○ネットワーク機器等の転倒防止・耐水化対策	行政機能	総務課

**■ 目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 庁舎等の停電対策	本庁舎・支所への非常用電源の整備	整備済 (R2)	整備済 (R6)
2) ネットワーク対策	ICT-BCPの策定	未整備 (R1)	整備済 (R6)

**(5) 危機管理体制の維持・強化**

**■ 施策の方針**

**1) 災害時の対処能力の向上 (3-3-5-1)**

- 大規模災害時に、迅速かつ的確な対応を行うため、本町においても災害対応マニュアル等の策定を進める必要がある。
- 大規模災害時に、各機関との迅速かつ的確な連携体制をとるため、タイムラインの運用・改良に取り組む必要がある。
- 大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、平素からの職員の初動対応訓練や防災対応訓練の継続や、民間団体や関係機関との連携強化による、危機管理体制の維持・強化を図る必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○災害対応マニュアル等の策定等 ○タイムラインの運用・改良等 ○職員の初動対応、防災対応訓練等の実施	行政機能、 リスクコミュニケーション	危機管理室

## 2) 災害時における業務継続対策 (3-3-5-2)

- ・ 災害時において増大する災害対応業務と、重要な通常業務を継続的に遂行できるよう、業務継続計画を策定する必要がある。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○業務継続計画（BCP）の策定	行政機能	危機管理室

## 3) 広域応援体制の構築 (3-3-5-3)

- ・ 大規模自然災害時においては、関係機関の応援活動に対する迅速な受援活動が必要であるため、受援計画の策定により広域応援体制の強化を推進する必要がある。
- ・ 大規模自然災害時に、関係機関が連携して効果的な災害対応が可能となるよう、広域的な訓練の実施等、連携の強化に取り組む必要がある。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○受援計画の策定 ○県等と連携した広域的な訓練等の実施	行政機能、 リスクコミュニケーション	危機管理室 広島県

## ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 災害時の対処能力の向上	災害対応マニュアルの策定	未整備 (R1)	整備済 (R6)
	災害対応訓練の実施回数（再掲）	1回 (R1)	1回 (R6)
2) 災害時における業務継続対策	業務継続計画の策定	未整備 (R1)	整備済 (R6)
3) 広域応援体制の構築	受援計画の策定（再掲）	策定作業中 (R2)	策定済 (R6)

## 4 情報通信機能の確保

【目標 4】 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 電力確保対策

#### 【リスクシナリオ 1】

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

#### (1) 電力供給停止等の対策

##### ■ 施策の方針

#### 1) 庁舎等の停電対策 (4-1-1-1) 【3-3-4-1 再掲】

- ・ 庁舎等への非常用発電機の整備は実施済みであるが、大規模災害時に対応するため、平素からの維持管理を行う必要がある。(再掲)
- ・ 安芸太田病院、消防団第 11 分団第 25 部においては、太陽光発電を導入している。(再掲)
- ・ 他防災拠点においても必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。(再掲)

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○庁舎等への非常用電源の確保 (再掲) ○再生可能エネルギー等の導入推進 (再掲)	行政機能	総務課 住民課 町立病院

#### 2) ネットワーク対策 (4-1-1-2)

- ・ 電力供給が停止した場合においても、災害時に必要な情報システムの利用が継続できるよう、ICT-BCP の策定等による停電対策の推進が必要である。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○ネットワーク設備の停電対策	行政機能	総務課

##### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 庁舎等の停電対策	本庁舎・支所への非常用電源の整備 (再掲)	整備済 (R2)	整備済 (R6)
2) ネットワーク対策	ICT-BCP の策定 (再掲)	未整備 (R1)	整備済 (R6)

## 4-2 情報通信対策

### 【リスクシナリオ 2】

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### (1) 災害情報伝達手段の多様化

##### ■ 施策の方針

##### 1) 災害情報伝達手段の多様化 (4-2-1-1) 【1-2-2-2 再掲】

- ・ 情報共有、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、重要な情報が着実に伝わるようにするため、住民への周知が必要である。(再掲)
- ・ 大規模災害時に迅速かつ的確な情報を発信するための防災行政無線、個別受信機は整備済みとなっており、今年度にデジタル化を行う予定である。
- ・ 防災情報メールの存在及び入手できる情報の内容を県民に十分周知する必要がある。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○安芸太田町行政情報メール配信 ○サービスの登録促進 (再掲)	行政機能、 リスクコミュニケーション	危機管理室 総務課
○防災行政無線、個別受信機の整備 ○広島県防災情報メールの周知・普及	情報通信	危機管理室 広島県

##### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 災害情報伝達手段の 多様化	防災情報メールを登録 している人の割合 (再掲)	17% (R2)	30% (R6)
	防災行政無線のデジタル化	整備 (R2)	継続 (R6)

## 4-3 情報収集伝達対策

### 【リスクシナリオ 3】

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### (1) 災害情報伝達機能の強化

##### ■ 施策の方針

##### 1) 災害情報伝達システムの整備 (4-3-1-1)

- ・ 電力供給が停止した場合においても、災害時に必要な情報サービスの利用が継続できるよう、ICT-BCP の策定等による停電対策の推進が必要である。



**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○庁舎の情報システム防災対策	情報通信	総務課

**2) 庁舎等の停電対策 (4-3-1-2) 【3-3-4-1 再掲】**

- ・ 庁舎等への非常用発電機の整備は実施済みであるが、大規模災害時に対応するため、平素からの維持管理を行う必要がある。(再掲)
- ・ 安芸太田病院、消防団第 11 分団第 25 部においては、太陽光発電を導入している。(再掲)
- ・ 他防災拠点においても必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。(再掲)

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○庁舎等への非常用電源の確保 (再掲) ○再生可能エネルギー等の導入推進 (再掲)	行政機能	総務課 住民課 町立病院

**3) ネットワーク対策 (4-3-1-3) 【4-1-1-2 再掲】**

- ・ 電力供給が停止した場合においても、災害時に必要な情報システムの利用が継続できるよう、ICT-BCP の策定等による停電対策の推進が必要である。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○ネットワーク設備の停電対策 (再掲)	行政機能	総務課

**4) 災害情報伝達手段の多様化 (4-3-1-4) 【4-2-1-1 再掲】**

- ・ 情報共有、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、重要な情報が着実に伝わるようにするため、住民への周知が必要である。(再掲)
- ・ 大規模災害時に迅速かつ的確な情報を発信するための防災行政無線、個別受信機は整備済みとなっており、今年度にデジタル化を行う予定である。(再掲)
- ・ 防災情報メールの存在及び入手できる情報の内容を県民に十分周知する必要がある。(再掲)

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○安芸太田町行政情報メール配信サービスの登録促進 (再掲) ○防災行政無線、個別受信機の整備 (再掲) ○広島県防災情報メールの周知・普及 (再掲)	行政機能、 情報通信、 リスクコミュニケーション	危機管理室 総務課 広島県

## 5) 災害情報収集伝達体制の整備 (4-3-1-5)

- 行政情報メールの配信や防災行政無線、広報車両での周知等のあらゆる手段での情報伝達が迅速かつ適切に実施できるよう、情報伝達訓練の実施を推進する必要がある。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○住民への多様な情報伝達方法の訓練実施	情報通信	危機管理室

## ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 災害情報伝達システムの整備	ICT-BCP の策定 (再掲)	未整備 (R1)	整備済 (R6)
2) 庁舎等の停電対策	本庁舎・支所への非常用電源の整備 (再掲)	整備済 (R2)	整備済 (R6)
4) 災害情報伝達手段の多様化	防災情報メールを登録している人の割合 (再掲)	17% (R2)	30% (R6)
	防災行政無線のデジタル化 (再掲)	整備 (R2)	継続 (R6)
5) 災害情報収集伝達体制の整備	災害対応訓練の実施 (再掲)	未実施 (R1)	1回 (R6)

## (2) 自助・共助の取組強化

### ■ 施策の方針

#### 1) 防災意識の醸成 (4-3-2-1) 【1-2-2-3 再掲】

- 自然災害時において命を守る知識が習得できるよう、地域の災害特性や、災害時の情報収集方法、適切な避難行動等の防災教育を推進する必要がある。(再掲)
- 各学校では、学校安全計画により年2回程度、自然災害に対する防災訓練及び防災教育を実施している。地域の実情を踏まえ、防災意識の醸成と学校安全の取組を継続的に推進する必要がある。(再掲)

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○学校での防災教育実施 (再掲)	行政機能、 地域との協働	危機管理室
○防災訓練の実施 (再掲)		教育課

#### 2) 要配慮者の避難支援 (4-3-2-2) 【1-2-2-4 再掲】

- 大規模自然災害発生時における避難行動要支援者に対する避難支援体制並びに関係機関(自主防災組織、警察署、消防署、自衛隊等)への情報提供体制整備のため、避難行動要支援者名簿の更新(システム化)を行う必要がある。(再掲)
- 異常気象等を想定した社会福祉施設の防災体制の整備等のため、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の施設において、避難確保計画の策定を推進する必要がある。(再掲)

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○避難行動要支援者名簿の地域配布・更新（再掲） ○社会福祉施設等への助言、避難支援（再掲）	保険・医療・福祉	総務課 健康福祉課 危機管理室

**3) 自主防災組織の充実・強化（4-3-2-3）【1-2-2-5 再掲】**

- ・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の組織率の向上に取り組む必要がある。（再掲）
- ・ 自治会等の各地域において、毎年1回程度、大規模災害に対する防災訓練等を実施している。防災意識の醸成のため継続的に防災訓練等を実施する必要がある。（再掲）
- ・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化等の防災リーダー等の育成に取り組む必要がある。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○自主防災組織の組織率の向上（再掲） ○地域における防災訓練の支援（再掲） ○防災リーダーの育成（再掲）	行政機能、 リスクコミュニケーション、 地域との協働	危機管理室 住民課

■ **目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 防災意識の醸成	学校における 防災訓練の実施（再掲）	2回 (R2)	2回 (R6)
2) 要配慮者の避難支援	避難確保計画の策定率 (再掲)	12施設 (63%) (R2)	19施設 (100%) (R6)
3) 自主防災組織の 充実・強化	自主防災組織の組織率 (再掲)	41.3% (R1)	60% (R6)
	地域における 防災訓練等の実施（再掲）	1回 (R2)	1回 (R6)
	講習会等の開催（再掲）	未実施 (R2)	1回 (R6)

## 5 経済活動の維持

### 5-1 災害対応力強化対策

#### 【リスクシナリオ 1】

サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による機能の大幅な低下

#### (1) 産業等の災害対応力の強化

##### ■ 施策の方針

##### 1) 事業継続の取組の推進 (5-1-1-1)

- ・ 事業継続計画の必要性や防災・減災対策による被害軽減効果について情報提供を行い、各企業における事業継続計画の作成が推進されるよう普及・啓発を行う必要がある。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○町内企業における「事業継続計画 (BCP)」の策定支援	産業	危機管理室

##### 2) 企業防災の取組の促進 (5-1-1-2)

- ・ 防災に関する継続的な助言により、企業防災の取組を推進する必要がある。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○企業防災への取組促進	産業	危機管理室

#### (2) 交通網の確保

##### ■ 施策の方針

##### 1) 災害に強い道路ネットワークの構築 (5-1-2-1) 【1-1-4-1、1-1-4-2 再掲】

- ・ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。(再掲)
- ・ 大規模自然災害等への対応が可能な町道の整備を計画的に実施する必要がある。(再掲)
- ・ 道路防災事業の実施により、災害に強い町道整備の推進が必要である。(再掲)
- ・ 地震に伴う道路・橋脚等の寸断により、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障が生じる懸念がある。(再掲)
- ・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けや BCP の策定の推進が必要である。(再掲)

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○緊急輸送道路の整備促進（再掲） ○町道の整備推進（再掲） ○道路、橋梁等の老朽化対策（長寿命化計画）（再掲） ○道の駅 来夢とごうちの更新（再掲）	行政機能、 交通・物流、 地域との協働	広島県 建設課 企画課 危機管理室

**2) 場外離着陸場（ヘリポート）の適正管理・整備（5-1-2-2）【2-1-1-2再掲】**

- 見入ヶ崎町民スポーツ広場等のオープンスペースを臨時ヘリポートとして利用することを想定しているが、受援計画の策定等により陸上輸送が機能しない場合の活動拠点として適切か検証し、必要な整備を行う必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○臨時ヘリポート場所の機能確保（再掲）	交通・物流	危機管理室

**■ 目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 災害に強い道路ネットワークの構築	緊急輸送道路の 橋梁耐震化率（再掲）	— (H27)	— (R2)
	町道整備事業（再掲）	2件 (R1)	4件 (R6)
	道路防災事業実施件数 （再掲）	2件 (R1)	2件 (R6)
	橋梁補修（再掲）	4件 (R1)	7件 (R6)
2) 場外離着陸場（ヘリポート）の適正管理・整備	受援計画の策定（再掲）	策定作業中 (R2)	策定済 (R6)

**5-2 産業施設等対策**

**【リスクシナリオ2】**

重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

**(1) 農林業基盤・施設等の整備**

**■ 施策の方針**

**1) 農林業基盤・施設における被害低減（5-2-1-1）**

- 大規模災害時においても重要な農業基盤を維持するため、農畜産物の生産・流通関連施設等の耐震性の確保、食品流通の確保等を図る必要がある。
- 老朽化に伴う維持管理費の増大に備え、不要な施設の廃止、計画的な更新・改修等により、計画的な維持管理を行う必要がある。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○農林業施設の適切な施設の維持管理 ○老朽化した施設の改修、整備等	産業、 老朽化対策	産業観光課

## (2) 観光・交流施設の整備

### ■ 施策の方針

#### 1) 観光拠点施設における被害低減（5-2-2-1）【1-1-4-2 再掲】

- ・ 指定事業者に対して、設備・機器類の屋内移動等の飛散防止措置や災害後の状況点検等の指導を行っているが、災害に主な観光・交流施設の被害軽減に向けた修繕対策を随時対応していく必要がある。
- ・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。  
(再掲)

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○観光資源の適切な維持管理	産業、 老朽化対策	産業観光課 事業者
○道の駅 来夢とごうちの更新（再掲）	行政機能、 交通・物流	企画課 危機管理室

## 5-3 基幹的交通ネットワーク確保対策

### 【リスクシナリオ3】

幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止

## (1) 災害対策施設の整備

### ■ 施策の方針

#### 1) 土砂災害対策（5-3-1-1）【1-3-1-1 再掲】

- ・ 土砂災害の防止、被害軽減のため、防災拠点や大規模避難所等の拠点機能を含む土砂災害警戒区域の砂防事業について優先的に推進するよう、広島県等に働きかける必要がある。  
(再掲)
- ・ 小規模崩落地の再崩落の防止のため、災害発生の防止のため、県と連携しながら整備を進めていく必要がある。(再掲)
- ・ 県と連携した急傾斜地崩壊対策工事の推進や、急傾斜地崩壊による被害軽減のために整備している急傾斜施設の維持管理を進めていく必要がある。(再掲)

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○土砂災害防止施設の整備（再掲） ○小規模崩壊地復旧事業の促進（再掲） ○急傾斜地崩壊対策事業（再掲）	町土保全・土地利用	広島県 建設課
○砂防事業の実施		建設課

**2) 河川対策（5-3-1-3）【1-2-1-1 再掲】**

- ・ 近年、集中豪雨等により想定を超えた自然災害も発生しているため、河川管理者と連携した河川整備を推進し、河川点検等による河川機能を維持する必要がある。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○河川整備の推進（再掲）	町土保全・土地利用	太田川河川事務所 広島県 建設課

**■ 目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 土砂災害対策	急傾斜施設維持工事（再掲）	3件 (R1)	3件 (R6)
2) 河川対策	河川維持件数（再掲）	3件 (R1)	4件 (R6)

**(2) 災害に強い道路ネットワークの構築**

**■ 施策の方針**

**1) 道路の整備（5-3-2-1）【1-1-4-1 再掲】**

- ・ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。（再掲）
- ・ 大規模自然災害等への対応が可能な町道の整備を計画的に実施する必要がある。（再掲）
- ・ 道路防災事業の実施により、災害に強い町道整備の推進が必要である。（再掲）
- ・ 地震に伴う道路・橋脚等の寸断により、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障が生じる懸念がある。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○緊急輸送道路の整備促進（再掲） ○町道の整備推進（再掲） ○道路、橋梁等の老朽化対策（長寿命化計画）（再掲）	交通・物流、 老朽化対策	広島県 建設課

## 2) 交通拠点の整備 (5-3-2-2) 【1-1-4-2 再掲】

- 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けや BCP の策定の推進が必要である。  
(再掲)

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○道の駅 来夢とごうちの更新 (再掲)	行政機能、 交通・物流	企画課 危機管理室

### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 道路の整備	緊急輸送道路の 橋梁耐震化率 (再掲)	— (H27)	— (R2)
	町道整備事業 (再掲)	2 件 (R1)	4 件 (R6)
	道路防災事業 実施件数 (再掲)	2 件 (R1)	2 件 (R6)
	橋梁補修 (再掲)	4 件 (R1)	7 件 (R6)

## 5-4 食料等確保対策

### 【リスクシナリオ 4】

食料等の安定供給の停滞

### (1) 物資調達・供給体制の整備

#### ■ 施策の方針

#### 1) 物資調達・供給体制の整備 (5-4-1-1) 【2-1-1-1 再掲】

- 市内連携の情報収集体制の強化を行っているが、大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、情報集約方法のルール化や情報収集手段の多様化を図る必要がある。(再掲)
- 生産者、事業者等との協定や市内体制の強化により、物資の調達・受入・供給体制の強化を図っているが、大規模災害等を想定した受援計画の策定等により具体的な検討を進める必要がある。(再掲)
- 平成 28 年度に町内水道の事業単位を一本化させ、新たな給水計画を策定し水道施設を健全に保つために施設更新事業の推進を行っているが、大規模災害時における供給体制の強化のため、危機管理対策(耐震化、浸水防止対策、土砂流入対策等)を推進する必要がある。(再掲)
- 相互応援協定により行政機関との連携体制の構築を行っているが、大規模災害時に迅速かつ的確な連携が実施できるよう、協定の平素からの点検や連携訓練等による連携体制の強化を図る必要がある。(再掲)



- ・ 災害発生時において、迅速かつ的確な応急措置等の支援を実施するため、事業者等との「災害時における物資供給に関する協定」の締結に取り組む必要がある。（再掲）

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集体制の強化（再掲）</li> <li>○物資の調達・受入・供給体制の強化（再掲）</li> <li>○町営水道、簡易水道の供給体制の強化（再掲）</li> <li>○相互応援協定等による行政機関との連携体制の構築（再掲）</li> <li>○事業者等との連携体制の構築（再掲）</li> </ul>	行政機能	危機管理室 総務課 建設課

#### 2) 物資調達・供給拠点の整備（5-4-1-2）【2-1-1-2 再掲】

- ・ 水道水の安定供給のため、適切で確実な施設維持管理を行っているが、水道事業更新計画に基づく施設の更新と監視体制の整備を推進する必要がある。（再掲）
- ・ 救援物資集積拠点として、戸河内ふれあいセンター及び加計体育館を指定しているが、受援計画の策定等により大量の救援物資の受入れ及び搬送が可能か検証し、必要な整備や拠点の追加等を行う必要がある。（再掲）
- ・ 見入ヶ崎町民スポーツ広場等のオープンスペースを臨時ヘリポートとして利用することを想定しているが、受援計画の策定等により陸上輸送が機能しない場合の活動拠点として適切か検証し、必要な整備を行う必要がある。（再掲）

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○老朽化した水道施設の改修</li> <li>○救援物資集積拠点の機能確保</li> <li>○輸送活動拠点となる臨時ヘリポート場所の機能確保</li> </ul>	行政機能、 交通・物流、 老朽化対策	建設課 危機管理室

#### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 物資調達・供給体制の整備	受援計画の策定（再掲）	策定作業中 (R2)	策定済 (R6)
	危機管理マニュアル策定（再掲）	未策定 (R2)	策定済 (R6)
	物資供給に関する協定数	1件 (R2)	3件 (R6)
2) 物資調達・供給拠点の整備	簡易水道施設点検回数（再掲）	50回 (R1)	50回 (R6)
	配水管更新整備延長（再掲）	300m (R1)	300m (R6)

## (2) 災害に強い道路ネットワークの構築

### ■ 施策の方針

#### 1) 道路の整備 (5-4-2-1) 【1-1-4-1 再掲】

- ・ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。(再掲)
- ・ 大規模自然災害等への対応が可能な町道の整備を計画的に実施する必要がある。(再掲)
- ・ 道路防災事業の実施により、災害に強い町道整備の推進が必要である。(再掲)
- ・ 地震に伴う道路・橋脚等の寸断により、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障が生じる懸念がある。(再掲)

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○緊急輸送道路の整備促進(再掲)	交通・物流、 老朽化対策	広島県 建設課
○町道の整備推進(再掲)		
○道路、橋梁等の老朽化対策(長寿命化計画)(再掲)		

#### 2) 交通拠点の整備 (5-4-2-2) 【1-1-4-2 再掲】

- ・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。(再掲)

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○道の駅 来夢とごうちの更新(再掲)	行政機能、 交通・物流	企画課 危機管理室

### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 道路の整備	緊急輸送道路の 橋梁耐震化率(再掲)	— (H27)	— (R2)
	町道整備事業 (再掲)	2件 (R1)	4件 (R6)
	道路防災事業実施件数 (再掲)	2件 (R1)	2件 (R6)
	橋梁補修(再掲)	4件 (R1)	7件 (R6)

### (3) 農林業基盤・施設等の整備

#### ■ 施策の方針

##### 1) 農林業基盤・施設における被害低減 (5-4-3-1) 【5-2-1-1 再掲】

- ・ 大規模災害時においても重要な農業基盤を維持するため、農畜産物の生産・流通関連施設等の耐震性の確保、食品流通の確保等を図る必要がある。(再掲)
- ・ 老朽化に伴う維持管理費の増大に備え、不要な施設の廃止、計画的な更新・改修等により、計画的な維持管理を行う必要がある。(再掲)

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○農林業施設の適切な施設の維持管理 (再掲) ○老朽化した施設の改修、整備等 (再掲)	産業、 老朽化対策	産業観光課

### (4) 食料供給の維持

#### ■ 施策の方針

##### 1) 円滑な食料供給の維持 (5-4-4-1)

- ・ 災害発生時において、円滑な食料の供給を維持するため、食品流通に関する事業者等との「災害時における物資供給に関する協定」の締結に取り組む必要がある。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○食品流通における連携・協力体制の構築	行政機能	危機管理室

#### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 円滑な食料供給の維持	物資供給に関する 協定数 (再掲)	1件 (R2)	3件 (R6)

## 5-5 用水確保対策

### 【リスクシナリオ5】

異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

### (1) 生産活動の維持対策

#### ■ 施策の方針

##### 1) 用水供給施設の維持管理・老朽化対策 (5-5-1-1)

- ・ 水道水の安定供給のため、適切で確実な施設維持管理を行っているが、水道事業更新計画に基づく施設の更新と監視体制の整備を推進する必要がある。
- ・ 大規模災害時においても、必要な生活用水を確保するため、生活用水取水施設整備事業を周知し、整備を推進する必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○水道施設の適切な維持管理 ○生活用水取水施設整備支援	環境 住宅・地域	建設課 住民課

**2) 用水供給体制の強化 (5-5-1-2)**

- 平成 28 年度に町内水道の事業単位を一本化させ、新たな給水計画を策定し水道施設を健全に保つために施設更新事業の推進を行っているが、大規模災害時における供給体制の強化のため、危機管理対策（耐震化、浸水防止対策、土砂流入対策等）の推進や、水道広域体制の強化を推進する必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○用水の供給体制の強化	住宅・地域	建設課

**■ 目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 用水供給施設の維持管理・老朽化対策	簡易水道施設点検回数 (再掲)	50 回 (R1)	50 回 (R6)
	配水管更新整備延長 (再掲)	300m (R1)	300m (R6)
	生活用水取水施設 整備件数	1 件 (R2)	5 件 (R6)

**6 ライフラインの確保**

**【目標 6】** ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

**6-1 電力確保対策**

**【リスクシナリオ 1】**

電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能停止

**(1) 非常用時の電力・燃料の確保**

**■ 施策の方針**

**1) 非常用物資の備蓄推進 (6-1-1-1) 【1-4-1-2 再掲】**

- 防災マップの更新に合わせて、情報面における非常持ち出し品や備蓄品の記載を行い、町民へ周知を図る。（再掲）
- 大規模災害等による孤立を想定した非常用物資や燃料の必要数を把握し、防災拠点への備蓄を推進する必要がある。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○各家庭での非常用物資・燃料の備蓄の推進(再掲) ○防災拠点への非常用物資・燃料の確保(再掲)	行政機能、 地域との協働	危機管理室

**2) 庁舎等の停電対策(6-1-1-2)【3-3-4-1、2-5-1-2再掲】**

- ・ 庁舎等への非常用発電機の整備は実施済みであるが、大規模災害時に対応するため、平素からの維持管理を行う必要がある。(再掲)
- ・ 安芸太田病院では非常用発電機が2基あり、1基は令和2年度に改修する。戸河内診療所の非常用発電は老朽化しているが、確保する必要性について協議し、必要であれば改修する。(再掲)
- ・ 安芸太田病院、消防団第11分団第25部においては、太陽光発電を導入している。(再掲)
- ・ 他防災拠点においても必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。(再掲)

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○庁舎等への非常用電源の確保(再掲) ○医療施設の非常用電源確保(再掲) ○再生可能エネルギー等の導入推進(再掲)	行政機能	総務課 住民課 町立病院

**3) 電力・燃料の供給体制の確保(6-1-1-3)**

- ・ 電力復旧作業が円滑に行われるよう、交通状況や重要施設の状況を電力事業者を提供する等、連携体制の強化を推進する必要がある。
- ・ 災害時における燃料供給の復旧作業が円滑に行われるよう、交通状況や重要施設の状況を石油・LPガス事業者を提供する等、連携体制の強化を推進する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○災害時の電力事業者との連携強化 ○災害時の石油・LPガス事業者との連携強化	住宅・地域	電力事業者 危機管理室 石油・LPガス事業者 広島県

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 非常用物資の備蓄 推進	防災マップの更新・ 配布（再掲）	更新・配布済 (R2)	更新配布済 (R6)
	非常用物資・燃料の 備蓄量（再掲）	2,800 食分 (R2)	2,800 食分 (R6)
2) 庁舎等の停電対策	本庁舎・支所への非常 用電源の整備（再掲）	整備済 (R2)	整備済 (R6)

6-2 上水道対策

【リスクシナリオ 2】

上水道等の長期間にわたる供給停止

(1) 上水道の供給体制の強化

■ 施策の方針

1) 用水供給施設の維持管理・老朽化対策（6-2-1-1）【5-5-1-1 再掲】

- ・ 水道水の安定供給のため、適切で確実な施設維持管理を行っているが、水道事業更新計画に基づく施設の更新と監視体制の整備を推進する必要がある。（再掲）
- ・ 大規模災害時においても、必要な生活用水を確保するため、生活用水取水施設整備事業を周知し、整備を推進する必要がある。（再掲）

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○水道施設の適切な維持管理（再掲） ○生活用水取水施設整備支援（再掲）	環境	建設課 住民課

2) 用水の供給体制の強化（6-2-1-2）【5-5-1-2 再掲】

- ・ 平成 28 年度に町内水道の事業単位を一本化させ、新たな給水計画を策定し水道施設を健全に保つために施設更新事業の推進を行っているが、大規模災害時における供給体制の強化のため、危機管理対策（耐震化、浸水防止対策、土砂流入対策等）の推進や、水道広域体制の強化を推進する必要がある。（再掲）

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○用水の供給体制の強化（再掲）	住宅・地域	建設課

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 用水供給施設の維持管理・老朽化対策	簡易水道施設点検回数 (再掲)	50回 (R1)	50回 (R6)
	配水管更新整備延長 (再掲)	300m (R1)	300m (R6)
	生活用水取水施設 整備件数 (再掲)	1件 (R2)	5件 (R6)

6-3 汚水処理施設等対策

【リスクシナリオ 3】

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(1) 汚水対策

■ 施策の方針

1) 農業集落排水処理施設対策 (6-3-1-1) 【2-6-2-1 再掲】

- ・ 大規模災害時においても、既存施設が有効に活用できるよう、長寿命化のための計画的な改修・更新が必要である。(再掲)

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○農業集落排水処理施設の適切な維持管理 (再掲)	環境	建設課

2) 浄化槽対策 (6-3-1-2) 【2-6-2-2 再掲】

- ・ 浄化槽は、適切な維持管理により災害時に強い施設である。合併浄化槽の設置補助及び設置後の維持管理費用の負担軽減により、浄化槽の普及・促進が必要である。(再掲)

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○浄化槽の設置促進 (再掲)	環境	建設課

3) 下水道施設の防災・減災対策 (6-3-1-3) 【2-6-2-3 再掲】

- ・ 既存施設の有効活用や長寿命化のための計画的な改修・更新が必要である。(再掲)

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○下水道施設の適正な維持管理 (再掲)	環境	建設課

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 農業集落排水 処理施設対策	水洗化率（集合処理区） （再掲）	84% (R1)	88% (R6)
2) 浄化槽対策	合併浄化槽設置数（再掲）	7件 (R1)	5件 (R6)

(2) 災害廃棄物処理対策

■ 施策の方針

1) 災害廃棄物処理体制の構築（6-3-2-1）

- ・ 大規模災害発生時には大量の災害廃棄物処理が必要であるため、ボランティアや他自治体、民間事業者の協力を得られるよう、平素から協力体制の構築が必要である。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理体制の構築	環境	衛生対策室

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 災害廃棄物処理 体制の構築	安芸太田町災害廃棄物 処理計画の策定	策定済 (R2)	策定済 (R6)

6-4 地域交通ネットワーク確保対策

【リスクシナリオ 4】 地域交通ネットワークが分断する事態
----------------------------------

(1) 災害に強い道路ネットワークの構築

■ 施策の方針

1) 道路の整備（6-4-1-1）【1-1-4-1 再掲】

- ・ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。（再掲）
- ・ 大規模自然災害等への対応が可能な町道の整備を計画的に実施する必要がある。（再掲）
- ・ 道路防災事業の実施により、災害に強い町道整備の推進が必要である。（再掲）
- ・ 地震に伴う道路・橋脚等の寸断により、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障が生じる懸念がある。（再掲）



**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○緊急輸送道路の整備促進（再掲） ○町道の整備推進（再掲） ○道路、橋梁等の老朽化対策（長寿命化計画）（再掲）	交通・物流、 老朽化対策	広島県 建設課

**2) 交通拠点の整備（6-4-1-2）【1-1-4-2 再掲】**

- 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○道の駅 来夢とごうちの更新（再掲）	行政機能、 交通・物流	企画課 危機管理室

**■ 目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 道路の整備	緊急輸送道路の 橋梁耐震化率（再掲）	— (H27)	— (R2)
	町道整備事業（再掲）	2件 (R1)	4件 (R6)
	道路防災事業実施件数 （再掲）	2件 (R1)	2件 (R6)
	橋梁補修（再掲）	4件 (R1)	7件 (R6)

**(2) 交通ネットワーク復旧体制の強化**

**■ 施策の方針**

**1) 分断解消に向けた応急対応力の強化（6-4-2-1）【2-2-3-1 再掲】**

- 市内連携の情報収集体制の強化を行っているが、大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、情報集約方法のルール化や情報収集手段の多様化を図る必要がある。（再掲）
- 大規模災害時において、救助に関するあらゆる関係機関が連携し、迅速な救助活動が行えるよう、平素から各種訓練を実施する等、救助体制の強化を推進する必要がある。（再掲）
- 大規模災害時において、迅速に救助活動や緊急輸送が行えるよう、道路管理者と連携した道路啓開の訓練を実施する等、道路啓開体制の強化を推進する必要がある。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集体制の強化（再掲）</li> <li>○県・消防・警察・自衛隊との連携した救助体制の強化（再掲）</li> <li>○道路管理者との連携強化（道路啓開）（再掲）</li> </ul>	行政機能、 保険・医療・福祉	危機管理室 総務課 西日本高速道路 広島県 建設課

**(3) 災害対策施設の整備**

■ 施策の方針

**1) 土砂災害対策（6-4-3-1）【5-3-1-1 再掲】**

- ・ 土砂災害の防止、被害軽減のため、防災拠点や大規模避難所等の拠点機能を含む土砂災害警戒区域の砂防事業について優先的に推進するよう、広島県等に働きかける必要がある。（再掲）
- ・ 小規模崩落地の再崩落の防止のため、災害発生の防止のため、県と連携しながら整備を進めていく必要がある。（再掲）
- ・ 県と連携した急傾斜地崩壊対策工事の推進や、急傾斜地崩壊による被害軽減のために整備している急傾斜施設の維持管理を進めていく必要がある。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害防止施設の整備（再掲）</li> <li>○小規模崩落地復旧事業の促進（再掲）</li> <li>○砂防事業の実施（再掲）</li> <li>○急傾斜地崩壊対策事業（再掲）</li> </ul>	町土保全・土地利用	広島県 建設課

**2) 河川対策（6-4-3-2）【1-2-1-1 再掲】**

- ・ 近年、集中豪雨等により想定を超えた自然災害も発生しているため、河川管理者と連携した河川整備を推進し、河川点検等による河川機能を維持する必要がある。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川整備の推進（再掲）</li> </ul>	町土保全・土地利用	太田川河川事務所 広島県 建設課

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 土砂災害対策	急傾斜施設維持工事 (再掲)	3件 (R1)	3件 (R6)
2) 河川対策	河川維持件数 (再掲)	3件 (R1)	4件 (R6)

6-5 防災インフラ対策

<p>【リスクシナリオ 5】 防災インフラの長期間にわたる機能不全</p>
---

(1) 防災インフラ復旧体制の整備

■ 施策の方針

1) 復旧体制の整備 (6-5-1-1) 【3-3-5-3 再掲】

- ・ 町内建設業者の結成した「安芸太田町災害対策等支援協力会」と協定を締結しており防災会議にオブザーバーとして参加している。
- ・ 今後も協力体制の確保に努める。
- ・ 大規模自然災害時には、関係機関の応援活動に対する迅速な受援活動が必要であるため、受援計画の策定により広域応援体制の強化を推進する必要がある。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○建設事業者との災害時協定等の締結促進	行政機能	建設課 危機管理室
○広域的な応援体制の構築	行政機能、 リスクコミュニケーション	危機管理室

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 復旧体制の整備	安芸太田町災害対策等 支援協力会協定締結	締結済 (R1)	締結済 (R6)
	受援計画の策定 (再掲)	策定作業中 (R2)	策定済 (R6)

## 7 二次災害の防止

【目標 7】 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 大規模火災防止対策

#### 【リスクシナリオ 1】

地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

#### (1) 大規模火災の防止

##### ■ 施策の方針

#### 1) 木造施設の防火対策（7-1-1-1）【1-1-1-1 再掲】

- ・ 木造住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性の啓発に取り組むとともに耐震診断支援補助制度の周知を図る必要がある。（再掲）

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○木造施設の耐震診断支援（再掲）	住宅・地域	建設課

#### 2) 空き家対策（7-1-1-2）【1-1-3-2 再掲】

- ・ 空き家と思われる家屋数は増加しているが、空き家バンクへの登録物件は伸びていない現状となっている。（再掲）
- ・ 空き家バンクに対する相談件数は多く、成約に至っていない現状を踏まえ、ニーズに沿った空き家の確保等に向け、空き家バンクの登録促進の強化を図る必要がある。（再掲）
- ・ 管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、所有者に対して解体事業の周知等による老朽化空き家の解体撤去を推進する必要がある。（再掲）

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○空き家の利活用の促進（空き家バンクの充実等） （再掲）	住宅・地域、 町土保全・土 地利用	住民課 建設課
○空き家解体撤去（再掲）		

#### 3) 消防機能の充実・強化（7-1-1-3）【1-1-3-3 再掲】

- ・ 広島市消防や広島県と連携による消防機能の整備を行っているが、大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、危機管理体制の維持・強化を図る必要がある。（再掲）

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島市消防との連携と体制の強化（再掲）	行政機能	総務課

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 木造施設の防火対策	住宅の耐震化率 (再掲)	町営住宅耐震化率 100% (R2)	町営住宅耐震化率 100% (R6)
2) 空き家対策	移住者訪問件数 (再掲)	25件 (R1)	40件 (R6)

(2) 消防団・自主防災組織の充実・強化

■ 施策の方針

1) 自主防災組織の充実・強化 (7-1-2-1) 【1-2-2-5 再掲】

- ・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の組織率の向上に取り組む必要がある。(再掲)
- ・ 自治会等の各地域において、毎年1回程度、大規模災害に対する防災訓練等を実施している。防災意識の醸成のため継続的に防災訓練等を実施する必要がある。(再掲)
- ・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化等の防災リーダー等の育成に取り組む必要がある。(再掲)

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○自主防災組織の組織率の向上 (再掲) ○地域における防災訓練の支援 (再掲) ○防災リーダーの育成 (再掲)	行政機能、 リスクコミュニケーション、 地域との協働	危機管理室 住民課

2) 消防団の充実・強化 (7-1-2-2) 【1-1-3-3 再掲】

- ・ 過疎高齢化が進む中で不可欠である、地域の防災力を維持するため、消防団員の待遇向上等により、消防団員数を維持する必要がある。(再掲)
- ・ 消防団の活動を円滑に遂行するため、消防施設、設備、備品などを適切な水準で維持管理や、消防団拠点施設の整備を推進する必要がある。(再掲)

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○消防団員の確保 (再掲) ○消防団の装備充実及び拠点施設の整備 (再掲)	行政機能	総務課 危機管理室

■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 自主防災組織の 充実・強化	自主防災組織の組織率 (再掲)	41.3% (R1)	60% (R6)
	地域における防災訓練等 の実施 (再掲)	1 回 (R2)	1 回 (R6)
	講習会等の開催 (再掲)	未実施 (R2)	1 回 (R6)
2) 消防団の充実・強化	町人口に対する消防 団員数比較率 (再掲)	6.8 人 (R1)	6.5 人 (R6)
	備蓄倉庫消防駐屯機能 強化整備数 (再掲)	0 箇所 (R1)	3 箇所 (R6)
	防火水槽整備数 (再掲)	0 箇所 (R1)	1 箇所 (R6)

7-2 道路沿道の建物倒壊防止対策

【リスクシナリオ 2】

沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(1) 住宅・建築物等の耐震化

■ 施策の方針

1) 住宅の耐震化 (7-2-1-1) 【1-1-1-1 再掲】

- ・ 木造住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性の啓発に取り組むとともに耐震診断支援補助制度の周知を図る必要がある。(再掲)
- ・ 地震等に対する安全性の向上を図るため、耐震診断と耐震改修の必要性の啓発に取り組む必要がある。(再掲)
- ・ 耐用年数を経過した住宅が 4 割程度あり、効率的な修繕や改築を実施していくため修繕周期を元に定期的な点検を実施しストックの長寿命化を図る必要がある。(再掲)

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○木造施設の耐震診断支援 (再掲) ○住宅改修に対する支援 (再掲) ○町営住宅の適正な維持管理 (再掲)	住宅・地域	建設課

2) 公共施設の耐震化 (7-2-1-2) 【1-1-1-2 再掲】

- ・ 各支所は現行の耐震基準を満たしていない建物が存在するため、適切な優先順位で耐震化を推進する必要がある。(再掲)
- ・ 基準による耐震化は満たしているが、今後、大規模な地震に対応するため、新たな基準が創設した場合、非構造部材や医療設備の耐震化を推進する。(再掲)
- ・ 全 10 棟中 2 棟は耐震性がない棟 (令和 2 年 8 月時点) が存在するため、耐震改修等の実施が必要である。(再掲)

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○庁舎、支所の耐震化（再掲） ○町立病院の耐震化（再掲） ○学校施設の耐震化（再掲）	行政機能、 保健・医療・福祉	総務課 町立病院 教育課

**3) 社会福祉施設の耐震化（7-2-1-3）【1-1-1-3 再掲】**

- ・ 現行の耐震基準を満たしていない建物が存在しており、耐震改修等の推進が必要である（再掲）
- ・ 現行の耐震基準を満たした建物が多いが、経年劣化がみられる建物内外の修繕等改修の推進を計画的に進める必要がある。（再掲）
- ・ （特養2か所・老健・認知症 GH・高齢者生活福祉センター・デイサービスセンター・地域支援センター・ユニバーサルホーム・ユニバーサルリビング）（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○保育施設の耐震化（再掲） ○社会福祉施設の耐震化（再掲）	保険・医療・福祉	教育課 健康福祉課 事業者

**■ 目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 住宅の耐震化	住宅の耐震化率 （再掲）	町営住宅耐震化率 100% (R2)	町営住宅耐震化率 100% (R6)
2) 公共施設の耐震化	本庁、各支所の耐震化（再掲）	33% (R2)	100% (R6)
	学校施設の耐震化（再掲）	80% (R2)	100% (R6)
3) 社会福祉施設の耐震化	保育施設の耐震化（再掲）	75% (R2)	100% (R6)
	福祉施設の耐震化（再掲）	9施設 (100%) (R2)	9施設 (100%) (R6)

### 7-3 ダム、ため池等対策

#### 【リスクシナリオ 3】

ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### (1) 災害対策施設の整備

##### ■ 施策の方針

#### 1) 土砂災害対策 (7-3-1-1) 【5-3-1-1 再掲】

- ・ 土砂災害の防止、被害軽減のため、防災拠点や大規模避難所等の拠点機能を含む土砂災害警戒区域の砂防事業について優先的に推進するよう、広島県等に働きかける必要がある。  
(再掲)
- ・ 小規模崩落地の再崩落の防止のため、災害発生の防止のため、県と連携しながら整備を進めていく必要がある。(再掲)
- ・ 県と連携した急傾斜地崩壊対策工事の推進や、急傾斜地崩壊による被害軽減のために整備している急傾斜施設の維持管理を進めていく必要がある。(再掲)

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○土砂災害防止施設の整備 (再掲) ○小規模崩落地復旧事業の促進 (再掲) ○砂防事業の実施 (再掲) ○急傾斜地崩壊対策事業 (再掲)	町土保全・土地利用	広島県 建設課

#### 2) ダム対策 (7-3-1-2)

- ・ 太田川の上流には温井ダム、柴木川上流には樽床ダムが設置されている。地震によりダムが決壊・破損しないよう、平素の維持管理や老朽化に備えた設備の更新等を推進する必要がある。
- ・ 豪雨時におけるダムの急激な貯水量の増加や、地震による破損等、緊急時にはダム管理者と情報共有し下流住民が迅速に避難できるよう、緊急対応体制を強化する必要がある。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○ダムの適切な維持・管理 ○ダム管理者と連携した緊急対応体制の構築	産業	建設課 危機管理室 ダム管理者

##### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 土砂災害対策	急傾斜施設維持工事 (再掲)	3件 (R1)	3件 (R6)



## (2) 農業用水利施設等の整備

### ■ 施策の方針

#### 1) ため池対策 (7-3-2-1)

- ・ ため池耐震診断が迅速に進捗するよう、ため池管理者との連絡調整を行う等、広島県に協力・連携を強化する必要がある。
- ・ 改修・整備が必要なため池については、広島県、ため池管理者と連携して、補修・改修を推進する必要がある。
- ・ 広島県がため池浸水想定区域図を作成したため池に対して、ため池ハザードマップを策定し住民に周知する必要がある。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○ため池耐震診断の実施 ○老朽ため池の改修・整備 ○ため池ハザードマップの策定	産業	広島県 産業観光課 建設課

### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) ため池対策	老朽ため池の整備	整備中 (R2)	整備済 (R6)
	ため池ハザードマップの整備	未整備 (R1)	整備済 (R6)

## 7-4 農地・森林等対策

### 【リスクシナリオ 4】

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### (1) 農地・森林等の維持管理

### ■ 施策の方針

#### 1) 農地の維持管理 (7-4-1-1)

- ・ 小規模農家に対しては産直市を販路とする少量多品目生産を行う高齢者等農業の担い手の育成と支援や、新規就農者を確保するための農業研修等を広域連携により実施を推進している。
- ・ 農地の維持・保全のための、中山間直接支払集落協定や農地整備等の支援を推進する必要がある。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○農地の維持・保全と遊休農地の有効活用 ○農業従事者の担い手の確保	産業	産業観光課

## 2) 森林の維持管理 (7-4-1-2)

- ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の整備やその適切な管理を推進する。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○保安林の整備・適切な管理	産業	農林水産省 広島県 産業観光課

### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 農地の維持管理	新規ひろしま活力 農業研修生	1人 (R1)	1人 (R6)
	研修会等への参加	4回 (R1)	5回 (R6)
	中山間直接支払集落協定	47組織 (R1)	47組織 (R6)
	土木・耕地事業補助金	12件 (R1)	12件 (R6)

## (2) 有害鳥獣対策

### ■ 施策の方針

#### 1) 有害鳥獣対策 (7-4-2-1)

- 農地等の保全を図る上では、鳥獣対策を講じてきたが、高齢化による狩猟者の減少により、捕獲の担い手の育成が必要である。
- 鳥獣被害を減少させるため、効果的な捕獲方法の検討研究が必要である。
- 設置状況が悪く被害が発生することも多いため、設置技術研修を行い、技術を普及させることが必要。
- 有害鳥獣の温床となっている耕作放棄地の刈払いなど、集落内の環境改善対策について住民に対する啓発活動を行う必要がある。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○有害鳥獣被害防止対策の強化 ○農作物の防護対策の強化	産業	産業観光課

### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 有害鳥獣対策	鳥獣被害額	3,495千円 (H30)	3,147千円 (R4)
	侵入防止策の整備	8,000m (R2)	8,000m (R4)

## 8 迅速な復旧・復興

【目標8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 災害廃棄物処理対策

【リスクシナリオ1】

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (1) 災害廃棄物処理対策

##### ■ 施策の方針

#### 1) 災害廃棄物処理体制の構築（8-1-1-1）【6-3-2-1 再掲】

- ・ 大規模災害発生時には大量の災害廃棄物処理が必要であるため、ボランティアや他自治体、民間事業者の協力を得られるよう、平素から協力体制の構築が必要である。（再掲）

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理体制の構築（再掲）	環境	衛生対策室

##### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
1) 災害廃棄物処理体制の構築	安芸太田町災害廃棄物処理計画の策定（再掲）	策定済（R2）	策定済（R6）

### 8-2 復旧・復興体制確保対策

【リスクシナリオ2】

復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

#### (1) 復旧・復興を担う人材の確保

##### ■ 施策の方針

#### 1) 建設業の担い手確保（8-2-1-1）【6-5-1-1 再掲】

- ・ 町内の建設産業就業者数は年々減少し、年齢構成では若年層の割合が低く、高齢化が進行している。本町においても、持続的な発展と安全・安心の確保を図っていくためには、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保に取り組む必要がある。
- ・ 町内建設業者の結成した「安芸太田町災害対策等支援協力会」と協定を締結しており防災会議にオブザーバーとして参加している。（再掲）
- ・ 今後も協力体制の確保に努める。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保	行政機能	建設課
○建設事業者との災害時協定等の締結促進（再掲）		建設課 危機管理室

■ **目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 建設業の担い手確保	安芸太田町災害対策等 支援協力会協定締結 (再掲)	締結済 (R1)	締結済 (R6)

(2) **建築物等への迅速な震災対応を可能とする体制整備**

■ **施策の方針**

1) **耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上（8-2-2-1）**

- ・ 耐震診断・改修を担う事業者の人材及び技術力の向上を図るため、広島県が開催する講習会へ町内技術者、施工業者が参加するよう周知等を行う必要がある。
- ・ 広島県が共有している耐震改修の有益な情報を入手し、町内技術者、施工業者へ共有する仕組み作りを推進する必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○講習会の開催 ○耐震改修の有益な情報の共有化	行政機能	広島県

2) **危険度判定体制の整備（8-2-2-2）**

- ・ 町内の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士登録者数はわずかであり、迅速な震災対応を可能とするための体制整備を図る必要がある。
- ・ 大規模災害発生時に、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるように、平素からの資機材の整備等に努める必要がある。
- ・ 大規模災害発生時に、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるように、定期的な体制の見直しが必要である。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成・登録 ○被災建物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の資機材の整備 ○県と連携した危険度判定実施体制の強化	住宅・地域	建設課 住民課 広島県

### 3) 地籍調査の推進 (8-2-2-3)

- ・ 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには土地境界を明確にしておくことが重要となり、本町内の地籍調査の進捗率は100%となっているため、必要に応じて更新を行う。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○地籍調査の推進	町土保全・土地利用	総務課

#### ■ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
2) 危険度判定体制の整備	被災宅地危険度判定士	2人 (R2)	3人 (R6)
3) 地籍調査の推進	地籍調査進捗率	100% (R2)	100% (R2)

## 8-3 文化・地域コミュニティ対策

### 【リスクシナリオ 3】

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

### (1) 観光・交流施設の整備

#### ■ 施策の方針

#### 1) 観光拠点施設における被害低減 (8-3-1-1) 【5-2-2-1 再掲】

- ・ 指定事業者に対して、設備・機器類の屋内移動等の飛散防止措置や災害後の状況点検等の指導を行っているが、災害に主な観光・交流施設の被害軽減に向けた修繕対策を随時対応していく必要がある。(再掲)
- ・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。(再掲)

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○観光資源の適切な維持管理 (再掲) ○道の駅 来夢とごうちの更新 (再掲)	行政機能、 交通・物流、 産業、 老朽化対策	産業観光課 事業者 企画課 危機管理室

## 2) 文化財の保護 (8-3-1-2)

- ・ 建物は築年数がかなり古く、現行の耐震基準を満たしていない建物がほとんどの状況のため、維持管理を促進する必要がある。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○指定文化財（建築物）の維持管理	住宅・地域	教育課 建設課

## (2) 自助・共助の取組強化

### ■ 施策の方針

#### 1) 自主防災組織の充実・強化 (8-3-2-1) 【1-2-2-5 再掲】

- ・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の組織率の向上に取り組む必要がある。（再掲）
- ・ 自治会等の各地域において、毎年1回程度、大規模災害に対する防災訓練等を実施している。防災意識の醸成のため継続的に防災訓練等を実施する必要がある。（再掲）
- ・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化等の防災リーダー等の育成に取り組む必要がある。（再掲）

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○自主防災組織の組織率の向上（再掲） ○地域における防災訓練の支援（再掲） ○防災リーダーの育成（再掲）	行政機能、 リスクコミュニケーション、 地域との協働	危機管理室 住民課

#### 2) 地域における防犯連携体制の構築 (8-3-2-2) 【3-1-1-1、3-1-1-2 再掲】

- ・ 大規模災害時には、警察機能の低下が予想されるため、自主防災組織をはじめとする地域団体、NPO法人、事業所などが連携し、地域ぐるみで犯罪の未然防止に取り組む必要がある。（再掲）
- ・ 大規模災害時には、警察機能の低下が予想されるため、大規模災害時でも住民に確実に情報が伝わるよう、多様な手段で犯罪発生情報の周知を行う必要がある。（再掲）
- ・ 大規模災害時には、警察機能の低下が予想されるため、関係機関、自主防災組織等との連携を強化する必要がある。（再掲）
- ・ 大規模災害時には、警察機能の低下が予想されるため、自主防災組織と連携した地域の見回り活動等を強化する必要がある。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○犯罪被害の予防のための意識啓発（再掲） ○犯罪発生情報の発信・広報（再掲） ○県と連携した警備活動の実施（再掲） ○自主防災組織等と連携した見回り活動等の実施（再掲）	行政機能、 地域との協働	総務課 危機管理室

**3) 要配慮者に対する支援（8-3-2-3）【2-7-3-2 再掲】**

- ・ 災害時における要配慮者の支援体制の強化を見据え、平素からの地域福祉活動を通じた関係者の連携体制の強化を推進する必要がある。（再掲）

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○平時からの連携体制構築（再掲）	保険・医療・福祉、 地域との協働	健康福祉課 住民課 教育課 社会福祉協議会

**■ 目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 自主防災組織の充実・強化	自主防災組織の組織率（再掲）	41.3% (R1)	60% (R6)
	地域における防災訓練等の実施	1回 (R2)	1回 (R6)
	講習会等の開催（再掲）	未実施 (R2)	1回 (R6)
2) 地域における防犯連携体制の構築	防災無線での啓発活動（再掲）	1回 (R1)	1回 (R6)
	防災情報メールを登録している人の割合（再掲）	17% (R2)	30% (R6)

**8-4 被災者の住宅確保対策**

**【リスクシナリオ 4】**

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

**(1) 被災者の住宅確保**

**■ 施策の方針**

**1) 仮設住宅対策（8-4-1-1）**

- ・ 大規模自然災害等により住居を失った被災者が多数発生した場合、仮設住宅整備管理マニュアルにしたがって仮設住宅の早期に確保するため、平素から仮設住宅建設候補地の選定等の準備を推進する必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○仮設住宅の整備・管理	住宅・地域	広島県 建設課

**2) 公営住宅等の活用 (8-4-1-2)**

- ・ 災害時において、迅速に公営住宅の一時的供与が行えるよう、平素より必要な手続き等を確認・把握しておく必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○一時入居を可能とする例規の整備	住宅・地域	建設課

■ **目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
1) 仮設住宅対策	仮設住宅建設候補地の選定	未選定 (R2)	選定済 (R6)

**8-5 風評被害対策**

**【リスクシナリオ 5】**

風評被害や信用不安、観光客の大幅な減少、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

**(1) 風評被害対策**

■ **施策の方針**

**1) 確かな情報提供 (8-5-1-1)**

- ・ 災害時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集する。正確な被害情報を迅速かつ的確に提供する必要がある。
- ・ 被害発生後の復旧・復興時においては、風評被害を防ぐため、正確な復興情報を積極的に提供する必要がある。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○正確な被害情報の収集・広報 ○復興情報の積極的な広報	産業	総務課



## 第7 施策の重点化

### 1 施策の重点化の考え方

#### (1) 国・広島県の計画における重点化の考え方

国の基本計画においては、「限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。」とした上で、プログラム単位で施策の重点化を図ることとし、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点に加え、施策の進捗、社会情勢の変化等も踏まえ、15の重点化すべきプログラムが選定されている。

県強靱化計画においては、南海トラフ地震が起こった場合に甚大な被害が想定されていること、土砂災害危険箇所数が全国最多で、過去に発生した土砂災害においても多くの尊い命が失われていること、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例（平成27年広島県条例第1号）において「災害死をゼロにする」を目標に掲げ、県民総ぐるみ運動を展開していることなどを踏まえ、国の基本計画との調和にも配慮しつつ、回避を優先する事態として、次の事態があげられている。

<県強靱化計画における回避を優先する事態>

- ① 人命保護に直接関わる事態（10 事態）
- ② 行政機能の大幅な低下につながる事態（1 事態）

#### (2) 本町における施策の重点化の考え方

本町における施策の重点化については、国の指針において「地域特性を踏まえつつ、重点化・優先順位付けを行うことが重要」とされていることから、県強靱化計画の考え方と本町の特性を踏まえ、次のような要素を総合的に勘案して、重点的に対応すべき事態を選定する。

<重点的に対応すべき事態を選定する要素>

- ① 人命の保護に直接関わる事態
- ② 行政機能の大幅な低下につながる事態
- ③ 県強靱化計画において回避を優先する事態との整合
- ④ 本町の特性を踏まえた対応すべき事態

## 2 対応方策の重点化、優先順位付け

災害時における人命の保護、行政機能の大幅な低下の回避、県強靱化計画との整合、本町の特性などを考慮しながら、重点的に対応すべき事態（リスクシナリオ）を次表のとおり、10 事態選定した。また、これらのうち、本町の特性を考慮しながら、優先的に対応すべき事態を次表のとおり、6 事態選定した。

表 重点的、優先的に対応すべき事態

事前に備えるべき 目標	重点的に対応すべき事態		
	(リスクシナリオ)	優先的に対応すべき事態	優先的に対応すべき理由
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生	—	—
	1-2異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○	・地形的な制約から、谷筋の河川沿いに集落が多く形成されており、優先的な対応が必要
	1-3大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	○	・住宅の多くが土砂災害警戒区域、同特別警戒区域に指定されており、優先的な対応が必要
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止	—	—
	2-2多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	○	・小規模・分散集落が多く、大規模災害時に孤立集落が発生するリスクが大きいため、優先的な対応が必要
	2-3自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	—	—
	2-5医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○	・医療施設が少なく、災害時における医療機能の麻痺を回避するため、優先的な対応が必要
	2-7劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生	○	・高齢化に伴い、不十分な避難生活環境が健康に及ぼす影響が大きいため、優先的な対応が必要
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-3町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下	—	—
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○	・地形的な制約により災害リスクの高い地域が多いため、避難等に必要の情報収集・伝達が重要であることから、優先的な対応が必要

表 重点化すべきリスクシナリオの検討

事前に備えるべき目標	国基本計画におけるリスクシナリオ		広島県のリスクシナリオ		安芸太田町のリスクシナリオ		人命保護	行政機能維持	県計画と整合	町の特性	選定
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生	○		○		①
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生									
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生							
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○		○	○	②
	1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	○		○	○	③
			1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生							
	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生			1-4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生					
2 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保するに、救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止	○		○		④
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	○			○	⑤
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○		○		⑥
			2-4	救助・救急、医療活動の為にエネルギー供給の長期途絶							
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱					
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	2-6	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○		○		⑦
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生					
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生	2-8	避難所等の規模や機能の不足により、被災者への支援が十分に確保できない事態	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生	○			○	⑧	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	3-1	被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱					
	3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全									
	3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	3-3	県・市町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下	3-3	町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下		○	○		⑨
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止		○			
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により市街情報が必要な者に伝達できない事態	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		○			
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		○		○	⑩

事前に備えるべき目標	国基本計画におけるリスクシナリオ		広島県のリスクシナリオ		安芸太田町のリスクシナリオ		人命保護	行政機能維持	県計画と整合	町の特性	選定	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下）	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による機能の大幅な低下	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による機能の大幅な低下					
		5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響									
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	5-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等					
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響									
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止）	5-3	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止	5-3	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止				○	
		5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響（空路の機能停止）									
		5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響									
		5-8	食料等の安定供給の停滞	5-4	食料等の安定供給の停滞	5-4	食料等の安定供給の停滞	○				
		5-9	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響			5-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響					
6	設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早急に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止					
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止					
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止					
		6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態					
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全			6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全					
7	い 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	7-1	市街地での大規模火災の発生	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	○				1-1 と重複
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生							
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	7-2	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺					
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生					
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	7-5	有害物質の大規模拡散・流出							
		7-6	農地、森林等の被害による国土の荒廃	7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大					
				7-7	風評被害等による影響							

事前に備えるべき目標		国基本計画におけるリスクシナリオ		広島県のリスクシナリオ		安芸太田町のリスクシナリオ		人命保護	行政機能維持	県計画と整合	町の特性	選定	
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態						
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足や基幹インフラの損壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態						
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態								
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失					○	
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態			8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態						
		8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響			8-5	風評被害や信用不安、観光客の大幅な減少、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響					○	

## 第8 計画の推進に向けて

### (1) 町民等との協働による町土の強靱化の推進

本計画に基づく防災、減災の取組を着実に進めるためには、町民、自主防災組織等の地域団体、事業所等と町が強靱化の目標を共有し、それぞれの責任と役割分担により主体的に取り組む協働による町土の強靱化を推進する必要がある。

このため、本計画を周知するとともに、町民、自主防災組織等の地域団体、事業所等の防災、減災に向けた取組を積極的に支援する。

### (2) 町の取組体制の強化

本計画を総合的かつ計画的に進めるため、本町の各分野における町土の強靱化に関連する施策については、本計画を指針として整合を図りながら実施する。

また、町土の強靱化に向けた施策は、町の全ての部署が関連することから、施策の実施にあたっては、関連部署の密接な連携を図る。

### (3) 国、広島県、関係機関等との連携

本計画を着実かつ効果的に進めるため、国、広島県の支援を受けるとともに、近隣市町と連携し、町土の強靱化に向けたハード、ソフト両面の取組を強化する。

また、警察、消防、医療・福祉等の関係機関、防災、減災に係るNPO団体、民間事業者等と連携して、災害時における対応体制を強化する。

### (4) 計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実かつ効果的に推進するため、毎年度、それぞれのリスクシナリオごとに、具体的な施策の取組内容、指標の変動状況及び課題等を把握・整理する。

また、課題等の把握に基づき、必要に応じて、町土の強靱化に向けた施策の実施計画の見直しを行う。

### (5) 計画の見直し

本計画を総合的かつ計画的に進めるため、国、広島県における施策の動向や長期総合計画をはじめとする町の他の計画等における毎年度の施策と整合を図る観点から、必要に応じて計画内容の修正を行う。

また、町土の強靱化を国の基本計画、県強靱化計画などの上位計画との整合を図りながら効果的に進めるため、上位計画の改定等を踏まえ、必要に応じて計画の改定を行う。

参考資料 1 リスクシナリオごとの脆弱性評価

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標					
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値		
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生	(1) 住宅・建築物等の耐震化	1) 住宅の耐震化	① 木造施設の耐震診断支援【建設課】 ・ 木造住宅耐震診断事業により、町内に存在する木造住居の所有者の耐震診断の普及及び耐震改修の促進を図っている。	・ 木造住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性の啓発に取り組むとともに耐震診断支援補助制度の周知を図る必要がある。	住宅の耐震化率	町営住宅耐震化率 100% (R2)	—	町営住宅耐震化率 100% (R6)	—	
				② 住宅改修に対する支援【建設課】 ・ 住宅改修助成金の交付により、町内事業者支援を目的に住宅の修繕等の支援を行っている。							・ 地震等に対する安全性の向上を図るため、耐震診断と耐震改修の必要性の啓発に取り組む必要がある。
				③ 町営住宅の適正な維持管理【建設課】 ・ 公営住宅長寿命化計画 (H26 年) に基づき、今後の需要を見据えて総戸数の縮小や、適切な維持管理を行っている。							
			2) 公共施設の耐震化	① 庁舎、支所の耐震化【総務課】 ・ 本庁舎の耐震・大規模改修工事を実施している。	・ 本庁、各支所は現行の耐震基準を満たしていない建物が存在するため、適切な優先順位で耐震化を推進する必要がある。	本庁、各支所の耐震化	33% (R2)	—	100% (R6)	—	
				② 町立病院の耐震化【町立病院】 ・ 西館は平成 3 年築、外来棟は平成 27 年に建替えが完了しており、新耐震基準を満たしている。		—	—	—	—		
				③ 学校施設の耐震化【教育課】 ・ 耐震性評価を実施し、学校施設の耐震化を推進している。		・ 全 10 棟中 2 棟は耐震性がない棟 (令和 2 年 8 月時点) が存在するため、耐震改修等の実施が必要である。	学校施設の耐震化	80% (R2)	—	100% (R6)	—
		3) 社会福祉施設の耐震化	① 保育施設の耐震化【教育課】 ・ 必要な改修、耐震診断、耐震改修工事等を推進している。 ・ 令和 2 年度～3 年度事業において、耐震化も含めた施設改修 (筒賀保育所) を行っている。	・ 現行の耐震基準を満たしていない建物が存在しており、耐震改修等の推進が必要である。	保育施設の耐震化	75% (R2)	—	100% (R6)	—		
			② 社会福祉施設の耐震化【健康福祉課、事業者】 ・ 必要な改修、耐震診断、耐震改修工事等を推進している。		・ 現行の耐震基準を満たした建物が多いが、経年劣化がみられる建物内外の修繕等改修の推進を計画的に進める必要がある。 ・ (特養 2 か所・老健・認知症 GH・高齢者生活福祉センター・デイサービスセンター・地域支援センター・ユニバーサルホーム・ユニバーサルリビング)	福祉施設の耐震化	9 施設 (100%) (R2)	—	9 施設 (100%) (R6)	—	
		(2) 建物等の老朽化対策	1) 公共施設等の総合管理	① 公共施設等の総合管理【施設担当課】 ・ 公共施設等総合管理計画に基づき、施設の整備・管理、長寿命化を行っている。	・ 老朽化に伴う維持管理費の増大に備え、不要な公共施設の廃止、計画的な更新・改修等により、計画的な維持管理を行う必要がある。	建物資産の総延床面積	約 121,672 ㎡ (H27)	—	約 85,170 ㎡ (R6)	—	



事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標					
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値		
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生	(3) 大規模火災の防止	1) 木造施設の防火対策	① 防災拠点の防火対策【建設課】 ・ 地域防災計画により、災害対応拠点となる庁舎・支所、避難施設となる学校、医療活動拠点となる町立病院等は、耐震化とともに不燃化を図るものとしている。	・ 建築基準法等に基づく耐火建築物となっているが、通電火災の防止のための感電ブレーカーの設置等の推進が必要である。	—	—	—	—	—	
			2) 空き家対策	① 空き家の利活用の促進（空き家バンクの充実等）【住民課】 ・ 空き家バンク制度等による住宅情報の発信、供給体制の充実等を図っている。	・ 空き家と思われる家屋数は増加しているが、空き家バンクへの登録物件は伸びていない現状となっている。 ・ 空き家バンクに対する相談件数は多く、成約に至っていない現状を踏まえ、ニーズに沿った空き家の確保等に向け、空き家バンクの登録促進の強化を図る必要がある。	移住者訪問件数	25件 (R1)	—	40件 (R6)	—	
				② 空き家解体撤去【建設課】 ・ 安芸太田町空き家解体事業補助金の交付により、空き家の解体撤去の支援を行っている。	・ 管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、所有者に対して解体事業の周知等による老朽化空き家の解体撤去を推進する必要がある。	—	—	—	—	—	
			3) 消防機能の充実・強化	① 広島市消防との連携と体制の強化【総務課】 ・ 広島市消防局安佐北消防署安芸太田出張所や広島県との連携強化を図り、迅速な応援体制の整備を推進している。	・ 広島市消防や広島県と連携による消防機能の整備を行っているが、大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、危機管理体制の維持・強化を図る必要がある。	—	—	—	—	—	
				② 消防団員の確保【危機管理室】 ・ 消防団員の待遇の向上により、消防団員への入団を促進している。	・ 過疎高齢化が進む中で不可欠である、地域の防災力を維持するため、消防団員の待遇向上等により、消防団員数を維持する必要がある。	町人口に対する消防団員数比較率	6.8人 (R1)	—	6.5人 (R6)	—	
				③ 消防団の装備充実及び拠点施設の整備【危機管理室】 ・ 消防団機能の強化のため、消防団装備の充実強化及び拠点施設の整備を検討している。	・ 消防団の活動を円滑に遂行するため、消防施設、設備、備品などを適切な水準で維持管理や、消防団拠点施設の整備を推進する必要がある。	備蓄倉庫消防駐屯機能強化整備数	0箇所 (R1)	—	3箇所 (R6)	—	
			(4) 災害に強い道路ネットワークの構築	1) 道路の整備	① 緊急輸送道路の整備促進【広島県】 ・ 災害に強い道路ネットワークの構築にむけて、広島県と連携して道路改良、橋梁耐震補強等を行っている。	・ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。	緊急輸送道路の橋梁耐震化率	—	79.6% (H27)	—	83.0% (R2)
					② 町道の整備推進【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、集落と幹線道路を結ぶ道路（町道）の整備を計画的に推進している。	・ 大規模自然災害等への対応が可能な町道の整備を計画的に実施する必要がある。	町道整備事業	2件 (R1)	—	4件 (R6)	—
						・ 道路防災事業の実施により、災害に強い町道整備の推進が必要である。	道路防災事業実施件数	2件 (R1)	—	2件 (R6)	—

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生	(4) 災害に強い道路ネットワークの構築	1) 道路の整備	③ 道路、橋梁等の老朽化対策（長寿命化計画）【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道路・橋梁等への老朽化対策を推進している。	・ 地震に伴う道路・橋脚等の寸断により、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障が生じる懸念がある。	橋梁補修	4件 (R1)	—	7件 (R6)	—
			2) 交通拠点の整備	① 道の駅 来夢とごうちの更新【企画課、危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道の駅周辺の安全対策等を推進している。	・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。	—	—	—	—	
		(5) 既存建物等の総合的な安全対策	1) ブロック塀の対策	① 通学路のブロック塀安全対策【教育課】 ・ 通学路のブロック塀等の状況を把握し、要対処箇所の抽出及び対応を行っている。	・ ブロック塀の倒壊等による死傷者の発生を防止するため、要対処箇所の抽出、安全対策を継続的に実施する必要がある。	—	—	—	—	
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	(1) 河川対策、浸水対策	1) 河川対策	① 河川整備の推進【太田川河川事務所、広島県、建設課】 ・ 異常気象等による被害を減少させるため、国、県と連携した河川整備を推進している。	・ 近年、集中豪雨等により想定を超えた自然災害も発生しているため、河川管理者と連携した河川整備を推進し、河川点検等による河川機能を維持する必要がある。	河川維持件数	3件 (R1)	—	4件 (R6)	—
			2) 浸水対策	① 浸水対策【太田川河川事務所、広島県、建設課、危機管理室】 ・ 安芸太田町水防計画を策定し、水防活動等による浸水による被害を軽減、安全の保持を推進している。	・ 土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための河川管理者等との連絡体制の確立に努める必要がある。	—	—	—	—	
		(2) 洪水ソフト対策	1) 洪水リスク情報の提供	① 浸水想定区域図の作成【太田川河川事務所】 ・ 太田川河川事務所により、太田川水系洪水浸水想定区域図は平成29年に指定、公表されている。 ② 防災マップの更新【危機管理室】 ・ 安芸太田町ホームページにて危険個所の場所を指し示す「安芸太田町防災マップ」を平成25年8月に公表している。	・ 浸水想定区域図の指定、公表に伴い、警戒避難体制の整備、住民等への周知に取り組む必要がある。 ・ 最新の浸水想定区域図、土砂災害警戒区域に基づいた防災マップに更新し、住民の周知する必要がある。	防災マップの更新・配布	更新配布済 (R2)	—	更新配布済 (R6)	—
	2) 防災情報の提供		① 安芸太田町行政情報メール配信サービスの登録促進【危機管理室、総務課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、安芸太田町行政情報メール配信サービスの登録を促進している。	・ 情報共有、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、重要な情報が着実に伝わるようにするため、住民への周知が必要である。	防災情報メールを登録している人の割合	17% (R2)	8.4% (H26)	30% (R6)	40.0% (H32)	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
1 直接死を最大限防ぐ	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	(2) 洪水ソフト対策	2) 防災情報の提供	② 洪水ポータル広島の普及【危機管理室、総務課】 ・ 広島県では、洪水時の円滑かつ迅速な避難を行うための、リスク情報やリアルタイム情報等を「洪水ポータルひろしま」で公開している。	・ 洪水時の避難等の目安となるリアルタイム情報の入手手段のひとつとして、洪水ポータル広島について周知する必要がある。	—	—	—	—	—
			3) 防災意識の醸成	① 学校での防災教育実施【危機管理室、教育課】 ・ 安芸太田町地域防災計画（基本編）により、防災教育の実施を推進している。	・ 自然災害時において命を守る知識が習得できるよう、地域の災害特性や、災害時の情報収集方法、適切な避難行動等の防災教育を推進する必要がある。	—	—	—	—	—
				② 防災訓練の実施【危機管理室、教育課】 ・ 各学校で、大規模災害に対する防災訓練の実施を推進している。	・ 各学校では、学校安全計画により年2回程度、自然災害に対する防災訓練及び防災教育を実施している。地域の実情を踏まえ、防災意識の醸成と学校安全の取組を継続的に推進する必要がある。	学校における防災訓練の実施	2回 (R2)	—	2回 (R6)	—
			4) 要配慮者の避難支援	① 避難行動要支援者名簿の地域配布・更新【総務課・健康福祉課】 ・ 安芸太田町災害時要援護者地域支援制度により、要援護者及び地域支援者の名簿を提供している。	・ 大規模自然災害発生時における避難行動要支援者に対する避難支援体制並びに関係機関（自主防災組織、警察署、消防署、自衛隊等）への情報提供体制整備のため、避難行動要支援者名簿の更新（システム化）を行う必要がある。	—	—	—	—	—
				② 社会福祉施設等への助言、避難支援【健康福祉課、危機管理室】 ・ 社会福祉施設に対し、施設利用者等の安全を確保するための組織体制整備の指導を推進している。	・ 異常気象等を想定した社会福祉施設の防災体制の整備等のため、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の施設において、避難確保計画の策定を推進する必要がある。	避難確保計画の策定率	12施設 (63%) (R2)	—	19施設 (100%) (R6)	—
			5) 自主防災組織の充実・強化	① 自主防災組織の組織率の向上【危機管理室】 ・ 地域住民の自主防災組織への参画を推奨している。	・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の組織率の向上に取り組む必要がある。	自主防災組織の組織率	41.3% (R1)	88.6% (H26)	60% (R6)	95.0% (H32)
				② 地域における防災訓練の支援【危機管理室、住民課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、地域の自主防災組織や消防団との連携を強化し、関係機関が一体となった訓練の実施を推進している。	・ 自治会等の各地域において、毎年1回程度、大規模災害に対する防災訓練等を実施している。防災意識の醸成のため継続的に防災訓練等を実施する必要がある。	地域における防災訓練等の実施	1回 (R2)	—	1回 (R6)	—
				③ 防災リーダーの育成【危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、地域住民の自主防災組織への参画を推奨している。	・ 大規模災害時には、警察・消防・役場等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化等の防災リーダー等の育成に取り組む必要がある。	講習会等の開催	未実施 (R2)	—	1回 (R6)	—

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
1 直接死を最大限防ぐ	1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	(1) 土砂災害や山地災害の対策施設の整備	1) 土砂災害対策	① 土砂災害防止施設の整備【広島県、建設課】 ・ 広島県は、ひろしま砂防アクションプラン2016(平成28年)に基づき、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設について、優先度を明確にして効率的な整備に取り組んでいる。	・ 土砂災害の防止、被害軽減のため、防災拠点や大規模避難所等の拠点機能を含む土砂災害警戒区域の砂防事業について優先的に推進するよう、広島県等に働きかける必要がある。	—	—	—	—	—
				② 小規模崩壊地復旧事業の促進【広島県、建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、小規模崩壊地復旧事業の促進を推進している。	・ 小規模崩壊地の再崩壊の防止のため、災害発生の防止のため、県と連携しながら整備を進めていく必要がある。	—	—	—	—	—
				③ 急傾斜地崩壊対策事業【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、急傾斜地崩壊対策事業を推進している。	・ 県と連携した急傾斜地崩壊対策工事の推進や、急傾斜地崩壊による被害軽減のために整備している急傾斜施設の維持管理を進めていく必要がある。	急傾斜施設維持工事	3件(R1)	—	3件(R6)	—
		(2) 土砂災害ソフト対策	1) 土砂災害リスク情報の提供	① 土砂災害警戒区域等の指定【広島県】 ・ 広島県は、土砂災害警戒区域等の指定に関して、基礎調査を平成30年度まで、区域指定を平成31年度までに完了させる目標を設定しており、本町についても指定が進んでいる。	・ 土砂災害警戒区域等の指定に伴い、警戒避難体制の整備、住民等への警戒区域の周知などに取り組む必要がある。	—	—	—	—	—
				② 防災マップの更新【危機管理室】 ・ 安芸太田町ホームページにて危険個所の場所を指し示す「安芸太田町防災マップ」を平成25年8月に公表している。(再掲)	・ 最新の浸水想定区域図、土砂災害警戒区域に基づいた防災マップに更新し、住民へ周知する必要がある。	防災マップの更新・配布	更新配布済(R2)	—	更新配布済(R6)	—
			2) 防災情報の提供	① 安芸太田町行政情報メール配信サービスの登録促進【危機管理室、総務課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、安芸太田町行政情報メール配信サービスの登録を促進している。(再掲)	・ 情報共有、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、重要な情報が着実に伝わるようにするため、住民への周知が必要である。	防災情報メールを登録している人の割合	17%(R2)	8.4%(H26)	30%(R6)	40.0%(H32)
				② 土砂災害ポータルひろしまの普及【危機管理室、総務課】 ・ 広島県は、土砂災害警戒区域等や避難所情報を「土砂災害ポータルひろしま」で公表している。	・ 土砂災害警戒区域等や避難所情報の入手手段のひとつとして、土砂災害ポータル広島について周知する必要がある。	—	—	—	—	—

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標					
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値		
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)	
1 直接死を最大限防ぐ	1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	(2) 土砂災害ソフト対策	3) 防災意識の醸成	① 学校での防災教育実施【危機管理室、教育課】 ・ 安芸太田町地域防災計画（基本編）により、防災教育の実施を推進している。（再掲）	・ 自然災害時において命を守る知識が習得できるよう、地域の災害特性や、災害時の情報収集方法、適切な避難行動等の防災教育を推進する必要がある。	—	—	—	—	—	
				② 防災訓練の実施【危機管理室、教育課】 ・ 各学校で、大規模災害に対する防災訓練の実施を推進している。（再掲）	・ 各学校では、学校安全計画により年2回程度、自然災害に対する防災訓練及び防災教育を実施している。地域の実情を踏まえ、防災意識の醸成と学校安全の取組を継続的に推進する必要がある。	学校における防災訓練の実施	2回 (R2)	—	2回 (R6)	—	
			4) 要配慮者の避難支援	① 避難行動要支援者名簿の地域配布・更新【総務課・健康福祉課】 ・ 安芸太田町災害時要援護者地域支援制度により、要援護者及び地域支援者の名簿を提供している。（再掲）	・ 大規模自然災害発生時における避難行動要支援者に対する避難支援体制並びに関係機関（自主防災組織、警察署、消防署、自衛隊等）への情報提供体制整備のため、避難行動要支援者名簿の更新（システム化）を行う必要がある。	—	—	—	—	—	
				② 社会福祉施設等への助言、避難支援【健康福祉課、危機管理室】 ・ 社会福祉施設に対し、施設利用者等の安全を確保するための組織体制整備の指導を推進している。（再掲）	・ 異常気象等を想定した社会福祉施設の防災体制の整備等のため、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の施設において、避難確保計画の策定を推進する必要がある。	避難確保計画の策定率	12施設 (63%) (R2)	—	19施設 (100%) (R6)	—	
			5) 自主防災組織の充実・強化	① 自主防災組織の組織率の向上【危機管理室】 ・ 地域住民の自主防災組織への参画を推奨している。（再掲）	・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の組織率の向上に取り組む必要がある。	自主防災組織の組織率	41.3% (R1)	88.6% (H26)	60% (R6)	95.0% (H32)	
				② 地域における防災訓練の支援【危機管理室、住民課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、地域の自主防災組織や消防団との連携を強化し、関係機関が一体となった訓練の実施を推進している。（再掲）	・ 自治会等の各地域において、毎年1回程度、大規模災害に対する防災訓練等を実施している。防災意識の醸成のため継続的に防災訓練等を実施する必要がある。	地域における防災訓練等の実施	1回 (R2)	—	1回 (R6)	—	
				③ 防災リーダーの育成【危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、地域住民の自主防災組織への参画を推奨している。（再掲）	・ 大規模災害時には、警察・消防・役場等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化等の防災リーダー等の育成に取り組む必要がある。	講習会等の開催	未実施 (R2)	—	1回 (R6)	—	
			(3) 土砂災害に強い町土形成	1) 盛土造成地の保全	① 大規模盛土造成地の耐震化【広島県】 ・ 広島県では、大規模盛土造成地の土地所有者等が必要に応じて滑动崩落防止工事などを実施するよう、変動予測調査を推進している。	・ 地震時等に危険な大規模盛土造成地の被害を軽減するため、耐震化を推進する必要がある。	—	—	—	—	—

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
1 直接死を最大限防ぐ	1-4 暴風雪や豪雪等に 伴う多数の死傷者の発生	(1) 孤立化対策	1) 道路交通対策	① 冬季間の除雪体制の充実【広島県、建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、冬季の除雪体制の確保を推進している。	・ 雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手の確保により、除雪体制の充実を図る必要がある。	—	—	—	—	—
				② 除雪車両の整備【建設課】 ・ 老朽除雪車両の更新等により、冬季間の除雪体制の整備を図っている。	・ 老朽除雪車両の更新や町保有除雪機新規購入を行い、冬機関の除雪を円滑に行う必要がある。	除雪車両の整備	1機 (R1)	—	6機 (R6)	—
			2) 非常用物資の備蓄推進	① 各家庭での非常用物資・燃料の備蓄の推進【危機管理室】 ・ 自主防災組織等を通じて、各家庭における非常用物資・燃料の備蓄をお願いしている。	・ 防災マップの更新に合わせて、情報面における非常持ち出し品や備蓄品の記載を行い、町民へ周知を図る。	防災マップの更新・配布	更新配布済 (R2)	—	更新配布済 (R6)	—
				② 防災拠点への非常用物資・燃料の確保【危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画及び安芸太田町地域防災計画に基づき、防災拠点施設の備蓄品の整備を推進している。	・ 大規模災害等による孤立を想定した非常用物資や燃料の必要数を把握し、防災拠点への備蓄を推進する必要がある。	非常用物資・燃料の備蓄量	2,800食分 (R2)	—	2,800食分 (R6)	—
		(2) 豪雪被害予防対策	1) 豪雪等に係る情報提供強化	① 安芸太田町行政情報メール配信サービスの登録促進【危機管理室、総務課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、安芸太田町行政情報メール配信サービスの登録を促進している。(再掲)	・ 情報共有、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、重要な情報が着実に伝わるようにするため、住民への周知が必要である。	防災情報メールを登録している人の割合	17% (R2)	8.4% (H26)	30% (R6)	40.0% (H32)
			2) 排雪支援	① 高齢者世帯等除・排雪支援【健康福祉課、危機管理室、社会福祉協議会】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、高齢者宅等の屋根の雪下ろし対策を行っている。	・ 豪雪等に伴う地域での孤立化を防ぐため、雪かき無償ボランティアの仕組み(一般募集等)により、除雪支援体制が図られている。	—	—	—	—	—
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止	(1) 物資調達・供給体制の整備	1) 物資調達・供給体制の整備	① 情報収集体制の強化【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、各課・各支所や自主防災組織との連携強化による情報収集体制を整備している。	・ 庁内連携の情報収集体制の強化を行っているが、大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、情報集約方法のルール化や情報収集手段の多様化を図る必要がある。	—	—	—	—	—

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止	(1) 物資調達・供給体制の整備	1) 物資調達・供給体制の整備	② 物資の調達・受入・供給体制の強化【総務課、危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画により、生活必需品等が町民に供給されるよう、物資の調達・受入・供給体制を整備している。	・ 生産者、事業者等との協定や庁内体制の強化により、物資の調達・受入・供給体制の強化を図っているが、大規模災害等を想定した受援計画の策定等により具体的な検討を進める必要がある。	受援計画の策定	策定作業中(R2)	—	策定済(R6)	—
				③ 町営水道、簡易水道の供給体制の強化【建設課】 ・ 安芸太田町地域防災計画や広島県における水道広域連携の進め方(R2.1/広島県)により、災害時においても円滑な供給ができるような体制の整備を推進している。	・ 平成28年度に町内水道の事業単位を一本化させ、新たな給水計画を策定し水道施設を健全に保つために施設更新事業の推進を行っているが、大規模災害時における供給体制の強化のため、危機管理対策(耐震化、浸水防止対策、土砂流入対策等)を推進する必要がある。	危機管理マニュアル策定	未策定(R1)	—	策定済(R6)	—
				④ 相互応援協定等による行政機関との連携体制の構築【総務課、危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画(基本編)に基づき、「安芸太田町災害時の相互応援に関する協定」による行政機関との連携体制を構築している。	・ 相互応援協定により行政機関との連携体制の構築を行っているが、大規模災害時に迅速かつ的確な連携が実施できるよう、協定の平素からの点検や連携訓練等による連携体制の強化を図る必要がある。	—	—	—	—	—
				⑤ 事業者等との連携体制の構築【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、事業者等との物資の調達及び輸送等の連携体制を構築している。	・ 災害発生時において、迅速かつ的確な応急措置等の支援を実施するため、事業者等との「災害時における物資供給に関する協定」の締結に取り組む必要がある。	物資供給に関する協定数	1件(R2)	—	3件(R6)	—
				① 老朽化した水道施設の改修【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、老朽化施設の改修(長寿命化)を推進している。	・ 水道水の安定供給のため、適切で確実な施設維持管理を行っているが、水道事業更新計画に基づく施設の更新と監視体制の整備を推進する必要がある。	簡易水道施設点検回数	50回(R1)	—	50回(R6)	—
		2) 物資調達・供給拠点の整備		② 救援物資集積拠点の機能確保【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画により、救援物資集積拠点を指定し、拠点機能の整備を推進している。	・ 救援物資集積拠点として、戸河内ふれあいセンター及び加計体育館を指定しているが、受援計画の策定等により大量の救援物資の受入れ及び搬送が可能か検証し、必要な整備や拠点の追加等を行う必要がある。	受援計画の策定	策定作業中(R2)	—	未策定(R6)	—
				③ 輸送活動拠点となる臨時ヘリポート場所の機能確保【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画により、臨時ヘリポートの活動拠点としてのオープンスペースの利用について検討を進めている。	・ 見入ヶ崎町民スポーツ広場等のオープンスペースを臨時ヘリポートとして利用することを想定しているが、受援計画の策定等により陸上輸送が機能しない場合の活動拠点として適切か検証し、必要な整備を行う必要がある。	受援計画の策定	策定作業中(R2)	—	未策定(R6)	—
				② 配水管更新整備延長	300m(R1)	—	300m(R6)	—		

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止	(2) 非常用物資の備蓄推進	1) 非常用物資の備蓄推進	① 各家庭での非常用物資・燃料の備蓄の推進【危機管理室】 自主防災組織等を通じて、各家庭における非常用物資・燃料の備蓄をお願いしている。(再掲)	・ 防災マップの更新に合わせて、情報面における非常持ち出し品や備蓄品の記載を行い、町民へ周知を図る。	防災マップの更新・配布	更新配布済(R2)	—	更新配布済(R6)	—
				② 防災拠点への非常用物資・燃料の確保【危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画及び安芸太田町地域防災計画に基づき、防災拠点施設の備蓄品の整備を推進している。(再掲)	・ 大規模災害等による孤立を想定した非常用物資や燃料の必要数を把握し、防災拠点への備蓄を推進する必要がある。	非常用物資・燃料の備蓄量	2,800食分(R2)	—	2,800食分(R6)	—
		(3) 緊急輸送体制の整備	1) 緊急輸送網の確保	① 緊急輸送道路の整備促進【広島県】 ・ 災害に強い道路ネットワークの構築にむけて、広島県と連携して道路改良、橋梁耐震補強等を行っている。(再掲)	・ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。	緊急輸送道路の橋梁耐震化率	—	79.6%(H27)	—	83.0%(R2)
				② 町道の整備推進【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、集落と幹線道路を結ぶ道路(町道)の整備を計画的に推進している。(再掲)	・ 大規模自然災害等への対応が可能な町道の整備を計画的に実施する必要がある。 ・ 道路防災事業の実施により、災害に強い町道整備の推進が必要である。	町道整備事業	2件(R1)	—	4件(R6)	—
				③ 道路、橋梁等の老朽化対策(長寿命化計画)【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道路・橋梁等への老朽化対策を推進している。(再掲)	・ 地震に伴う道路・橋脚等の寸断により、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障が生じる懸念がある。	橋梁補修	4件(R1)	—	7件(R6)	—
				④ 道の駅 来夢とごうちの更新【企画課、危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道の駅周辺の安全対策等を推進している。(再掲)	・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。	—	—	—	—	—
			2) 緊急輸送体制の整備	① バス事業者等との連携体制確保【企画課】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、バス事業者等と連携し災害時における人員の輸送緊急輸送体制の確保を推進している。	・ 大規模災害時において人員の緊急輸送が必要な場合に、迅速に緊急輸送が行えるよう、バス事業者等と協定を結ぶ等、連携体制の強化を推進する必要がある。	バス事業者等の協定締結数	0件(R2)	—	1件(R6)	—
				② トラック事業者等との連携体制確保【広島県、危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、トラック事業者等と連携し災害時における物資等の輸送緊急輸送体制の確保を推進している。	・ 大規模災害時において非常用物資等の緊急輸送が必要な場合に、迅速に緊急輸送が行えるよう、トラック事業者等と協定を結ぶ等、連携体制の強化を推進する必要がある。	トラック事業者等の協定締結数	0件(R2)	—	1件(R6)	—



事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	(1) 孤立防止のためのインフラ整備	1) 道路の整備	① 緊急輸送道路の整備促進【広島県】 ・ 災害に強い道路ネットワークの構築にむけて、広島県と連携して道路改良、橋梁耐震補強等を行っている。(再掲)	・ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。	緊急輸送道路の橋梁耐震化率	—	79.6% (H27)	—	83.0% (R2)
				② 町道の整備推進【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、集落と幹線道路を結ぶ道路(町道)の整備を計画的に推進している。(再掲)	・ 大規模自然災害等への対応が可能な町道の整備を計画的に実施する必要がある。 ・ 道路防災事業の実施により、災害に強い町道整備の推進が必要である。	町道整備事業	2件 (R1)	—	4件 (R6)	—
				③ 道路、橋梁等の老朽化対策(長寿命化計画)【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道路・橋梁等への老朽化対策を推進している。(再掲)	・ 地震に伴う道路・橋脚等の寸断により、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障が生じる懸念がある。	橋梁補修	4件 (R1)	—	7件 (R6)	—
			2) 交通拠点の整備	① 道の駅 来夢とごうちの更新【企画課、危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道の駅周辺の安全対策等を推進している。(再掲)	・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。	—	—	—	—	—
			3) 救援・救助拠点の整備	① 救援物資集積拠点の機能確保【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画により、救援物資集積拠点を指定し、拠点機能の整備を推進している。(再掲)	・ 救援物資集積拠点として、戸河内ふれあいセンター及び加計体育館を指定しているが、受援計画の策定等により大量の救援物資の受入れ及び搬送が可能か検証し、必要な整備や拠点の追加等を行う必要がある。	受援計画の策定	策定 作業中 (R2)	—	未策定 (R6)	—
				② 輸送活動拠点となる臨時ヘリポート場所の機能確保【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画により、臨時ヘリポートの活動拠点としてのオープンスペースの利用について検討を進めている。(再掲)	・ 見入ヶ崎町民スポーツ広場等のオープンスペースを臨時ヘリポートとして利用することを想定しているが、受援計画の策定等により陸上輸送が機能しない場合の活動拠点として適切か検証し、必要な整備を行う必要がある。	受援計画の策定	策定 作業中 (R2)	—	未策定 (R6)	—
		(2) 非常用物資の備蓄推進	1) 非常用物資の備蓄推進	① 各家庭での非常用物資・燃料の備蓄の推進【危機管理室】 自主防災組織等を通じて、各家庭における非常用物資・燃料の備蓄をお願いしている。(再掲)	・ 防災マップの更新に合わせて、情報面における非常持ち出し品や備蓄品の記載を行い、町民へ周知を図る。	防災マップの更新・配布	更新配布済 (R2)	—	更新配布済 (R6)	—
				② 防災拠点への非常用物資・燃料の確保【危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画及び安芸太田町地域防災計画に基づき、防災拠点施設の備蓄品の整備を推進している。(再掲)	・ 大規模災害等による孤立を想定した非常用物資や燃料の必要数を把握し、防災拠点への備蓄を推進する必要がある。	非常用物資・燃料の備蓄量	2,800 食分 (R2)	—	2,800 食分 (R6)	—

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	(3) 災害対処能力の向上	1) 孤立集落への応急対応力の整備	① 情報収集体制の強化【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、各課・各支所や自主防災組織との連携強化による情報収集体制を整備している。(再掲)	・ 庁内連携の情報収集体制の強化を行っているが、大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、情報集約方法のルール化や情報収集手段の多様化を図る必要がある。	—	—	—	—	—
				② 県・消防・警察・自衛隊との連携した救助体制の強化【総務課】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、県・消防・警察・自衛隊との連携した救助体制を整備している。	・ 大規模災害時において、救助に関するあらゆる関係機関が連携し、迅速な救助活動が行えるよう、平素から各種訓練を実施する等、救助体制の強化を推進する必要がある。	—	—	—	—	—
				③ 道路管理者との連携強化(道路啓開)【西日本高速道路、広島県、建設課】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、道路管理者との連携強化を図っている。	・ 大規模災害時において、迅速に救助活動や緊急輸送が行えるよう、道路管理者と連携した道路啓開の訓練を実施する等、道路啓開体制の強化を推進する必要がある。	—	—	—	—	—
			2) 自主防災組織の充実・強化	① 自主防災組織の組織率の向上【危機管理室】 ・ 地域住民の自主防災組織への参画を推奨している。(再掲)	・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の組織率の向上に取り組む必要がある。	自主防災組織の組織率	41.3% (R1)	88.6% (H26)	60% (R6)	95.0% (H32)
				② 地域における防災訓練の支援【危機管理室、住民課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、地域の自主防災組織や消防団との連携を強化し、関係機関が一体となった訓練の実施を推進している。(再掲)	・ 自治会等の各地域において、毎年1回程度、大規模災害に対する防災訓練等を実施している。防災意識の醸成のため継続的に防災訓練等を実施する必要がある。	地域における防災訓練等の実施	1回 (R2)	—	1回 (R6)	—
				③ 防災リーダーの育成【危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、地域住民の自主防災組織への参画を推奨している。(再掲)	・ 大規模災害時には、警察・消防・役場等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化等の防災リーダー等の育成に取り組む必要がある。	講習会等の開催	未実施 (R2)	—	1回 (R6)	—
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	(1) 行政の災害対処能力の向上	1) 行政の災害時の対処能力の向上	① 情報収集体制の強化【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、各課・各支所や自主防災組織との連携強化による情報収集体制を整備している。(再掲)	・ 庁内連携の情報収集体制の強化を行っているが、大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、情報集約方法のルール化や情報収集手段の多様化を図る必要がある。	—	—	—	—	—
				② 職員の災害対応訓練の実施【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、訓練・研修を通じた職員の資質向上を図っている。	・ 毎年1回程度、大規模災害への災害対応訓練を実施している。災害対応力向上のため、継続的に災害対応訓練を実施する必要がある。	災害対応訓練の実施回数	1回 (R1)	—	1回 (R6)	—
				③ 消防機関の広域連携体制の強化【危機管理室、広島県】 ・ 県内広域消防応援協定、消防援助受援計画により広域応援体制を整備している。	・ 大規模災害に対処するため、県内広域消防応援協定、消防援助受援計画に基づき訓練を実施する等、広域応援体制の強化を推進する必要がある。	—	—	—	—	—

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	(2) 消防団・自主防災組織の充実・強化	1) 自主防災組織の充実・強化	① 自主防災組織の組織率の向上【危機管理室】 ・ 地域住民の自主防災組織への参画を推奨している。(再掲)	・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の組織率の向上に取り組む必要がある。	自主防災組織の組織率	41.3% (R1)	88.6% (H26)	60% (R6)	95.0% (H32)
				② 地域における防災訓練の支援【危機管理室、住民課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、地域の自主防災組織や消防団との連携を強化し、関係機関が一体となった訓練の実施を推進している。(再掲)	・ 自治会等の各地域において、毎年1回程度、大規模災害に対する防災訓練等を実施している。防災意識の醸成のため継続的に防災訓練等を実施する必要がある。	地域における防災訓練等の実施	1回 (R2)	—	1回 (R6)	—
				③ 防災リーダーの育成【危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、地域住民の自主防災組織への参画を推奨している。(再掲)	・ 大規模災害時には、警察・消防・役場等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化等の防災リーダー等の育成に取り組む必要がある。	講習会等の開催	未実施 (R2)	—	1回 (R6)	—
			2) 消防団の充実・強化	① 広島市消防との連携と体制の強化【総務課】 ・ 広島市消防局安佐北消防署安芸太田出張所や広島県との連携強化を図り、迅速な応援体制の整備を推進している。	・ 広島市消防や広島県と連携による消防機能の整備を行っているが、大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、危機管理体制の維持・強化を図る必要がある。	—	—	—	—	
				② 消防団員の確保【危機管理室】 ・ 消防団員の待遇の向上により、消防団員への入団を促進している。	・ 過疎高齢化が進む中で不可欠である、地域の防災力を維持するため、消防団員の待遇向上等により、消防団員数を維持する必要がある。	町人口に対する消防団員数比較率	6.8人 (R1)	—	6.5人 (R6)	—
				③ 消防団の装備充実及び拠点施設の整備【危機管理室】 ・ 消防団機能の強化のため、消防団装備の充実強化及び拠点施設の整備を検討している。	・ 消防団の活動を円滑に遂行するため、消防施設、設備、備品などを適切な水準で維持管理や、消防団拠点施設の整備を推進する必要がある。	備蓄倉庫消防駐屯機能強化整備数	0箇所 (R1)	—	3箇所 (R6)	—
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	(1) 帰宅困難者対策	1) 帰宅困難者への対応力	① 帰宅困難者の避難誘導體制の強化【住民課、危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、一時滞在施設の確保、帰宅困難者へ避難誘導體制の整備を検討している。	・ 南海トラフ巨大地震発生時の本町における帰宅困難者は166人と想定されており、帰宅困難者に対する交通情報の伝達体制の強化に努めているが、大規模災害時に、帰宅困難者の安全が確保できる一時滞在施設の指定を推進する必要がある。	一時滞在施設の指定	未指定 (R1)	—	指定済 (R6)	—
				防火水槽整備数	0箇所 (R1)	—	1箇所 (R6)	—		

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標					
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値		
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)	
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	(1) 帰宅困難者対策	2) 事業者との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 帰宅困難者発生軽減のための事業所等との連携【産業観光課、危機管理室】</li> <li>安芸太田町地域防災計画に基づき、台風等の事前に予測できる事象への対応として、指定管理者に対して、予約状況の確認と閉鎖予定に伴う事前キャンセルをについて観光客に周知するよう指導を行っている。</li> <li>局所的な集中豪雨への対応としては、既利用・宿泊者の外出抑制の指導を行っている。</li> <li>地震災害に対しては、指定管理者が消防署の指導に基づき、防災防火訓練(年数回)を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者(観光客)の発生軽減のため、異常気象が想定される際は、むやみに移動しないよう注意喚起等を行っているが、平素より観光事業者等と連携して帰宅困難者発生軽減に向けた対応について協議する必要がある。また、中国自動車道の閉鎖や通行止めに伴う帰宅困難者への対応は、道の駅を活用する等の対策を講じる必要がある。</li> </ul>	—	—	—	—	—	
			3) 道の駅の活用促進	① 道の駅 来夢とごうちの機能強化【企画課、危機管理室】	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道の駅周辺の安全対策等を推進している。(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。</li> </ul>	—	—	—	—	—
				② 一時滞在施設等としての協定締結【危機管理室】	<ul style="list-style-type: none"> <li>道の駅 来夢とごうちは、安芸太田町地域防災計画において、一時滞在施設として指定されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害等により、他地域へのアクセスルートが寸断された場合には立ち往生する車両が多く発生すると想定される。一時滞在施設や避難場所として「道の駅」と協定締結を行う等、大規模災害時における道の駅の利用促進を図る必要がある。</li> </ul>	—	—	—	—	—
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	(1) 医療施設の防災機能の強化	1) 医療施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 町立病院の耐震化【町立病院】</li> <li>西館は平成3年築、外来棟は平成27年に建替えが完了しており、新耐震基準を満たしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準による耐震化は満たしているが、今後、大規模な地震に対応するため、新たな基準が創設した場合、非構造部材や医療設備の耐震化を推進する。</li> </ul>	—	—	—	—	—	
			2) 災害拠点病院の防災機能強化	① 医療施設の非常用電源確保【町立病院】	<ul style="list-style-type: none"> <li>安芸太田病院で非常用発電機を設置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安芸太田病院では非常用発電機が2基あり、1基は令和2年度に改修する。戸河内診療所の非常用発電は老朽化しているが、確保する必要性について協議し、必要であれば改修する。</li> </ul>	—	—	—	—	—
				② 医療機器の整備【町立病院】	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、病院の医療機器の整備が推進されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害時に迅速な対応を可能とする体制を整備するため、医療機器の定期的な整備・点検を行う。</li> </ul>	—	—	—	—	—

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標						
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値			
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)		
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	(2) 医療体制の強化	1) 医療救護体制の強化	① 広域連携による医療体制の強化【町立病院、健康福祉課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、高度急性期医療機関等との連携を強化し、広域医療体制の充実を図っている。	・ 大規模自然災害時に、町内の医療施設及び関係者が不足した場合においても、DMAT（災害派遣医療チーム）を迅速に受け入れられるよう受援体制を整備する必要がある。	—	—	—	—	—		
				② 二次医療圏域機関の連携強化（救命、高度医療等）【町立病院】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、広島市内の高度急性期医療機関等との間で診療情報を円滑に連携する仕組みの構築を進めている。	・ 大規模自然災害時において、町内の医療施設及び関係者が不足した場合に必要な支援が受けられるよう、平素より広島市内の高度急性期医療機関等との連携体制を整備する必要がある。	—	—	—	—	—		
			2) 医療・介護人材の育成	① 医療・福祉研修の企画、実施【健康福祉課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、関係機関職員や学生を対象とした研修機会を拡充し、医療、福祉人材の確保・育成を図っている。	・ 大規模自然災害時における医療・介護人材の確保のため、平素から地域医療セミナーの開催等による医療、福祉人材の確保・育成を推進する必要がある。	地域医療セミナー等関連研修開催	3回 (R1)	—	5回 (R6)	—		
				② 医療・介護従事者の人材確保・養成（医療・福祉奨学金事業）【健康福祉課、総務課】 ・ 安芸太田町医療技術者等育成奨学金事業により、町の地域医療等の確保及び充実を図っている。	・ 平常時から医師、看護師、介護従業者が不足しているため、安芸太田町医療技術者等育成奨学金事業等により、医療・介護従事者等の確保を図る必要がある。	病院の常勤医師数	8人 (R2)	—	8人 (R6)	—		
				(3) 緊急輸送網の確保	1) 緊急輸送網の整備	① 緊急輸送道路の整備促進【広島県】 ・ 災害に強い道路ネットワークの構築にむけて、広島県と連携して道路改良、橋梁耐震補強等を行っている。（再掲）	・ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。	緊急輸送道路の橋梁耐震化率	—	79.6% (H27)	—	83.0% (R2)
						② 町道の整備推進【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、集落と幹線道路を結ぶ道路（町道）の整備を計画的に推進している。（再掲）	・ 大規模自然災害等への対応が可能な町道の整備を計画的に実施する必要がある。 ・ 道路防災事業の実施により、災害に強い町道整備の推進が必要である。	町道整備事業	2件 (R1)	—	4件 (R6)	—
		道路防災事業実施件数	2件 (R1)					—	2件 (R6)	—		
		③ 道路、橋梁等の老朽化対策（長寿命化計画）【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道路・橋梁等への老朽化対策を推進している。（再掲）	・ 地震に伴う道路・橋脚等の寸断により、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障が生じる懸念がある。	橋梁補修	4件 (R1)	—	7件 (R6)	—				

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	(3) 緊急輸送網の確保	1) 緊急輸送網の整備	④ 道の駅 来夢とごうちの更新【企画課、危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道の駅周辺の安全対策等を推進している。(再掲)	・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。	—	—	—	—	—
			2) 緊急輸送体制の整備	① バス事業者等との連携体制確保【企画課】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、バス事業者等と連携し災害時における人員の輸送緊急輸送体制の確保を推進している。(再掲)	・ 大規模災害時において人員の緊急輸送が必要な場合に、迅速に緊急輸送が行えるよう、バス事業者等と協定を結ぶ等、連携体制の強化を推進する必要がある。	バス事業者等の協定締結数	0件 (R2)	—	1件 (R6)	—
				② トラック事業者等との連携体制確保【広島県、危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、トラック事業者等と連携し災害時における物資等の輸送緊急輸送体制の確保を推進している。(再掲)	・ 大規模災害時において非常用物資等の緊急輸送が必要な場合に、迅速に緊急輸送が行えるよう、トラック事業者等と協定を結ぶ等、連携体制の強化を推進する必要がある。	トラック事業者等の協定締結数	0件 (R2)	—	1件 (R6)	—
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	(1) 疫病・感染症対策	1) 感染症予防対策	① 縁故避難・分散避難の促進【危機管理室】 ・ 異常気象が想定される場合は、早めの縁故避難や分散避難を呼びかけている。	・ 大規模自然災害時における避難所への避難者の軽減や感染症対策のため、引き続き縁故避難・分散避難の必要性について町民に周知を図る。	—	—	—	—	—
				② 宿泊施設との協定締結【危機管理室】 ・ 災害時において避難所の不足を想定して、宿泊施設への避難所としての利用について協定締結の推進を図っている。	・ 宿泊施設の避難所利用に関する協定は締結していないが、公共施設を中心とした避難所の収容可能人数を検討の上で、不足する場合は宿泊施設との協定締結を推進する。	宿泊施設との協定締結	未締結 (R1)	—	締結済 (R6)	—
			③ 防災活動拠点、避難施設へのマスク・消毒液・体温計等の備蓄、避難所運営等の実施【健康福祉課、危機管理室】 ・ 「広島県新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアル」に基づき、マスク・消毒液、非接触型体温計などの備蓄を推進している。	・ 各防災活動拠点、避難施設へのマスク・消毒液、非接触型体温計などの備蓄品について、定期的に点検の上で必要数の確保を推進する。 ・ 「広島県新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアル」に基づいた避難所における感染症対策の強化を図る。	感染症対策の備蓄	未作成 (R1)	—	作成済 (R6)	—	
	(2) 汚水対策	1) 農業集落排水処理施設対策	① 定期予防接種の広報【健康福祉課、町立病院】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、定期予防接種の啓発を行っている。	・ 災害時の感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期の予防接種を促進する必要がある。	接種率向上のための啓発	2回 (R1)	—	3回 (R6)	—	
			① 農業集落排水処理施設の適切な維持管理【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、排水処理施設の適切な維持管理・整備を進めている。	・ 大規模災害時においても、既存施設が有効に活用できるよう、長寿命化のための計画的な改修・更新が必要である。	水洗化率(集合処理区)	84% (R1)	—	88% (R6)	—	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	(2) 汚水対策	2) 浄化槽対策	① 浄化槽の設置促進【建設課】 ・ 安芸太田町小型浄化槽設置整備事業により、浄化槽の設置を促進している。 ・ 浄化槽の設置や変更などに関する情報提供を町ホームページで行っている。	・ 浄化槽は、適切な維持管理により災害時に強い施設である。合併浄化槽の設置補助及び設置後の維持管理費用の負担軽減により、浄化槽の普及・促進が必要である。	合併浄化槽設置数	7件 (R1)	—	5件 (R6)	—
			3) 下水道施設の防災・減災対策	① 下水道施設の適正な維持管理【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、下水道施設の適切な維持管理を促進している。	・ 既存施設の有効活用や長寿命化のための計画的な改修・更新が必要である。	—	—	—	—	—
			1) 避難所等の施設・設備の充実	① 安全な避難場所の確保・防災拠点施設(備蓄品含む)の整備【危機管理室】 ・ 最新の被害想定に基づき、避難所・避難場所への指定を行い、避難所施設及び防災拠点施設への備蓄品等の整備を行っている。 ② 宿泊施設との協定締結【危機管理室】 ・ 災害時において避難所の不足を想定して、宿泊施設への避難所としての利用について協定締結の推進を図っている。(再掲)	・ 大規模自然災害時において、避難所生活が長期化することを想定して、間仕切り用のパーティションや段ボールベッドの備蓄や仮設トイレの整備等の推進が必要である。 ・ 宿泊施設の避難所利用に関する協定は締結していないが、公共施設を中心とした避難所の収容可能人数を検討の上で、不足する場合は宿泊施設との協定締結を推進する。	備蓄品等の整備箇所	9箇所 (R1)	—	11箇所 (R6)	—
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生	(1) 避難所等の防災機能強化	2) 道の駅の活用促進	① 道の駅 来夢とごうちの機能強化【企画課、危機管理室】 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道の駅周辺の安全対策等を推進している。(再掲)	・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。	—	—	—	—	—
				② 一時滞在施設等としての協定締結【危機管理室】 ・ 道の駅 来夢とごうちは、安芸太田町地域防災計画において、一時滞在施設として指定されていない。(再掲)	・ 大規模自然災害等により、他地域へのアクセスルートが寸断された場合には立ち往生する車両が多く発生すると想定される。一時滞在施設や避難場所として「道の駅」と協定締結を行う等、大規模災害時における道の駅の活用促進を図る必要がある。	—	—	—	—	—
			3) 避難所運営体制の強化	① 避難所の円滑な運用体制の構築【危機管理室、住民課】 ・ 最新の被害想定に基づき、避難所・避難場所への指定を行い、避難所の円滑な運用に向けた施設管理者や自主防災組織、消防団等と連携した体制を構築している。	・ 災害時に避難所等が有効に利用できるよう、施設管理者等と連携した避難所開設、避難所運営に関する訓練の実施等による避難所の開設・運用体制の強化を図る必要がある。	感染症対策物資の備蓄	整備済 (R1)	—	整備済 (R6)	—

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標						
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値			
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)		
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生	(1) 避難所等の防災機能強化	3) 避難所運営体制の強化	② 福祉避難所の指定【危機管理室、健康福祉課】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づいて、福祉避難所として利用可能で協力を得られる施設を選定し、福祉避難所として指定している。	・ 高齢者や障がい者等の避難生活に配慮した福祉避難所が災害時に不足することが無い、福祉避難所の確保・維持を図る必要がある。	福祉避難所指定施設数	3 施設 (R1)	—	3 施設 (R6)	—		
				(2) 非常用物資の備蓄推進	1) 非常用物資の備蓄推進	① 各家庭での非常用物資・燃料の備蓄の推進【危機管理室】 ・ 自主防災組織等を通じて、各家庭における非常用物資・燃料の備蓄をお願いしている。(再掲)	・ 防災マップの更新に合わせて、情報面における非常持ち出し品や備蓄品の記載を行い、町民へ周知を図る。	防災マップの更新・配布	更新配布済 (R2)	—	更新配布済 (R6)	—
						② 防災拠点への非常用物資・燃料の確保【危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画及び安芸太田町地域防災計画に基づき、防災拠点施設の備蓄品の整備を推進している。(再掲)	・ 大規模災害等による孤立を想定した非常用物資や燃料の必要数を把握し、防災拠点への備蓄を推進する必要がある。	非常用物資・燃料の備蓄量	2,800 食分 (R2)	—	2,800 食分 (R6)	—
		(3) 被災者支援体制の強化	1) 心のケアなどの支援体制の整備・強化	① 広島県公衆衛生チームとの連携【健康福祉課、広島県】 ・ 広島県が編成する災害時公衆衛生チームと連携し、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行う体制を整えている。	・ 大規模自然災害時において迅速かつ適切な公衆衛生支援ができるよう、公衆衛生チームとの連携に必要な体制を整備する必要がある。	—	—	—	—	—	—	
				2) 要配慮者に対する支援	① 平時からの連携体制構築【健康福祉課、住民課、教育課、社会福祉協議会】 ・ 平時から地域福祉活動計画事業等により地域福祉の整備を推進している。	・ 災害時における要配慮者の支援体制の強化を見据え、平素からの地域福祉活動を通じた関係者の連携体制の強化を推進する必要がある。	—	—	—	—	—	
				3) ボランティア体制等の構築	① ボランティアの受入体制の構築【社会福祉協議会】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、災害時における県内外からのボランティアの受入体制の構築を推進している。	・ 被災者支援を円滑に行うため、多数のボランティアの受付、調整等その受入体制の構築が必要である。	—	—	—	—	—	
				(4) 遺体・被災動物への対応	1) 遺体への適切な対応	① 遺体の検視場所等の確保【住民課、警察】 ・ 安芸太田町地域防災計画により、検視場所の確保、必要な資機材の準備・保管・提供について県警察と連携した体制を確保している。	・ 大規模自然災害により多数の死者が生じた場合、遺体の取り扱いを遅滞なく進める必要がある。	—	—	—	—	—



事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生	(4) 遺体・被災動物への対応	1) 遺体への適切な対応	② 広域火葬体制の整備【住民課】 ・ 「広島県広域火葬計画」に基づき、県との広域火葬体制の整備を推進している。	・ 災害発生時における広域火葬を円滑に実施するため、広域火葬体制を整備する必要がある。	—	—	—	—	—
			2) 特定動物や被災動物への対応	① 避難所における動物のためのスペース確保【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画により、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めている。	・ 災害発生時には多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してくることが予想されることから、これらの動物のスペースの確保に努める必要がある。	避難所におけるペット受入体制	未整備 (R1)	—	整備 (R6)	—
		(5) 汚水対策	1) 農業集落排水処理施設対策	① 農業集落排水処理施設の適切な維持管理【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、排水処理施設の適切な維持管理・整備を進めている。(再掲)	・ 大規模災害時においても、既存施設が有効に活用できるよう、長寿命化のための計画的な改修・更新が必要である。	水洗化率 (集合処理区)	84% (R1)	—	88% (R6)	—
			2) 浄化槽対策	① 浄化槽の設置促進【建設課】 ・ 安芸太田町小型浄化槽設置整備事業により、浄化槽の設置を促進している。 ・ 浄化槽の設置や変更などに関する情報提供を町ホームページで行っている。(再掲)	・ 浄化槽は、適切な維持管理により災害時に強い施設である。合併浄化槽の設置補助及び設置後の維持管理費用の負担軽減により、浄化槽の普及・促進が必要である。	合併浄化槽設置数	7件 (R1)	—	5件 (R6)	—
						合併浄化槽法定検査補助件数	593件 (R1)	—	680件 (R6)	—
		3) 下水道施設の防災・減災対策	① 下水道施設の適正な維持管理【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、下水道施設の適切な維持管理を促進している。(再掲)	・ 既存施設の有効活用や長寿命化のための計画的な改修・更新が必要である。	—	—	—	—	—	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	(1) 地域における防犯連携体制の構築	1) 犯罪防止のための情報発信	① 犯罪被害の予防のための意識啓発【総務課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、犯罪被害ゼロのまち実現に向けて、関係機関との連携を図り、犯罪を未然に防止する取り組みを進めている。	・ 大規模災害時には、警察機能の低下が予想されるため、自主防災組織をはじめとする地域団体、NPO法人、事業所などが連携し、地域ぐるみで犯罪の未然防止に取り組む必要がある。	防災無線での啓発活動	1回 (R1)	—	1回 (R6)	—
				② 犯罪発生情報の発信・広報【総務課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、安芸太田町行政情報メール配信サービス、HPなどで犯罪発生兼情報の発信・広報を行っている。	・ 大規模災害時には、警察機能の低下が予想されるため、大規模災害時でも住民に確実に情報が伝わるよう、多様な手段で犯罪発生情報の周知を行う必要がある。	防災情報メールを登録している人の割合	17% (R2)	8.4% (H26)	30% (R6)	40.0% (H32)

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	(1) 地域における防犯連携体制の構築	2) 犯罪の未然防止活動の実施	① 県と連携した警備活動の実施【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、県警察と密接な連携を図り、警備対策を推進している。	・ 大規模災害時には、警察機能の低下が予想されるため、関係機関、自主防災組織等との連携を強化する必要がある。	—	—	—	—	—
				② 自主防災組織等と連携した見回り活動等の実施【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、自主防災組織等との連携を図り、犯罪の発生予防に努めている。	・ 大規模災害時には、警察機能の低下が予想されるため、自主防災組織と連携した地域の見回り活動等を強化する必要がある。	—	—	—	—	—
	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	(1) 交通安全施設等の整備	1) 信号機の電源付加装置の整備	① 信号機の電源付加装置の整備【警察】 ・ 広島県では、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進している。	・ 大規模災害発生時には、停電等による道路交通の混乱により重大な事故が多発する恐れがあるため、本町においても、予備電源の整備が必要である。	—	—	—	—	—
			2) 監視システム、交通規制機器の整備	① 監視システム、交通規制機器の整備【県、警察】 ・ 広島県では、大規模災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、交通管制センター交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入、交通規制資器材の整備を推進している。	・ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、本町においても、道路災害の監視システムや交通規制資器材を整備する必要がある。	—	—	—	—	—
	3-3 町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下	(1) 行政施設の耐震化	1) 公共施設の耐震化	① 庁舎、支所の耐震化【総務課】 ・ 本庁舎の耐震・大規模改修工事を実施している。(再掲)	・ 本庁、各支所は現行の耐震基準を満たしていない建物が存在するため、適切な優先順位で耐震化を推進する必要がある。	本庁、各支所の耐震化	33% (R2)	—	100% (R6)	—
				② 町立病院の耐震化【町立病院】 ・ 西館は平成3年築、外来棟は平成27年に建替えが完了しており、新耐震基準を満たしている。(再掲)	・ 基準による耐震化は満たしているが、今後、大規模な地震に対応するため、新たな基準が創設した場合、非構造部材や医療設備の耐震化を推進する。	—	—	—	—	—
				③ 学校施設の耐震化【教育課】 ・ 耐震性評価を実施し、学校施設の耐震化を推進している。(再掲)	・ 全10棟中2棟は耐震性がない棟(令和2年8月時点)が存在するため、耐震改修等の実施が必要である。	学校施設の耐震化	80% (R2)	—	100% (R6)	—

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-3 町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下	(1) 行政施設の耐震化	1) 公共施設の耐震化	④ 保育施設の耐震化【教育課】 ・ 必要な改修、耐震診断、耐震改修工事等を推進している。 ・ 令和2年度～3年度事業において、耐震化も含めた施設改修（筒賀保育所）を行っている。	・ 現行の耐震基準を満たしていない建物が存在しており、耐震改修等の推進が必要である。	保育施設の耐震化	75% (R2)	—	100% (R6)	—
		(2) 建物等の老朽化対策	1) 公共施設等の総合管理	① 公共施設等の総合管理【施設担当課】 ・ 公共施設等総合管理計画に基づき、施設の整備・管理、長寿命化を行っている。(再掲)	・ 老朽化に伴う維持管理費の増大に備え、不要な公共施設の廃止、計画的な更新・改修等により、計画的な維持管理を行う必要がある。	建物資産の総延床面積	約 121,672 ㎡ (H27)	—	約 85,170 ㎡ (R6)	—
		(3) 非常用物資の備蓄推進	1) 非常用物資の備蓄推進	① 防災拠点への非常用物資・燃料の確保【危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画及び安芸太田町地域防災計画に基づき、防災拠点施設の備蓄品の整備を推進している。(再掲)	・ 大規模災害等による孤立を想定した非常用物資や燃料の必要数を把握し、防災拠点への備蓄を推進する必要がある。	非常用物資・燃料の備蓄量	2,800 食分 (R2)	—	2,800 食分 (R6)	—
		(4) 各種情報の滅失対策	1) 庁舎等の停電対策	① 庁舎等への非常用電源の確保【総務課】 ・ 電力供給の停止時においても庁舎の電源が確保できるよう、非常用発電機の整備や電力事業者との協定締結等を推進している。	・ 庁舎等への非常用発電機の整備は実施済みであるが、大規模災害時に対応するため、平素からの維持管理を行う必要がある。	本庁舎・支所への非常用電源の整備	整備済 (R2)	—	整備済 (R6)	—
				② 再生可能エネルギー等の導入推進【総務課、住民課、町立病院】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、防災拠点としての機能を維持するため、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入に努めている。	・ 安芸太田病院、消防団第11分団第25部においては、太陽光発電を導入している。 ・ 他防災拠点においても必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。	—	—	—	—	—
		(5) 危機管理体制の維持・強化	1) 災害時の対処能力の向上	① ネットワーク機器等の転倒防止・耐水化対策【総務課】 ・ 各拠点に応じたネットワーク回線・機器等の冗長化や転倒対策、浸水対策等の取り組みを推進している。	・ 各庁舎のネットワーク機器等の浸水や回線・機器等が損傷した場合には、情報システムの使用に支障が生じることが想定されるため、ICT-BCPの策定等によりネットワーク機器等の損傷を防ぐ取り組みを行う必要がある。	ICT-BCPの策定	未整備 (R1)	—	整備済 (R6)	—
		① 災害対応マニュアル等の策定等【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、災害対応に関するマニュアルの整備を行っている。	・ 大規模災害時に、迅速かつ的確な対応を行うため、本町においても災害対応マニュアル等の策定を進める必要がある。	災害対応マニュアルの策定	未整備 (R1)	—	整備済 (R6)	—		

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-3 町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下	(5) 危機管理体制の維持・強化	1) 災害時の対処能力の向上	② タイムラインの運用・改良等【危機管理室】 ・ 安芸太田町では、太田川河川事務所と連携して、太田川水防災タイムラインを検討している。	・ 大規模災害時に、各機関との迅速かつ的確な連携体制をとるため、タイムラインの運用・改良に取り組む必要がある。	—	—	—	—	—
				③ 職員の初動対応、防災対応訓練等の実施【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、職員の参集基準を明確にするなど、初動体制の確立とともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努めている。	・ 大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、平素からの職員の初動対応訓練や防災対応訓練の継続や、民間団体や関係機関との連携強化による、危機管理体制の維持・強化を図る必要がある。	災害対応訓練の実施回数	1回 (R1)	—	1回 (R6)	—
			2) 災害時における業務継続対策	① 業務継続計画 (BCP) の策定【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、災害時における応急対応業務の実施内容や役割分担を定めている。	・ 災害時において増大する災害対応業務と、重要な通常業務を継続的に遂行できるよう、業務継続計画を策定する必要がある。	業務継続計画の策定	未整備 (R1)	—	整備済 (R6)	—
				3) 広域応援体制の構築	① 受援計画の策定【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、応援が必要な場合は、広島県等の関係機関への応援要請を行う。	・ 大規模自然災害時には、関係機関の応援活動に対する迅速な受援活動が必要であるため、受援計画の策定により広域応援体制の強化を推進する必要がある。	受援計画の策定	策定 作業中 (R2)	—	未策定 (R6)
			② 県等と連携した広域的な訓練等の実施【広島県】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、検討の関係機関との共同訓練の実施や、関係機関が連携した円滑な災害対応に向けた取組の実施を推進している。		・ 大規模自然災害時に、関係機関が連携して効果的な災害対応が可能なよう、広域的な訓練の実施等、連携の強化に取り組む必要がある。	—	—	—	—	—
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	(1) 電力供給停止等の対策	1) 庁舎等の停電対策	① 庁舎等への非常用電源の確保【総務課】 ・ 電力供給の停止時においても庁舎の電源が確保できるよう、非常用発電機の整備や電力事業者との協定締結等を推進している。(再掲)	・ 庁舎等への非常用発電機の整備は実施済みであるが、大規模災害時に対応するため、平素からの維持管理を行う必要がある。	本庁舎・支所への非常用電源の整備	整備済 (R2)	—	整備済 (R6)	—
				② 再生可能エネルギー等の導入推進【総務課、住民課、町立病院】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、防災拠点としての機能を維持するため、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入に努めている。	・ 安芸太田病院、消防団第11分団第25部においては、太陽光発電を導入している。 ・ 他防災拠点においても必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。	—	—	—	—	—
			2) ネットワーク対策	① ネットワーク設備の停電対策【総務課】 ・ 各拠点で電力供給が停止した場合においても、災害時に必要な機能が維持できるよう必要な対策を実施する必要がある。	・ 電力供給が停止した場合においても、災害時に必要な情報システムの利用が継続できるよう、ICT-BCPの策定等による停電対策を推進が必要である。	ICT-BCPの策定	未整備 (R1)	—	整備済 (R6)	—

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	(1) 災害情報伝達手段の多様化	1) 災害情報伝達手段の多様化	① 安芸太田町行政情報メール配信サービスの登録促進【危機管理室、総務課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、安芸太田町行政情報メール配信サービスの登録を促進している。(再掲)	・ 情報共有、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、重要な情報が着実に伝わるようにするため、住民への周知が必要である。	防災情報メールを登録している人の割合	17% (R2)	8.4% (H26)	30% (R6)	40.0% (H32)
				② 防災行政無線、個別受信機の整備【危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、災害に強いまちづくりの実現に向けて防災行政無線の整備を実施している。	・ 大規模災害時に迅速かつ的確な情報を発信するための防災行政無線、個別受信機は整備済みとなっており、今年度にデジタル化を行う予定である。	防災行政無線のデジタル化	整備 (R2)	—	継続 (R6)	—
				③ 広島県防災情報メールの周知・普及【広島県】 ・ 広島県では、県民が気象情報や避難情報を迅速に入手するのに有効な手段である防災情報メールの登録を促進している。	・ 防災情報メールの存在及び入手できる情報の内容を県民に十分周知する必要がある。	—	—	—	—	—
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	(1) 災害情報伝達機能の強化	1) 災害情報伝達システムの整備	① 庁舎の情報システム防災対策【総務課】 ・ 大規模自然災害時においても、災害時に活用する情報サービスが必要な機能が維持できるよう必要な対策を実施する必要がある。	・ 電力供給が停止した場合においても、災害時に必要な情報サービスの利用が継続できるよう、ICT-BCPの策定等による停電対策の推進が必要である。	ICT-BCPの策定	未整備 (R1)	—	整備済 (R6)	—
			2) 庁舎等の停電対策	① 庁舎等への非常用電源の確保【総務課】 ・ 電力供給の停止時においても庁舎の電源が確保できるよう、非常用発電機の整備や電力事業者との協定締結等を推進している。(再掲)	・ 庁舎等への非常用発電機の整備は実施済みであるが、大規模災害時に対応するため、平素からの維持管理を行う必要がある。	本庁舎・支所への非常用電源の整備	整備済 (R2)	—	整備済 (R6)	—
			3) ネットワーク対策	② 再生可能エネルギー等の導入推進【総務課、住民課、町立病院】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、防災拠点としての機能を維持するため、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入に努めている。(再掲)	・ 安芸太田病院、消防団第11分団第25部においては、太陽光発電を導入している。 ・ 他防災拠点においても必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。	—	—	—	—	—
			4) 災害情報伝達手段の多様化	① ネットワーク設備の停電対策【総務課】 ・ 各拠点で電力供給が停止した場合においても、災害時に必要な機能が維持できるよう必要な対策を実施する必要がある。(再掲)	・ 電力供給が停止した場合においても、災害時に必要な情報システムの利用が継続できるよう、ICT-BCPの策定等による停電対策の推進が必要である。	ICT-BCPの策定	未整備 (R1)	—	整備済 (R6)	—
			① 安芸太田町行政情報メール配信サービスの登録促進【危機管理室、総務課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、安芸太田町行政情報メール配信サービスの登録を促進している。(再掲)	・ 情報共有、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、重要な情報が着実に伝わるようにするため、住民への周知が必要である。	防災情報メールを登録している人の割合	17% (R2)	8.4% (H26)	30% (R6)	40.0% (H32)	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	(1) 災害情報伝達機能の強化	4) 災害情報伝達手段の多様化	② 防災行政無線、個別受信機の整備【危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、災害に強いまちづくりの実現に向けて防災行政無線の整備を実施している。(再掲)	・ 大規模災害時に迅速かつ的確な情報を発信するための防災行政無線、個別受信機は整備済みとなっており、今年度にデジタル化を行う予定である。	防災行政無線のデジタル化	整備(R2)	—	継続(R6)	—
				③ 広島県防災情報メールの周知・普及【広島県】 ・ 広島県では、県民が気象情報や避難情報を迅速に入手するのに有効な手段である防災情報メールの登録を促進している。(再掲)	・ 防災情報メールの存在及び入手できる情報の内容を県民に十分周知する必要がある。	—	—	—	—	—
			5) 災害情報収集伝達体制の整備	① 住民への多様な情報伝達方法の訓練実施【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、あらゆる手段での情報伝達が確実に実施できるよう情報伝達体制の整備を推進している。	・ 行政情報メールの配信や防災行政無線、広報車両での周知等のあらゆる手段での情報伝達が迅速かつ適切に実施できるよう、情報伝達訓練の実施を推進する必要がある。	災害対応訓練の実施	未実施(R1)	—	1回(R6)	—
		(2) 自助・共助の取組強化	1) 防災意識の醸成	① 学校での防災教育実施【危機管理室、教育課】 安芸太田町地域防災計画(基本編)により、防災教育の実施を推進している。(再掲)	・ 自然災害時において命を守る知識が習得できるよう、地域の災害特性や、災害時の情報収集方法、適切な避難行動等の防災教育を推進する必要がある。	—	—	—	—	—
				② 防災訓練の実施【危機管理室、教育課】 各学校で、大規模災害に対する防災訓練の実施を推進している。(再掲)	・ 各学校では、学校安全計画により年2回程度、自然災害に対する防災訓練及び防災教育を実施している。地域の実情を踏まえ、防災意識の醸成と学校安全の取組を継続的に推進する必要がある。	学校における防災訓練の実施	2回(R2)	—	2回(R6)	—
			2) 要配慮者の避難支援	① 避難行動要支援者名簿の地域配布・更新【総務課・健康福祉課】 ・ 安芸太田町災害時要援護者地域支援制度により、要援護者及び地域支援者の名簿を提供している。(再掲)	・ 大規模自然災害発生時における避難行動要支援者に対する避難支援体制並びに関係機関(自主防災組織、警察署、消防署、自衛隊等)への情報提供体制整備のため、避難行動要支援者名簿の更新(システム化)を行う必要がある。	—	—	—	—	—
				② 社会福祉施設等への助言、避難支援【健康福祉課、危機管理室】 ・ 社会福祉施設に対し、施設利用者等の安全を確保するための組織体制整備の指導を推進している。(再掲)	・ 異常気象等を想定した社会福祉施設の防災体制の整備等のため、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の施設において、避難確保計画の策定を推進する必要がある。	避難確保計画の策定率	12施設(63%) (R2)	—	19施設(100%) (R6)	—

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	(2) 自助・共助の取組強化	3) 自主防災組織の充実・強化	① 自主防災組織の組織率の向上【危機管理室】 ・ 地域住民の自主防災組織への参画を推奨している。(再掲)	・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の組織率の向上に取り組む必要がある。	自主防災組織の組織率	41.3% (R1)	88.6% (H26)	60% (R6)	95.0% (H32)
				② 地域における防災訓練の支援【危機管理室、住民課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、地域の自主防災組織や消防団との連携を強化し、関係機関が一体となった訓練の実施を推進している。(再掲)	・ 自治会等の各地域において、毎年1回程度、大規模災害に対する防災訓練等を実施している。防災意識の醸成のため継続的に防災訓練等を実施する必要がある。	地域における防災訓練等の実施	1回 (R2)	—	1回 (R6)	—
				③ 防災リーダーの育成【危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、地域住民の自主防災組織への参画を推奨している。(再掲)	・ 大規模災害時には、警察・消防・役場等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化等の防災リーダー等の育成に取り組む必要がある。	講習会等の開催	未実施 (R2)	—	1回 (R6)	—
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による機能の大幅な低下	(1) 産業等の災害対応力の強化	1) 事業継続の取組の推進	① 町内企業における「事業継続計画(BCP)」の策定支援【危機管理室】 ・ 各企業において事業継続計画が策定できるよう、各種被害想定に関する情報提供等に努めている。	・ 事業継続計画の必要性や防災・減災対策による被害軽減効果について情報提供を行い、各企業における事業継続計画の作成が推進されるよう普及・啓発を行う必要がある。	—	—	—	—	—
			2) 企業防災の取組の促進	① 企業防災への取組促進【危機管理室】 ・ 企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、防災に関する助言を行うよう努めている。	・ 防災に関する継続的な助言により、企業防災の取組を推進する必要がある。	—	—	—	—	—
		(2) 交通網の確保	1) 災害に強い道路ネットワークの構築	① 緊急輸送道路の整備促進【広島県】 ・ 災害に強い道路ネットワークの構築にむけて、広島県と連携して道路改良、橋梁耐震補強等を行っている。(再掲)	・ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。	緊急輸送道路の橋梁耐震化率	—	79.6% (H27)	—	83.0% (R2)
				② 町道の整備推進【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、集落と幹線道路を結ぶ道路(町道)の整備を計画的に推進している。(再掲)	・ 大規模自然災害等への対応が可能な町道の整備を計画的に実施する必要がある。 ・ 道路防災事業の実施により、災害に強い町道整備の推進が必要である。	町道整備事業	2件 (R1)	—	4件 (R6)	—
				③ 道路、橋梁等の老朽化対策(長寿命化計画)【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道路・橋梁等への老朽化対策を推進している。(再掲)	・ 地震に伴う道路・橋脚等の寸断により、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障が生じる懸念がある。	橋梁補修	4件 (R1)	—	7件 (R6)	—

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による機能の大幅な低下	(2) 交通網の確保	1) 災害に強い道路ネットワークの構築	④ 道の駅 来夢とごうちの更新【企画課、危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道の駅周辺の安全対策等を推進している。(再掲)	・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。	—	—	—	—	—
			2) 場外離着陸場(ヘリポート)の適正管理・整備	① 臨時ヘリポート場所の機能確保【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画により、臨時ヘリポートの活動拠点としてのオープンスペースの利用について検討を進めている。	・ 見入ヶ崎町民スポーツ広場等のオープンスペースを臨時ヘリポートとして利用することを想定しているが、受援計画の策定等により陸上輸送が機能しない場合の活動拠点として適切か検証し、必要な整備を行う必要がある。	受援計画の策定	策定作業中(R2)	—	未策定(R6)	—
	5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	(1) 農林業基盤・施設等の整備	1) 農林業基盤・施設における被害低減	① 農林業施設の適切な施設の維持管理【産業観光課】 ・ 安芸太田町では「安芸太田町土木・耕地事業」により、農業用施設等の維持修繕等を推進している。	・ 大規模災害時においても重要な農業基盤を維持するため、農畜産物の生産・流通関連施設等の耐震性の確保、食品流通の確保等を図る必要がある。	—	—	—	—	—
			② 老朽化した施設の改修、整備等【産業観光課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、老朽化施設の改修(長寿命化計画)を促進している。	・ 老朽化に伴う維持管理費の増大に備え、不要な施設の廃止、計画的な更新・改修等により、計画的な維持管理を行う必要がある。	—	—	—	—	—	
	(2) 観光・交流施設の整備	1) 観光拠点施設における被害低減	① 観光資源の適切な維持管理【産業観光課、事業者】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、台風等の事前に予測できる事象への対応として指定管理者に対して、建物外部にある設備・機器類の屋内移動や飛散防止措置の指導を行っている。 ・ また、災害発生後においては、施設の状況点検報告の指示している。	・ 指定事業者に対して、設備・機器類の屋内移動等の飛散防止措置や災害後の状況点検等の指導を行っているが、災害に主な観光・交流施設の被害軽減に向けた修繕対策を随時対応していく必要がある。	—	—	—	—	—	—
			② 道の駅 来夢とごうちの更新【企画課、危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道の駅周辺の安全対策等を推進している。(再掲)	・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。	—	—	—	—	—	



事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-3 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止	(1) 災害対策施設の整備	1) 土砂災害対策	① 土砂災害防止施設の整備【広島県、建設課】 ・ 広島県は、ひろしま砂防アクションプラン2016(平成28年)に基づき、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設について、優先度を明確にして効率的な整備に取り組んでいる。(再掲)	・ 土砂災害の防止、被害軽減のため、防災拠点や大規模避難所等の拠点機能を含む土砂災害警戒区域の砂防事業について優先的に推進するよう、広島県等に働きかける必要がある。	—	—	—	—	—
				② 小規模崩壊地復旧事業の促進【広島県、建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、小規模崩壊地復旧事業の促進を推進している。(再掲)	・ 小規模崩壊地の再崩壊の防止のため、災害発生防止のため、県と連携しながら整備を進めていく必要がある。	—	—	—	—	—
				③ 砂防事業の実施【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、砂防施設の整備等を実施している。(再掲)	・ 土砂災害の防止、被害軽減のため、防災拠点や大規模避難所等の拠点機能を含む土砂災害警戒区域の砂防事業について優先的に推進するよう、広島県等に働きかける必要がある。	—	—	—	—	—
				④ 急傾斜地崩壊対策事業【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、急傾斜地崩壊対策事業を推進している。(再掲)	・ 県と連携した急傾斜地崩壊対策工事の推進や、急傾斜地崩壊による被害軽減のために整備している急傾斜施設の維持管理を進めていく必要がある。	急傾斜施設維持工事	3件(R1)	—	3件(R6)	—
			2) 河川対策	① 河川整備の推進【太田川河川事務所、広島県、建設課】 ・ 異常気象等による被害を減少させるため、国、県と連携した河川整備を推進している。(再掲)	・ 近年、集中豪雨等により想定を超えた自然災害も発生しているため、河川管理者と連携した河川整備を推進し、河川点検等による河川機能を維持する必要がある。	河川維持件数	3件(R1)	—	4件(R6)	—
				② 緊急輸送道路の整備促進【広島県】 ・ 災害に強い道路ネットワークの構築にむけて、広島県と連携して道路改良、橋梁耐震補強等を行っている。(再掲)	・ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。	緊急輸送道路の橋梁耐震化率	—	79.6%(H27)	—	83.0%(R2)
		(2) 災害に強い道路ネットワークの構築	1) 道路の整備	② 町道の整備推進【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、集落と幹線道路を結ぶ道路(町道)の整備を計画的に推進している。(再掲)	・ 大規模自然災害等への対応が可能な町道の整備を計画的に実施する必要がある。 ・ 道路防災事業の実施により、災害に強い町道整備の推進が必要である。	町道整備事業	2件(R1)	—	4件(R6)	—
				③ 道路、橋梁等の老朽化対策(長寿命化計画)【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道路・橋梁等への老朽化対策を推進している。(再掲)	・ 地震に伴う道路・橋脚等の寸断により、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障が生じる懸念がある。	道路防災事業実施件数	2件(R1)	—	2件(R6)	—
				橋梁補修	4件(R1)	—	7件(R6)	—		

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-3 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止	(2) 災害に強い道路ネットワークの構築	2) 交通拠点の整備	① 道の駅 来夢とごうちの更新【企画課、危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道の駅周辺の安全対策等を推進している。(再掲)	・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。	—	—	—	—	—
	5-4 食料等の安定供給の停滞	(1) 物資調達・供給体制の整備	1) 物資調達・供給体制の整備	① 情報収集体制の強化【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、各課・各支所や自主防災組織との連携強化による情報収集体制を整備している。	・ 庁内連携の情報収集体制の強化を行っているが、大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、情報集約方法のルール化や情報収集手段の多様化を図る必要がある。	—	—	—	—	—
				② 物資の調達・受入・供給体制の強化【総務課、危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画により、生活必需品等が町民に供給されるよう、物資の調達・受入・供給体制を整備している。	・ 生産者、事業者等との協定や庁内体制の強化により、物資の調達・受入・供給体制の強化を図っているが、大規模災害等を想定した受援計画の策定等により具体的な検討を進める必要がある。	受援計画の策定	策定作業中(R2)	—	策定済(R6)	—
				③ 町営水道、簡易水道の供給体制の強化【建設課】 ・ 安芸太田町地域防災計画や広島県における水道広域連携の進め方(R2.1/広島県)により、災害時においても円滑な供給ができるような体制の整備を推進している。	・ 平成28年度に町内水道の事業単位を一本化させ、新たな給水計画を策定し水道施設を健全に保つために施設更新事業の推進を行っているが、大規模災害時における供給体制の強化のため、危機管理対策(耐震化、浸水防止対策、土砂流入対策等)を推進する必要がある。	危機管理マニュアル策定	未策定(R1)	—	策定完了(R6)	—
				④ 相互応援協定等による行政機関との連携体制の構築【総務課、危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画(基本編)に基づき、「安芸太田町災害時の相互応援に関する協定」による行政機関との連携体制を構築している。	・ 相互応援協定により行政機関との連携体制の構築を行っているが、大規模災害時に迅速かつ的確な連携が実施できるよう、協定の平素からの点検や連携訓練等による連携体制の強化を図る必要がある。	—	—	—	—	—
				⑤ 事業者等との連携体制の構築【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、事業者等との物資の調達及び輸送等の連携体制を構築している。	・ 災害発生時において、迅速かつ的確な応急措置等の支援を実施するため、事業者等との「災害時における物資供給に関する協定」の締結に取り組む必要がある。	物資供給に関する協定数	1件(R2)	—	3件(R6)	—

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-4 食料等の安定供給の停滞	(1) 物資調達・供給体制の整備	2) 物資調達・供給拠点の整備	① 老朽化した水道施設の改修【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、老朽化施設の改修（長寿命化）を推進している。（再掲）	・ 水道水の安定供給のため、適切で確実な施設維持管理を行っているが、水道事業更新計画に基づく施設の更新と監視体制の整備を推進する必要がある。	簡易水道施設点検回数	50回 (R1)	—	50回 (R6)	—
				② 救援物資集積拠点の機能確保【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画により、救援物資集積拠点を指定し、拠点機能の整備を推進している。（再掲）	・ 救援物資集積拠点として、戸河内ふれあいセンター及び加計体育館を指定しているが、受援計画の策定等により大量の救援物資の受入れ及び搬送が可能か検証し、必要な整備や拠点の追加等を行う必要がある。	配水管更新整備延長	300m (R1)	—	300m (R6)	—
				③ 輸送活動拠点となる臨時ヘリポート場所の機能確保【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画により、臨時ヘリポートの活動拠点としてのオープンスペースの利用について検討を進めている。（再掲）	・ 見入ヶ崎町民スポーツ広場等のオープンスペースを臨時ヘリポートとして利用することを想定しているが、受援計画の策定等により陸上輸送が機能しない場合の活動拠点として適切か検証し、必要な整備を行う必要がある。	受援計画の策定	策定作業中 (R2)	—	未策定 (R6)	—
		(2) 災害に強い道路ネットワークの構築	1) 道路の整備	① 緊急輸送道路の整備促進【広島県】 ・ 災害に強い道路ネットワークの構築にむけて、広島県と連携して道路改良、橋梁耐震補強等を行っている。（再掲）	・ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。	緊急輸送道路の橋梁耐震化率	—	79.6% (H27)	—	83.0% (R2)
				② 町道の整備推進【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、集落と幹線道路を結ぶ道路（町道）の整備を計画的に推進している。（再掲）	・ 大規模自然災害等への対応が可能な町道の整備を計画的に実施する必要がある。 ・ 道路防災事業の実施により、災害に強い町道整備の推進が必要である。	町道整備事業	2件 (R1)	—	4件 (R6)	—
				③ 道路、橋梁等の老朽化対策（長寿命化計画）【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道路・橋梁等への老朽化対策を推進している。（再掲）	・ 地震に伴う道路・橋脚等の寸断により、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障が生じる懸念がある。	道路防災事業実施件数	2件 (R1)	—	2件 (R6)	—
		(3) 農林業基盤・施設等の整備	1) 農林業基盤・施設における被害低減	① 道の駅 来夢とごうちの更新【企画課、危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道の駅周辺の安全対策等を推進している。（再掲）	・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。	橋梁補修	4件 (R1)	—	7件 (R6)	—
				① 農林業施設の適切な施設の維持管理【産業観光課】 ・ 安芸太田町では「安芸太田町土木・耕地事業」により、農業用施設等の維持修繕等を推進している。	・ 大規模災害時においても重要な農業基盤を維持するため、農畜産物の生産・流通関連施設等の耐震性の確保、食品流通の確保等を図る必要がある。	—	—	—	—	—

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標					
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値		
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)	
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-4 食料等の安定供給の停滞	(3) 農林業基盤・施設等の整備	1) 農林業基盤・施設における被害低減	② 老朽化した施設の改修、整備等【産業観光課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、老朽化施設の改修（長寿命化計画）を促進している。	・ 老朽化に伴う維持管理費の増大に備え、不要な施設の廃止、計画的な更新・改修等により、計画的な維持管理を行う必要がある。	—	—	—	—	—	
		(4) 食料供給の維持	1) 円滑な食料供給の維持	① 食品流通における連携・協力体制の構築【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画により、被災者に円滑に食料を供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておくこととしている。	・ 災害発生時において、円滑な食料の供給を維持するため、食品流通に関する事業者等との「災害時における物資供給に関する協定」の締結に取り組む必要がある。	物資供給に関する協定数	1件 (R2)	—	3件 (R6)	—	
	5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	(1) 生産活動の維持対策	1) 用水供給施設の維持管理・老朽化対策	1) 水道施設の適切な維持管理【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、老朽化施設の改修（長寿命化）を推進している。	① 水道水の安定供給のため、適切で確実な施設維持管理を行っているが、水道事業更新計画に基づく施設の更新と監視体制の整備を推進する必要がある。（再掲）	・ 簡易水道施設点検回数 ・ 配水管更新整備延長	簡易水道施設点検回数	50回 (R1)	—	50回 (R6)	—
							配水管更新整備延長	300m (R1)	—	300m (R6)	—
			2) 用水供給体制の強化	② 生活用水取水施設整備支援【住民課】 ・ 安芸太田町生活用水取水施設整備事業により、生活用水確保のための取水施設整備を推進、補助金の交付を行っている。	・ 大規模災害時においても、必要な生活用水を確保するため、生活用水取水施設整備事業を周知し、整備を推進する必要がある、	生活用水取水施設整備件数	1件 (R2)	—	5件 (R6)	—	
						—	—	—	—	—	
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止	(1) 非常用時の電力・燃料の確保	1) 非常用物資の備蓄推進	① 各家庭での非常用物資・燃料の備蓄の推進【危機管理室】 ・ 自主防災組織等を通じて、各家庭における非常用物資・燃料の備蓄をお願いしている。（再掲）	・ 防災マップの更新に合わせて、情報面における非常持ち出し品や備蓄品の記載を行い、町民へ周知を図る。	防災マップの更新・配布	更新配布済 (R2)	—	更新配布済 (R6)	—	
				② 防災拠点への非常用物資・燃料の確保【危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画及び安芸太田町地域防災計画に基づき、防災拠点施設の備蓄品の整備を推進している。（再掲）	・ 大規模災害等による孤立を想定した非常用物資や燃料の必要数を把握し、防災拠点への備蓄を推進する必要がある。	非常用物資・燃料の備蓄量	2,800食分 (R2)	—	2,800食分 (R6)	—	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止	(1) 非常用時の電力・燃料の確保	2) 庁舎等の停電対策	① 庁舎等への非常用電源の確保【総務課】 ・ 電力供給の停止時においても庁舎の電源が確保できるよう、非常用発電機の整備や電力事業者との協定締結等を推進している。（再掲）	・ 庁舎等への非常用発電機の整備は実施済みであるが、大規模災害時に対応するため、平素からの維持管理を行う必要がある。	本庁舎・支所への非常用電源の整備	整備済 (R2)	—	整備済 (R6)	—
				② 医療施設の非常用電源確保【町立病院】 ・ 安芸太田病院で非常用発電機を設置している。	・ 安芸太田病院では非常用発電機が2基あり、1基は令和2年度に改修する。戸河内診療所の非常用発電は老朽化しているが、確保する必要性について協議し、必要であれば改修する。	—	—	—	—	—
				③ 再生可能エネルギー等の導入推進【総務課、住民課、町立病院】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、防災拠点としての機能を維持するため、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入に努めている。（再掲）	・ 安芸太田病院、消防団第11分団第25部においては、太陽光発電を導入している。 ・ 他防災拠点においても必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。	—	—	—	—	—
		3) 電力・燃料の供給体制の確保	① 災害時の電力事業者との連携強化【電力事業者、危機管理室】 ・ 「災害時における連絡・協力体制に関する協定（平成27年5月18日締結）」に基づき、同社広島北営業所と電力の復旧等に向けての連携を図るものとしている。	・ 電力復旧作業が円滑に行われるよう、交通状況や重要施設の状況を電力事業者に提供する等、連携体制の強化を推進する必要がある。	—	—	—	—	—	
	② 災害時の石油・LPガス事業者との連携強化【石油・LPガス事業者、広島県、危機管理室】 ・ 広島県は、「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」を締結する団体等から、緊急車両及び防災拠点施設の燃料確保を行うものとしている。		・ 災害時における燃料供給の復旧作業が円滑に行われるよう、交通状況や重要施設の状況を石油・LPガス事業者に提供する等、連携体制の強化を推進する。	—	—	—	—	—		
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	(1) 上水道の供給体制の強化	1) 用水供給施設の維持管理・老朽化対策	① 水道施設の適切な維持管理【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、老朽化施設の改修（長寿命化）を推進している。（再掲）	・ 水道水の安定供給のため、適切で確実な施設維持管理を行っているが、水道事業更新計画に基づく施設の更新と監視体制の整備を推進する必要がある。（再掲）	簡易水道施設点検回数	50回 (R1)	—	50回 (R6)	—
配水管更新整備延長						300m (R1)	—	300m (R6)	—	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標					
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値		
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)	
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	(1) 上水道の供給体制の強化	1) 用水供給施設の維持管理・老朽化対策	② 生活用水取水施設整備支援【住民課】 ・ 安芸太田町生活用水取水施設整備事業により、生活用水確保のための取水施設整備を推進、補助金の交付を行っている。(再掲)	・ 大規模災害時においても、必要な生活用水を確保するため、生活用水取水施設整備事業を周知し、整備を推進する必要がある、	生活用水取水施設整備件数	1件 (R2)	—	5件 (R6)	—	
			2) 用水供給体制の強化	① 用水の供給体制の強化【建設課】 ・ 安芸太田町地域防災計画や広島県における水道広域連携の進め方(R2.1/広島県)により、災害時においても円滑な供給ができるような体制の整備を推進している。(再掲)	・ 平成28年度に町内水道の事業単位を一本化させ、新たな給水計画を策定し水道施設を健全に保つために施設更新事業の推進を行っているが、大規模災害時における供給体制の強化のため、危機管理対策(耐震化、浸水防止対策、土砂流入対策等)の推進や、水道広域体制の強化を推進する必要がある。	—	—	—	—		
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	(1) 汚水対策	1) 農業集落排水処理施設対策	① 農業集落排水処理施設の適切な維持管理【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、排水処理施設の適切な維持管理・整備を進めている。(再掲)	・ 大規模災害時においても、既存施設が有効に活用できるように、長寿命化のための計画的な改修・更新が必要である。	水洗化率(集合処理区)	84% (R1)	—	88% (R6)	—	
			2) 浄化槽対策	① 浄化槽の設置促進【建設課】 ・ 安芸太田町小型浄化槽設置整備事業により、浄化槽の設置を促進している。 ・ 浄化槽の設置や変更などに関する情報提供を町ホームページで行っている。(再掲)	・ 浄化槽は、適切な維持管理により災害時に強い施設である。合併浄化槽の設置補助及び設置後の維持管理費用の負担軽減により、浄化槽の普及・促進が必要である。	合併浄化槽設置数	7件 (R1)	—	5件 (R6)	—	
			3) 下水道施設の防災・減災対策	① 下水道施設の適正な維持管理【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、下水道施設の適切な維持管理を促進している。(再掲)	・ 既存施設の有効活用や長寿命化のための計画的な改修・更新が必要である。	—	—	—	—	—	
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	(1) 災害に強い道路ネットワークの構築	(2) 災害廃棄物処理対策	1) 災害廃棄物処理体制の構築	① 災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理体制の構築【衛生対策室】 ・ 安芸太田町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理チームが中心となり災害廃棄物の処理体制を構築している。	・ 大規模災害発生時には大量の災害廃棄物処理が必要であるため、ボランティアや他自治体、民間事業者の協力を得られるよう、平素から協力体制の構築が必要である。	安芸太田町災害廃棄物処理計画の策定	策定済 (R2)	—	策定済 (R6)	—
			1) 道路の整備	① 緊急輸送道路の整備促進【広島県】 ・ 災害に強い道路ネットワークの構築にむけて、広島県と連携して道路改良、橋梁耐震補強等を行っている。(再掲)	・ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。	緊急輸送道路の橋梁耐震化率	—	79.6% (H27)	—	83.0% (R2)	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標					
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値		
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)	
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	(1) 災害に強い道路ネットワークの構築	1) 道路の整備	② 町道の整備推進【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、集落と幹線道路を結ぶ道路(町道)の整備を計画的に推進している。(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害等への対応が可能な町道の整備を計画的に実施する必要がある。</li> <li>道路防災事業の実施により、災害に強い町道整備の推進が必要である。</li> </ul>	町道整備事業	2件(R1)	—	4件(R6)	—	
				道路防災事業実施件数		2件(R1)	—	2件(R6)	—		
				橋梁補修		4件(R1)	—	7件(R6)	—		
			2) 交通拠点の整備	① 道の駅 来夢とごうちの更新【企画課、危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道の駅周辺の安全対策等を推進している。(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。</li> </ul>	—	—	—	—	—	
				(2) 交通ネットワーク復旧体制の強化		① 情報収集体制の強化【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、各課・各支所や自主防災組織との連携強化による情報収集体制を整備している。(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内連携の情報収集体制の強化を行っているが、大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、情報集約方法のルール化や情報収集手段の多様化を図る必要がある。</li> </ul>	—	—	—	—
						② 県・消防・警察・自衛隊との連携した救助体制の強化【総務課】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、県・消防・警察・自衛隊との連携した救助体制を整備している。(再掲)		<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時において、救助に関するあらゆる関係機関が連携し、迅速な救助活動が行えるよう、平素から各種訓練を実施する等、救助体制の強化を推進する必要がある。</li> </ul>	—	—	—
		(3) 災害対策施設の整備	1) 土砂災害対策	③ 道路管理者との連携強化(道路啓開)【西日本高速道路、広島県、建設課】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、道路管理者との連携強化を図っている。(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時において、迅速に救助活動や緊急輸送が行えるよう、道路管理者と連携した道路啓開の訓練を実施する等、道路啓開体制の強化を推進する必要がある。</li> </ul>	—	—		—	—	
				① 土砂災害防止施設の整備【広島県、建設課】 ・ 広島県は、ひろしま砂防アクションプラン2016(平成28年)に基づき、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設について、優先度を明確にして効率的な整備に取り組んでいる。(再掲)		<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害の防止、被害軽減のため、防災拠点や大規模避難所等の拠点機能を含む土砂災害警戒区域の砂防事業について優先的に推進するよう、広島県等に働きかける必要がある。(再掲)</li> </ul>	—	—	—	—	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	(3) 災害対策施設の整備	1) 土砂災害対策	② 小規模崩壊地復旧事業の促進【広島県、建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、小規模崩壊地復旧事業の促進を推進している。(再掲)	・ 小規模崩壊地の再崩落の防止のため、災害発生防止のため、県と連携しながら整備を進めていく必要がある。(再掲)	—	—	—	—	—
				③ 砂防事業の実施【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、砂防施設の整備等を実施している。(再掲)	・ 土砂災害の防止、被害軽減のため、防災拠点や大規模避難所等の拠点機能を含む土砂災害警戒区域の砂防事業について優先的に推進するよう、広島県等に働きかける必要がある。(再掲)	—	—	—	—	—
				④ 急傾斜地崩壊対策事業【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、急傾斜地崩壊対策事業を推進している。(再掲)	・ 県と連携した急傾斜地崩壊対策工事の推進や、急傾斜地崩壊による被害軽減のために整備している急傾斜施設の維持管理を進めていく必要がある。(再掲)	急傾斜施設維持工事	3件 (R1)	—	3件 (R6)	—
		2) 河川対策	① 河川整備の推進【太田川河川事務所、広島県、建設課】 ・ 異常気象等による被害を減少させるため、国、県と連携した河川整備を推進している。(再掲)	・ 近年、集中豪雨等により想定を超えた自然災害も発生しているため、河川管理者と連携した河川整備を推進し、河川点検等による河川機能を維持する必要がある。(再掲)	河川維持件数	3件 (R1)	—	4件 (R6)	—	
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	(1) 防災インフラ復旧体制の整備	1) 復旧体制の整備	① 建設事業者との災害時協定等の締結促進【建設課、危機管理室】 ・ 災害時における建設関係団体との協力体制の確保のため、災害時協定等の締結を促進している。	・ 町内建設業者の結成した「安芸太田町災害対策等支援協力会」と協定を締結しており防災会議にオブザーバーとして参加している。 ・ 今後も協力体制の確保に努める。	安芸太田町災害対策等支援協力会との協定締結	締結済 (R1)	—	締結済 (R6)	—
				② 広域的な応援体制の構築【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、応援が必要な場合は、広島県等の関係機関への応援養成を行う。	・ 大規模自然災害時においては、関係機関の応援活動に対する迅速な受援活動が必要であるため、受援計画の策定により広域応援体制の強化を推進する必要がある。	受援計画の策定	策定 作業中 (R2)	—	未策定 (R6)	—
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生	(1) 大规模火災の防止	1) 木造施設の防火対策	① 木造施設の耐震診断支援【建設課】 ・ 木造住宅耐震診断事業により、町内に存在する木造住居の所有者の耐震診断の普及及び耐震改修の促進を図っている。(再掲)	・ 木造住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性の啓発に取り組みとともに耐震診断支援補助制度の周知を図る必要がある。	住宅の耐震化率	町営住宅耐震化率 100% (R2)	79.2% (H27)	町営住宅耐震化率 100% (R6)	85.0% (R2)
			2) 空き家対策	① 空き家の利活用の促進(空き家バンクの充実等)【住民課】 ・ 空き家バンク制度等による住宅情報の発信、供給体制の充実等を図っている。(再掲)	・ 空き家と思われる家屋数は増加しているが、空き家バンクへの登録物件は伸びていない現状となっている。 ・ 空き家バンクに対する相談件数は多く、成約に至っていない現状を踏まえ、ニーズに沿った空き家の確保等に向け、空き家バンクの登録促進の強化を図る必要がある。	移住者訪問件数	25件 (R1)	—	40件 (R6)	—



事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
7 制御不能な 複合災害・ 二次災害を 発生させない	7-1 地震に伴う市街地 の大規模火災の発生 による多数の死傷者の発生	(1) 大規模火災の防止	2) 空き家対策	② 空き家解体撤去【建設課】 ・ 安芸太田町空き家解体事業補助金の交付により、空き家の解体撤去の支援を行っている。(再掲)	・ 管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、所有者に対して解体事業の周知等による老朽化空き家の解体撤去を推進する必要がある。	—	—	—	—	—
			3) 消防機能の充実・強化	① 広島市消防との連携と体制の強化【総務課】 ・ 広島市消防局安佐北消防署安芸太田出張所や広島県との連携強化を図り、迅速な応援体制の整備を推進している。(再掲)	・ 広島市消防や広島県と連携による消防機能の整備を行っているが、大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、危機管理体制の維持・強化を図る必要がある。	—	—	—	—	—
		(2) 消防団・ 自主防災組織の 充実・強化	1) 自主防災組織の 充実・強化	① 自主防災組織の組織率の向上【危機管理室】 ・ 地域住民の自主防災組織への参画を推奨している。(再掲)	・ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の組織率の向上に取り組む必要がある。	自主防災組織の組織率	41.3% (R1)	88.6% (H26)	60% (R6)	95.0% (H32)
				② 地域における防災訓練の支援【危機管理室、住民課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、地域の自主防災組織や消防団との連携を強化し、関係機関が一体となった訓練の実施を推進している。(再掲)	・ 自治会等の各地域において、毎年1回程度、大規模災害に対する防災訓練等を実施している。防災意識の醸成のため継続的に防災訓練等を実施する必要がある。	地域における 防災訓練等の実施	1回 (R2)	—	1回 (R6)	—
				③ 防災リーダーの育成【危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、地域住民の自主防災組織への参画を推奨している。(再掲)	・ 大規模災害時には、警察・消防・役場等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化等の防災リーダー等の育成に取り組む必要がある。	講習会等の 開催	未実施 (R2)	—	1回 (R6)	—
			2) 消防団の充実・強化	① 消防団員の確保【危機管理室】 消防団員の待遇の向上により、消防団員への入団を促進している。(再掲)	・ 過疎高齢化が進む中で不可欠である、地域の防災力を維持するため、消防団員の待遇向上等により、消防団員数を維持する必要がある。	町人口に対する消防団員数比較率	6.8人 (R1)	—	6.5人 (R6)	—
		② 消防団の装備充実及び拠点施設の整備【危機管理室】 ・ 消防団機能の強化のため、消防団装備の充実強化及び拠点施設の整備を検討している。(再掲)		・ 消防団の活動を円滑に遂行するため、消防施設、設備、備品などを適切な水準で維持管理や、消防団拠点施設の整備を推進する必要がある。	備蓄倉庫消防駐屯機能 強化整備数	0箇所 (R1)	—	3箇所 (R6)	—	
							防火水槽整備数	0箇所 (R1)	—	1箇所 (R6)

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標								
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値					
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)				
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	(1) 住宅・建築物等の耐震化	1) 住宅の耐震化	① 木造施設の耐震診断支援【建設課】 ・ 木造住宅耐震診断事業により、町内に存在する木造住居の所有者の耐震診断の普及及び耐震改修の促進を図っている。	・ 木造住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性の啓発に取り組むとともに耐震診断支援補助制度の周知を図る必要がある。	住宅の耐震化率	町営住宅耐震化率 100% (R2)	—	町営住宅耐震化率 100% (R6)	—				
				② 住宅改修に対する支援【建設課】 ・ 住宅改修助成金の交付により、町内事業者支援を目的に住宅の修繕等の支援を行っている。	・ 地震等に対する安全性の向上を図るため、耐震診断と耐震改修の必要性の啓発に取り組む必要がある。									
				③ 町営住宅の適正な維持管理【建設課】 ・ 公営住宅長寿命化計画 (H26 年) に基づき、今後の需要を見据えて総戸数の縮小や、適切な維持管理を行っている。	・ 耐用年数を経過した住宅が 4 割程度あり、効率的な修繕や改築を実施していくため修繕周期を元に定期的な点検を実施しストックの長寿命化を図る必要がある。									
			2) 公共施設の耐震化	① 庁舎、支所の耐震化【総務課】 ・ 本庁舎の耐震・大規模改修工事を実施している。(再掲)	本庁、各支所の耐震化	33% (R2)	—	100% (R6)	—					
										② 町立病院の耐震化【町立病院】 ・ 西館は平成 3 年築、外来棟は平成 27 年に建替えが完了しており、新耐震基準を満たしている。(再掲)	—	—	—	—
		① 保育施設の耐震化【教育課】 ・ 必要な改修、耐震診断、耐震改修工事等を推進している。 ・ 令和 2 年度～3 年度事業において、耐震化も含めた施設改修(筒賀保育所)を行っている。		保育施設の耐震化	75% (R2)	—	100% (R6)	—						
									② 社会福祉施設の耐震化【健康福祉課、事業者】 ・ 必要な改修、耐震診断、耐震改修工事等を推進している。(再掲)	福祉施設の耐震化	9 施設 (100%) (R2)	—	9 施設 (100%) (R6)	—
		・ 現行の耐震基準を満たした建物が多いが、経年劣化がみられる建物内外の修繕等改修の推進を計画的に進める必要がある。 ・ (特養 2 か所・老健・認知症 GH・高齢者生活福祉センター・デイサービスセンター・地域支援センター・ユニバーサルホーム・ユニバーサルリビング)												

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	(1) 災害対策施設の整備	1) 土砂災害対策	① 土砂災害防止施設の整備【広島県、建設課】 ・ 広島県は、ひろしま砂防アクションプラン2016(平成28年)に基づき、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設について、優先度を明確にして効率的な整備に取り組んでいる。(再掲)	・ 土砂災害の防止、被害軽減のため、防災拠点や大規模避難所等の拠点機能を含む土砂災害警戒区域の砂防事業について優先的に推進するよう、広島県等に働きかける必要がある。	—	—	—	—	—
				② 小規模崩壊地復旧事業の促進【広島県、建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、小規模崩壊地復旧事業の促進を推進している。(再掲)	・ 小規模崩壊地の再崩壊の防止のため、災害発生防止のため、県と連携しながら整備を進めていく必要がある。	—	—	—	—	—
				③ 砂防事業の実施【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、砂防施設の整備等を実施している。(再掲)	・ 土砂災害の防止、被害軽減のため、防災拠点や大規模避難所等の拠点機能を含む土砂災害警戒区域の砂防事業について優先的に推進するよう、広島県等に働きかける必要がある。	—	—	—	—	—
				④ 急傾斜地崩壊対策事業【建設課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、急傾斜地崩壊対策事業を推進している。(再掲)	・ 県と連携した急傾斜地崩壊対策工事の推進や、急傾斜地崩壊による被害軽減のために整備している急傾斜施設の維持管理を進めていく必要がある。	急傾斜施設維持工事	3件(R1)	—	3件(R6)	—
		2) ダム対策	① ダムの適切な維持・管理【ダム管理者】 ・ ダム管理者は、平素の維持管理や老朽化に備えた設備の更新等を推進している。	・ 太田川の上流には温井ダム、柴木川上流には樽床ダムが設置されている。地震によりダムが決壊・破損しないよう、平素の維持管理や老朽化に備えた設備の更新等を推進する必要がある。	—	—	—	—	—	
			② ダム管理者と連携した緊急対応体制の構築【建設課、危機管理室、ダム管理者】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、ダム管理者等との緊急対応体制を構築している。	・ 豪雨時におけるダムの急激な貯水量の増加や、地震による破損等、緊急時にはダム管理者と情報共有し下流住民が迅速に避難できるよう、緊急対応体制を強化する必要がある。	—	—	—	—	—	
		(2) 農業用水利施設等の整備	1) ため池対策	① ため池耐震診断の実施【広島県、産業観光課】 ・ 広島県は、防災重点ため池を選定し耐震診断を実施している。	・ ため池耐震診断が迅速に進捗するよう、ため池管理者との連絡調整を行う等、広島県に協力・連携を強化する必要がある。	—	—	—	—	—

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	(2) 農業用水利施設等の整備	1) ため池対策	② 老朽ため池の改修・整備【産業観光課、建設課】 ・ 老朽化したため池の地震等による決壊を予防するため、改修補強を推進している。	・ 改修・整備が必要なため池については、広島県、ため池管理者と連携して、補修・改修を推進する必要がある。	老朽ため池の整備	整備中 (R2)	—	整備済 (R6)	—
				③ ため池ハザードマップの策定【県、産業観光課】 ・ 安芸太田町ではため池ハザードマップの作成は実施されていない。	・ 広島県がため池浸水想定区域図を作成したため池に対して、ため池ハザードマップを策定し住民に周知する必要がある。	ため池ハザードマップの整備	未整備 (R1)	—	整備済 (R6)	—
				① 農業従事者の担い手の確保【産業観光課】 ・ 新規就農者、認定農業者、農業生産法人、集落農業法人等の農業経営体を主体とした担い手の育成を進めている。	・ 小規模農家に対しては産直市を販路とする少量多品目生産を行う高齢者等農業の担い手の育成と支援や、新規就農者を確保するための農業研修等を広域連携により実施を推進している。	新規ひろしま活力農業研修生	1人 (R1)	—	1人 (R6)	—
	7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	(1) 農地・森林等の維持管理	1) 農地の維持管理	② 農地の維持・保全と遊休農地の有効活用【産業観光課】 ・ 農地の維持・保全のため、農地整備等の支援、作業地の団地化に向けた調撒・あっせんの支援を行っている。	・ 農地の維持・保全のための、中山間直接支払集落協定や農地整備等の支援を推進する必要がある。	中山間直接支払集落協定	47組織 (R2)	—	47組織 (R6)	—
				① 保安林の整備・適切な管理【農林水産省、広島県、産業観光課】 ・ 保安林の目的である水源のかん用、土砂流出防備のための森林整備や保安施設等の管理を行っている。	・ ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の整備やその他適切な管理を推進する。	—	—	—	—	—
			2) 森林の維持管理	① 有害鳥獣被害防止対策の強化【産業観光課】 ・ 令和2年度に「安芸太田町鳥獣被害防止計画」を策定し、対策の強化を図っている。	・ 農地等の保全を図る上では、鳥獣対策を講じてきたが、高齢化による狩猟者の減少により、捕獲の担い手の育成が必要である。 ・ 鳥獣被害を減少させるため、効果的な捕獲方法の検討研究が必要である。	鳥獣被害額	3,495千円 (H30)	388,850万円 (H30)	3,147千円 (R4)	—
				② 農作物の防護対策の強化【産業観光課】 ・ 安芸太田町鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣被害防止対策事業を実施し、侵入防止柵設置者に対して補助を行っている。	・ 設置状況が悪く被害が発生することも多いため、設置技術研修を行い技術の普及させることが必要。 ・ 有害鳥獣の温床となっている耕作放棄地の刈払いなど、集落内の環境改善対策について住民に対する啓発活動を行う必要がある。	侵入防止策の整備	8,000m (R2)	—	8,000m (R4)	—

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態	(1) 災害廃棄物処理対策	1) 災害廃棄物処理体制の構築	① 災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理体制の構築【衛生対策室】 ・ 安芸太田町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理チームが中心となり災害廃棄物の処理体制を構築している。(再掲)	・ 大規模災害発生時には大量の災害廃棄物処理が必要であるため、ボランティアや他自治体、民間事業者の協力を得られるよう、平素から協力体制の構築が必要である。	安芸太田町災害廃棄物処理計画の策定	策定済 (R2)	—	策定済 (R6)	—
	8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	(1) 復旧・復興を担う人材の確保	1) 建設業の担い手確保	① 建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保【建設課】 ・ 地域の持続的な発展と安全・安心を図るため、建設業の担い手の中・長期的な育成・確保を推進している。	・ 町内の建設産業就業者数は年々減少し、年齢構成では若年層の割合が低く、高齢化が進行している。本町においても、持続的な発展と安全・安心の確保を図っていくためには、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保に取り組む必要がある。	—	—	—	—	—
				② 建設事業者との災害時協定等の締結促進【建設課、危機管理室】 ・ 災害時における建設関係団体との協力体制の確保のため、災害時協定等の締結を促進している。	・ 町内建設業者の結成した「安芸太田町災害対策等支援協力会」と協定を締結しており防災会議にオブザーバーとして参加している。 ・ 今後も協力体制の確保に努める。	安芸太田町災害対策等支援協力会との協定締結	締結済 (R1)	—	締結済 (R6)	—
		(2) 建築物等への迅速な震災対応を可能とする体制整備	1) 耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上	① 講習会の開催【広島県】 ・ 広島県では、耐震診断・改修を担う事業者の技術力の向上を図るため、講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・共有を行っている。	・ 耐震診断・改修を担う事業者の人材及び技術力の向上を図るため、広島県が開催する講習会へ町内技術者、施工業者が参加するよう周知等を行う必要がある。	—	—	—	—	—
				② 耐震改修の有益な情報の共有化【広島県】 ・ 広島県では、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組みを推進している。	・ 広島県が共有している耐震改修の有益な情報を入手し、町内技術者、施工業者へ共有する仕組み作りを推進する必要がある。	—	—	—	—	—
			2) 危険度判定体制の整備	① 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成・登録【建設課】 ・ 被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有するものを平常時から登録し、把握している。	・ 町内の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士登録者数はわずかであり、迅速な震災対応を可能とするための体制整備を図る必要がある。	被災宅地危険度判定士	2人 (R2)	954人 (R2)	3人 (R6)	—
				② 被災建物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の資機材の整備【住民課、建設課】 ・ 被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げふり等の資機材の備蓄を推進している。	・ 大規模災害発生時に、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるように、平素からの資機材の整備等に努める必要がある。					

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	(2) 建築物等への迅速な震災対応を可能とする体制整備	2) 危険度判定体制の整備	③ 県と連携した危険度判定実施体制の強化【県、住民課、建設課】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、被害建築物応急危険度判定支援本部の体制について、あらかじめ整備している。	・ 大規模災害発生時に、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるように、定期的な体制の見直しが必要である。	被災宅地危険度判定士	2人 (R2)	954人 (R2)	3人 (R6)	—
			3) 地籍調査の推進	① 地籍調査の推進【総務課】 ・ 本町において、地籍調査は完了している。	・ 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには土地境界を明確にしておくことが重要となり、本町内の地籍調査の進捗率は100%となっているため、必要に応じて更新を行う。	地籍調査進捗率	100% (R2)	52.2% (H26)	100% (R2)	59.8% (H3)
		(1) 観光・交流施設の整備	1) 観光拠点施設における被害低減	① 観光資源の適切な維持管理【産業観光課、事業者】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、台風等の事前に予測できる事象への対応として指定管理者に対して、建物外部にある設備・機器類の屋内移動や飛散防止措置の指導を行っている。 ・ また、災害発生後においては、施設の状況点検報告の指示している。	・ 指定事業者に対して、設備・機器類の屋内移動等の飛散防止措置や災害後の状況点検等の指導を行っているが、災害に主な観光・交流施設の被害軽減に向けた修繕対策を随時対応していく必要がある。	—	—	—	—	—
	2) 文化財の保護		② 道の駅 来夢とごうちの更新【企画課、危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、道の駅周辺の安全対策等を推進している。(再掲)	・ 交通拠点・地域振興の拠点として整備されているが、大規模災害時において防災活動拠点等の役割を果たせるよう地域防災計画への位置付けやBCPの策定の推進が必要である。	—	—	—	—	—	
	2) 文化財の保護		① 指定文化財(建築物)の維持管理【教育課、建設課】 ・ 安芸太田町公共施設等総合管理計画に基づき、劣化の度合いが大きい建物は、健全度の足りない建物から先行して機能移転(他へ集約化等)する方法を検討している。	・ 建物は築年数がかなり古く、現行の耐震基準を満たしていない建物がほとんどの状況のため、維持管理を促進する必要がある。	—	—	—	—	—	
	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	(2) 自助・互助の取組強化	1) 自主防災組織の充実・強化	① 自主防災組織の組織率の向上【危機管理室】 ・ 地域住民の自主防災組織への参画を推奨している。(再掲)	大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の組織率の向上に取り組む必要がある。	自主防災組織の組織率	41.3% (R1)	88.6% (H26)	60% (R6)	95.0% (H32)

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	(1) 自主防災組織の充実・強化		② 地域における防災訓練の支援【危機管理室、住民課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、地域の自主防災組織や消防団との連携を強化し、関係機関が一体となった訓練の実施を推進している。(再掲)	自治会等の各地域において、毎年1回程度、大規模災害に対する防災訓練等を実施している。防災意識の醸成のため継続的に防災訓練等を実施する必要がある。	地域における防災訓練等の実施	1回 (R2)	—	1回 (R6)	—
				③ 防災リーダーの育成【危機管理室】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、地域住民の自主防災組織への参画を推奨している。(再掲)	大規模災害時には、警察・消防・役場等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化等の防災リーダー等の育成に取り組む必要がある。	講習会等の開催	未実施 (R2)	—	1回 (R6)	—
				① 犯罪被害の予防のための意識啓発【総務課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、犯罪被害ゼロのまち実現に向けて、関係機関との連携を図り、犯罪を未然に防止する取り組みを進めている。(再掲)	・ 大規模災害時には、警察機能の低下が予想されるため、自主防災組織をはじめとする地域団体、NPO法人、事業所などが連携し、地域ぐるみで犯罪の未然防止に取り組む必要がある。	防災無線での啓発活動	1回 (R1)	—	1回 (R6)	—
				② 犯罪発生情報の発信・広報【総務課】 ・ 第二次安芸太田町長期総合計画に基づき、安芸太田町行政情報メール配信サービス、HPなどで犯罪発生兼情報の発信・広報を行っている。(再掲)	・ 大規模災害時には、警察機能の低下が予想されるため、大規模災害時でも住民に確実に情報が伝わるよう、多様な手段で犯罪発生情報の周知を行う必要がある。	防災情報メールを登録している人の割合	17% (R2)	8.4% (H26)	30% (R6)	40.0% (H32)
		(2) 自助・互助の取組強化	地域における防犯連携体制の構築	③ 県と連携した警備活動の実施【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、県警察と密接な連携を図り、警備対策を推進している。(再掲)	・ 大規模災害時には、警察機能の低下が予想されるため、関係機関、自主防災組織等との連携を強化する必要がある。	—	—	—	—	—
				④ 自主防災組織等と連携した見回り活動等の実施【危機管理室】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、自主防災組織等との連携を図り、犯罪の発生予防に努めている。(再掲)	・ 大規模災害時には、警察機能の低下が予想されるため、自主防災組織と連携した地域の見回り活動等を強化する必要がある。	—	—	—	—	—
				① 平時からの連携体制構築【健康福祉課、住民課、教育課、社会福祉協議会】 ・ 平時から地域福祉活動計画事業等により地域福祉の整備を推進している。(再掲)	・ 災害時における要配慮者の支援体制の強化を見据え、平素からの地域福祉活動を通じた関係者の連携体制の強化を推進する必要がある。	—	—	—	—	—

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標				
		大項目	小項目			指標	現状値		目標値	
							町	広島県	町	広島県 (県強靱化計画)
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	(1) 被災者の住宅確保	1) 仮設住宅対策	① 仮設住宅の整備・管理【広島県、建設課】 ・ 広島県では、住居を失った被災者の居住場所の早期確保のため、仮設住宅整備管理マニュアルを策定している。	・ 大規模自然災害等により住居を失った被災者が多数発生した場合、仮設住宅整備管理マニュアルにしたがって仮設住宅の早期に確保するため、平素から仮設住宅建設候補地の選定等の準備を推進する必要がある。	仮設住宅建設候補地の選定	未選定 (R2)	—	選定済 (R6)	—
			2) 公営住宅等の活用	① 一時入居を可能とする例規の整備【建設課】 ・ 安芸太田町地域防災計画に基づき、住居の被害状況により、被災者に対して公営住宅の一時的供与を検討することとなっている。	・ 災害時において、迅速に公営住宅の一時的供与が行えるよう、平素より必要な手続き等を確認・把握しておく必要がある。	—	—	—	—	—
	(1) 風評被害対策	1) 確かな情報提供	① 正確な被害情報の収集・広報【総務課】 ・ 災害時における迅速な緊急対応のため、被害状況を迅速に把握し、ホームページ等を通じて町内外へ広報している。	・ 災害時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集する。正確な被害情報を迅速かつ的確に提供する必要がある。	—	—	—	—	—	—
			② 復興情報の積極的な広報【総務課】 ・ 災害等により被害が生じた場合は、その復旧・復興状況を、ホームページ等を通じて町内外へ広報している。	・ 被害発生後の復旧・復興時においては、風評被害を防ぐため、正確な復興情報を積極的に提供する必要がある。	—	—	—	—	—	—



